

平成26年度我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備
(パーソナルデータ利活用に関するマルチステーク
ホルダープロセスの実施方法等の調査事業)
報告書

平成 27 年 3 月

株式会社野村総合研究所

目 次

第1	調査事業の概要	1
1.	趣旨	1
2.	検討項目	1
3.	検討会、アドバイザー会議の設置	2
4.	委員等の構成	3
5.	開催概要	5
第2	調査事業の内容	6
1.	諸外国におけるマルチステークホルダープロセスの先進事例の分析	6
1)	分析の視点	6
2)	先進事例の実際	8
3)	先進事例の分析から得られた示唆	33
2.	試行的に実施するマルチステークホルダープロセスの具体的手法の検討	36
1)	検討の対象とする具体的ケースの選定	36
2)	匿名加工情報への加工方法の整理	38
3)	試行の進め方の設定	49
3.	マルチステークホルダープロセスの試行	55
1)	ケース別の分析	55
2)	匿名加工方法に関する留意点	70
4.	試行結果の検証及びマルチステークホルダープロセスのあり方	75
1)	マルチステークホルダープロセス試行の検証方法	75
2)	検討会委員へのアンケート結果	77
3)	アドバイザー会議委員へのアンケート結果	91
4)	試行検証を踏まえたマルチステークホルダープロセスのあり方	96
5)	本調査事業における試行で得られたその他の事項等	103
参考資料1	匿名加工技術に係る用語説明	104
参考資料2	パーソナルデータの利活用に係るマルチステークホルダープロセスの試行に係るアンケート票	106

第 1 調査事業の概要

1. 趣旨

「世界最先端 I T 国家創造宣言」（改訂版平成 26 年 6 月 24 日閣議決定。）において、「特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータであるパーソナルデータの取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、利活用と個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める」とされている。

また、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」（平成 26 年 6 月 24 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。）においても、「パーソナルデータの利活用の促進と個人情報及びプライバシーの保護を両立させるため、消費者等も参画するマルチステークホルダープロセスの考え方」を活用していくことが記載されている¹。

マルチステークホルダープロセスに関しては、諸外国において活用されつつあるものの、その具体的な実施手法や手続については試行段階にある。今後、我が国においてもマルチステークホルダープロセスが活用されていくことが見込まれる中、パーソナルデータの利活用の促進のためには、当該プロセスについて、消費者や事業者等の意見に基づくルールを策定することのできる実効的な手法を構築する必要がある。

本調査事業は、「匿名加工方法のあり方」を題材としてパーソナルデータの取扱いに関する自主ルール作成のためのマルチステークホルダープロセスを試行的に実施し、その有効性と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 検討項目

本調査事業では、以下の 4 項目を実施した。

1. 諸外国におけるマルチステークホルダープロセスの先進事例の分析
2. 試行的に実施するマルチステークホルダープロセスの具体的手法の検討
3. マルチステークホルダープロセスの試行
4. 試行結果の検証及びマルチステークホルダープロセスのあり方の検討

¹ 本調査事業の検討段階では、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」（平成 27 年 3 月 10 日閣議決定）は未だ国会提出されていなかったため、内閣官房による「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」（平成 26 年 12 月 19 日）に基づいて検討を行った。

3. 検討会、アドバイザー会議の設置

本調査事業は、事業者、消費者代表、有識者からなる検討会を設置して、同検討会における討議を中心に実施した。

あわせて、技術者、法律家を中心とするアドバイザー会議を設置し、匿名加工情報への加工方法やデータ保護の規律について専門的な見地から討議を実施した。

図表 1 検討会とアドバイザー会議の関係



4. 委員等の構成

検討会及びアドバイザー会議の委員については以下のとおりである。

■ 検討会（五十音順、敬称略）

（委員）◎は座長

石井 夏生利	筑波大学 図書館情報メディア系 准教授
磯部 泰之	株式会社クレディセゾン ネット事業部 マーケティング部 部長
稲川 信彦	三井住友カード株式会社 企画本部 参事役
井上 寿	三菱 UFJ ニコス株式会社 マーケティング企画部 次長
小倉 栄二	三井住友カード株式会社 経営企画部 グループマネージャー
尾崎 一路	三菱 UFJ ニコス株式会社 経営企画部 次長
河合 章	三菱 UFJ ニコス株式会社 情報セキュリティ管理室 上席調査役
菊池 浩明	明治大学 総合数理学部 教授
◎高芝 利仁	高芝法律事務所 弁護士
寺田 眞治	株式会社オプト プロジェクトマネージャー
中野 宜幸	株式会社オプト ビジネス開発本部 本部長
永井 武	株式会社クレディセゾン 総務部 担当部長
日辻 治彦	株式会社ジェーシービー コンプライアンス部 情報管理室 主幹
松岡 万里野	一般財団法人日本消費者協会 理事長
宮田 洋輔	ヤフー株式会社 社長室コーポレート政策企画本部 主幹
唯根 妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 理事

（オブザーバー）

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室 パーソナルデータ関連制度担当室
特定個人情報保護委員会
消費者庁 消費者制度課個人情報保護推進室
経済産業省 商務流通保安グループ 商取引・消費経済政策課

（事務局）

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
株式会社野村総合研究所

■ アドバイザー会議（五十音順、敬称略）

（委員）◎は主査

石井 夏生利 筑波大学 図書館情報メディア系 准教授

板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士

◎菊池 浩明 明治大学 総合数理学部 教授

小松 文子 情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー長

佐久間 淳 筑波大学 システム情報工学研究科 准教授

高橋 克巳 NTTセキュアプラットフォーム研究所 主席研究員

寺田 眞治 株式会社オプト プロジェクトマネージャー

（事務局）

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

株式会社野村総合研究所

5. 開催概要

本調査事業においては、7回の検討会、4回のアドバイザー会議（うち2回は検討会とアドバイザー会議の合同で実施）の開催を通じて、マルチステークホルダープロセスのあり方について検討を行った。

図表 2 検討会・アドバイザー会議の開催概要

検討会	アドバイザー会議	開催概要
第1回		開催日：平成27年1月13日（火曜） ・検討会の趣旨等の説明 ・匿名加工情報への加工方法の整理 ・マルチステークホルダープロセスについての概要説明 ・ユースケース提案のお願い
第2回（合同）	第1回（合同）	開催日：平成27年1月27日（火曜） ・諸外国のマルチステークホルダープロセス事例の紹介 ・マルチステークホルダープロセスの試行方法の検討 ・ユースケースの選定
	第2回	開催日：平成27年2月3日（火曜） ・ユースケースの評価
第3回		開催日：平成27年2月9日（月曜） ・マルチステークホルダープロセスの進め方の確認 ・アドバイザー会議の評価に基づくユースケースごとの検討
第4回（合同）	第3回（合同）	開催日：平成27年2月17日（火曜） ・マルチステークホルダープロセスの進め方の決定 ・消費者メリットとプライバシーリスクを中心としたユースケースごとの検討 ・行動規範（骨子案）の検討
第5回		開催日：平成27年2月23日（月曜） ・消費者メリットとプライバシーリスクを中心としたユースケースごとの検討 ・行動規範（案）の検討 ・匿名加工方法の留意点の検討
	第4回	開催日：平成27年3月6日（金曜） ・ユースケースに対する匿名加工方法のあり方の検討 ・マルチステークホルダープロセスの評価
第6回		開催日：平成27年3月10日（火曜） ・匿名加工方法の留意点の検討 ・マルチステークホルダープロセスの試行検証
第7回		開催日：平成27年3月23日（月曜） ・マルチステークホルダープロセスの試行検証結果の確認 ・報告書（骨子案）の確認

第2 調査事業の内容

1. 諸外国におけるマルチステークホルダープロセスの先進事例の分析

本試行は、我が国におけるマルチステークホルダープロセスとしての取組の中では嚆矢の一つに数えられるものであると考えられ、我が国においては、その内容や進め方・構成等について、参考とすべき先進的な事例はほとんど存在していないと考えられる。

しかし、諸外国においては、類似の取組がプライバシー分野を含めて様々な分野で行われつつあることから、本節では、諸外国におけるマルチステークホルダープロセスについて事例として取り上げ、調査・整理することで、それぞれの特徴を把握・整理し、本試行の内容・構成や進め方を検討する際の参考として活用する。

1) 分析の視点

マルチステークホルダープロセスについての諸外国における先進的な事例に関し、以下のような視点について調査・分析した。

なお、本調査は基本的には公表された資料を基に調査・分析したものであることから、一部の先進事例における一部の分析の視点については、公表資料から十分に把握し得なかったものもある。

図表 3 先進事例の分析の視点

	分析の視点	内容
1	準拠法・宣言等	プロセスの開催や内容・構成や進め方等について根拠となった法律や宣言
2	主催者	プロセスの主催者
3	財源	プロセスの開催・運営に際して主に費用を負担した主体（もしくは費用の拠出源となった主体・会計・財源等）
4	構成	プロセスを構成する会議体・WG等の全体像・概略
5	期間	プロセスに要した期間
6	回数	公式に開催されたプロセスの回数（プロセスを構成する会議体・WG等の開催回数を含む場合もある）
7	事務局機能	プロセスの開催や参加者との連絡調整、資料の作成や取りまとめ等の事務局的功能を担った主体
8	ファシリテーター	プロセスにおける会議体・WG等で司会的な役割で会議の運営・進捗を担当した主体

	分析の視点	内容
9	進め方	プロセスの全体的な進行方法、(わかる場合には) 各回どのようなテーマが議論されたのかなど
10	議題及び提案者	議題は誰がどのように設定したのか
11	検討内容・検討結果の透明性担保	プロセスの検討状況について、どのような形で外部に公開・説明したのか
12	位置づけ	プロセスの最終的な目的・ゴールをどこにおいていたのか(例：行動規範の策定、参加者の意識揃え、情報共有など)
13	結論の決定方法	プロセスのゴールが行動規範等を決定するようなものである場合、どのような方法で結論を出したか(例：全員一致、多数決など)
14	決定事項の拘束力	プロセスのゴールが行動規範等を決定するようなものである場合、決定事項の拘束力はどのような範囲で、どのような形で及ぶのか
15	参加者	プロセスに参加した主体(全参加者の把握が困難な場合もあるため、公表資料等から把握できた代表的な主体を記載)
16	参加者の条件・選定方法	プロセスに参加するための条件。主催者や事務局等が選定している場合もあるため、そのような場合は選定方法や選定条件を含む
17	参加者への拘束力	参加者に対して、プロセスへの参加及びプロセスからの脱退など、どのような拘束が課されるのか
18	専門家	法的・技術的観点や、ビジネスの実務の観点等からプロセスに参加し、アドバイスやコメント等を行う主体
19	消費者	消費者代表として参加した主体
20	政府	政府関係機関でプロセスに関与した主体。また、政府関係機関の関与のあり方(例：オブザーバー、外部からコメントなど)

※本図表における「プロセス」とは、「マルチステークホルダープロセス」を意味する。

2) 先進事例の実際

本調査では、以下の 10 の事例について先進事例として整理・把握を行った。

まず、ごく最近に開催されており、プライバシーに係る内容として、「モバイル向けアプリケーション」及び「顔認証」の事業者としての行動規範のあり方を検討した米国 NTIA (National Telecommunications and Information Administration, 電気通信情報庁) における事例を対象とした。

その他、プライバシー関連の事例としては、米国とはやや趣が異なる EU における RFID のアプリケーションに関する事例を取り上げ、短期間でマルチステークホルダーの意見を収集したオーストラリアにおける事例を取り上げた。さらには、必ずしも成功したとは言えない事例から学ぶことも多いとの考え方から、失敗したとの評価も少なくない W3C の Do Not Track(DNT)に係る事例も対象とした。

また、プライバシー分野とはやや離れるが、関係の深い分野として、情報通信関係のルールを定めたり、多様な主体が情報共有を行ったりする事例として IGF (Internet Governance Forum) の事例や ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers) の事例、EU の IT プラットフォームの事例なども整理した。

最後に、プライバシーや IT とは異なるテーマを対象としているものの、世界的規模で実施されて著名である CSR (企業の社会的責任) に係る欧州マルチステークホルダー・フォーラム、環境問題に関連する Global Reporting Initiative におけるマルチステークホルダープロセス事例も取り上げた。

図表 4 本調査で対象とした事例と概要

調査事例		概略・ポイント
プライバシー関連	NTIA: Facial Recognition Technology	NTIA が実施中の、プライバシーに配慮した顔認証の方法に係る企業の行動規範策定をマルチステークホルダープロセスに沿って実施しているもの。現在進行形ですでに 10 回の会合が開催されている。
	NTIA: mobile application transparency	NTIA がモバイル向けアプリケーションにおけるパーソナルデータ収集についての情報開示のあり方の標準化について、15 回ものマルチステークホルダープロセスに沿った会合を開催して検討したもの。
	The EU RFID Privacy and Data Protection Impact Assessment (PIA) Framework	EU において、RFID アプリの PIA フレームワークに関して、民間企業等が中心となってマルチステークホルダープロセスで策定したフレームを EU の WG (29 条委員会) で承認した。
	W3C DNT(Do Not Track) (※平成 26 年 4 月時点の取組内容による)	国の DNT を巡る行動規制 (標準化) のあり方について、平成 22 年前後に W3C 主導で行われたマルチステークホルダープロセス。最終的には FTC に認められなかったため、失敗ケースと批判されることが多い。

調査事例		概略・ポイント
	オーストラリアにおける 先進スマートメータ導入に 係るプライバシー影響評価	オーストラリアでコンサルティング企業がファシリテーターを務めて実現したクラウド利用のビジネスチャンスと課題・消費者等に対する配慮のあり方を検討したマルチステークホルダープロセス。最終的には企業の行動規範を策定した。
IT 関連	IGF (Internet Governance Forum)	IGF は、国境を越えて議論されるインターネット政策・ガバナンス等が課題に挙げることが多い会合。誰でも参加・意思表示ができる点が当該マルチステークホルダープロセスの特徴であるが、反面、意思決定につながらないという批判もある。
	ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)	ICANN は、ドメイン名のグローバルな運用方針に関する決定を行う機関。マルチステークホルダープロセスについては、ステークホルダーが細かなグループに分類されている点、最後に理事が投票を行う形式で意思決定を行う点に特徴がある。
	EU における、 IT 標準化のために 設置されている、 マルチステークホルダー プロセスプラットフォーム	EU における、IT の規制及び実施に係る、マルチステークホルダープロセスのプラットフォーム。 平成 23 年に設置され、年間 2～4 回程度の会合を開催し、EU 及び世界レベルの IT に係る問題を検討してきた。
その他	欧州 マルチステークホルダー・ フォーラム	政策決定の前提となる、「情報及び認識共有型」のマルチステークホルダープロセスの例とされる枠組み。 CSR の取組及び CSR ツールの革新、透明性、統一性の促進について、産業界、労働団体、NGO 等が、事例分析等を通じて情報共有し、報告書及び勧告書を公表。
	Global Reporting Initiative におけるマルチステーク ホルダープロセス	「行動規範策定」を目的としたマルチステークホルダープロセスの例とされる、比較的伝統ある取組の一つ。 組織の自発的な持続可能性レポートについての国際的枠組みの開発及び合意の形成を目的としたイニシアティブ。

次ページ以降、それぞれの事例について、本章の「1) 分析の視点」で整理した視点に沿って情報収集・整理を行う。

(1) プライバシー関連

① NTIA: Facial Recognition Technology

図表 5 NTIA: Facial Recognition Technology

概略・ポイント		NTIA が実施中の、プライバシーに配慮した顔認証の方法に係る企業の行動規範策定をマルチステークホルダープロセスに沿って実施しているもの。現在進行形ですでに 10 回の会合が開催されている。 実施時期：平成 25 年 12 月 3 日～
実施・運営	1. 準拠法・宣言等	Consumer Data Privacy In A Networked World (The White House, 2012.2) Consumer Privacy Bill of Rights
	2. 主催者	NTIA
	3. 財源	不明。おそらく NTIA が負担したと想定される。
構成・期間・回数	4. 構成	親会と、Definition、Risk、Issue に係るサブ・グループが存在 (他のサブ・グループの存在・位置づけは不明)
	5. 期間	当初の開催案内では以下の期間での開催を想定。 (平成 26 年 2 月 6 日～平成 26 年 6 月 24 日の期間) ※ 実際は、平成 26 年 12 月の時点でも終了していない。 ※ ただし、当初より、平成 26 年 6 月の会議終了後、外部からの意見聴募集の期間を設け、平成 26 年 12 月に外部意見への対応方策を検討することになっていた。
	6. 回数	当初の開催案内では 8 回の開催を予定 ※ 実施は平成 26 年 12 月現在で 10 回の開催となっている(未決)
会議運営	7. 事務局機能	NTIA が担当。 ※ 会議のアジェンダは事前にドラフトを公開(例：2014.2.6 については平成 25 年 12 月 20 日にドラフト公開、平成 26 年 1 月 17 日に確定版アジェンダを公開している)
	8. ファシリテーター	John Verdi Director of Privacy initiatives, Office of Policy Analysis and Development, NTIA
	9. 進め方	< 全体的な進め方 > ※ 以下、回ごとに丸数字で示し、アジェンダやテーマ等を簡潔に記載。 ① 平成 26 年 2 月 6 日：顔認識技術の可能性と商業利用について ・ 一連のディスカッションパネルと Q&A セッションで構成 ・ 顔認識技術の現在の利用方法、将来の利用方法及びプラ

		イバシー上の課題について、ステークホルダーに背景となる情報を提供することが目的。 ② 平成 26 年 2 月 25 日：[1]行動規範についての議論の開始、[2]手続き及び独立タスクについての議論(独立タスクチームの設置、手続きの文書化、将来の会議のログの修正)、[3]予備的なユースケース・リストの策定、[4]追加的な Fact-Finding と重要なタスクのロードマップの策定 ③～⑧：行動規範に係るディスカッション、修正など (③3 月 25 日、④4 月 8 日、⑤4 月 29 日、⑥5 月 20 日、⑦6 月 3 日、⑧6 月 20 日の月 1-2 回ペースで予定) ③ 3 月 25 日：3 つの技術的プレゼンテーション+FTC によるプレゼンテーション ④ 4 月 8 日：CNIL 担当官を招へいしての、欧州の顔認証に係る動きの講演 ⑤ 4 月 29 日：政策課題について、4 つの消費者団体からプレゼンテーション (各 3 分) ⑥ 5 月 20 日：「行動規範に盛り込むべき原則 (34 カ条)」がマルチステークホルダーより提案 ⑦ 6 月 3 日：行動規範の定義、リスクに係る議論 (サブ・グループからの発表含む) ⑧ 6 月 20 日：バイオメトリクスに対する議論、行動規範に係る定義、リスク、課題の議論 ⑨ 11 月 6 日：NIST による顔認識の正確性のプレゼン、行動規範に係るリスク、課題の議論 ⑩ 12 月 15 日：行動規範のドラフトの議論 <個別の進め方の特徴> ・ 会議の時間は約 4 時間 ・ 会議の最後に次回 MTG の「Goal」を決める
	10.議題及び提案者	毎回の議題、ゴール及び発表者は、その前の会の最後でディスカッション実施。 一定の意見を反映させて NTIA が決定している模様 (詳細不明)
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	web サイトから登録すれば、誰でも参加可能 Webcast で開催状況をリアルタイムで配信 (Webcast で参加している者にも投票権あり)
性質・出口等	12.位置づけ	自主的で実効性のある行動規範を策定する。
	13.結論の決定方法	投票的機能のプロセスがあることは明確 (投票の詳細については不明)
	14.決定事項の拘束力	不明 (少なくとも、冒頭には説明はない)

参加者	15.参加者	誰にでも開かれている。 プレゼン参加した事業者は以下のとおり。 ・ FaceFirst (①) ・ Microsoft (①) ・ Animatrics(②)：顔認証の技術の会社 ・ A Novetta Solutions Company (③) ・ Paycasso (③) ・ Interactive Advertising Bureau:IAB (⑥) ・ The App Assosiation:ACT (⑥) ・ Motorola (⑦)
	16.参加者の条件・選定方法	条件等は何もない。
	17.参加者への拘束力	参加者への拘束についても特段の説明・約束事等はなし。
	18.専門家	・ Marketing research Association (①、⑥) ・ オンタリオ州プライバシーオフィス (①) ・ Alessandro Acquisti, CMU (③) ・ CNIL 担当官 (④) ・ NetChoice (⑤) ・ Internet Association (⑥) ・ International Biometrics & Identification Association : IAIA(⑧) ・ NIST (⑨)
	19.消費者	・ Center for Democracy & Technology (①) ・ American Civil Liberties Union : A C L U (⑤、⑥) ・ Consumer Federation of America (⑤) ・ Center for Digital Democracy (⑤、⑥) ・ TechFreedom (⑥)
	20.政府	NTIA 自体が商務省の組織。 FTC もプレゼンターとして参加 (③)。

② NTIA: Facial Recognition Technology

図表 6 NTIA: Facial Recognition Technology

概略・ポイント		NTIA がモバイル向けアプリケーションにおけるパーソナルデータ収集についての情報開示のあり方の標準化について、15 回ものマルチステークホルダープロセスの位置づけの会合を開催して検討したもの。 実施時期：平成 24 年 7 月～平成 25 年 7 月
実施・運営	1.準拠法・宣言等	Consumer Data Privacy In A Networked World (The White House, 2012.2) Consumer Privacy Bill of Rights

	2.主催者	NTIA
	3.財源	不明。おそらく NTIA が負担したと想定される。
構成・ 期間・ 回数	4.構成	親会と、『データ要素と機能性』『ショート・フォームの通知』の2つの BreakOut Group を設置（企業・団体等は両方への所属・片方への所属・所属なしを選べた模様）
	5.期間	平成 24 年 7 月～平成 25 年 7 月 ※ 平成 25 年 7 月に提出された行動規範ドラフト案を最後に、マルチステークホルダープロセスによる行為規範の修正作業を凍結し、関係者による検討が行われることになった。
	6.回数	16 回
会議 運営	7.事務局機能	NTIA が担当。
	8.ファシリテーター	John Verdi Director of Privacy initiatives, Office of Policy Analysis and Development, NTIA ※ 当初、独立したコンサルタントがファシリテーターを務めていたものの、専門性不足などにより、会議が空転したため、NTIA の John Verdi がファシリテーターを代行した後、会議が安定したとされる。
	9.進め方	<全体的な進め方> ※ 以下、回ごとに丸数字で示し、アジェンダやテーマ等を簡潔に記載。 ① 平成 24 年 7 月 12 日：行動規範策定に向けた対話の実施 ・モバイルアプリケーションの透明性確保に向けた要素の抽出 ・進め方について ・上記のいずれについても、会場内外の参加者を対象に「採決（poll）」を実施 ② 平成 24 年 8 月 22 日：要素及び進め方の優先付け ・モバイルアプリケーションの透明性確保に向けた要素の優先順位付け ・進め方の優先順位付け ・上記のいずれについても、会場内外の参加者を対象に「採決（poll）」を実施 ③ 平成 24 年 8 月 29 日：要素及び進め方の優先付け（8/22 より引き続き） ④ 平成 24 年 10 月 16 日：ドラフト案に関連したサブ・グループの構築 ・法律事務所提出のドラフト案及びそれに対するコメント及び対案ドラフト提示 ・『データ要素と機能性』『ショート・フォームの通知』の2つのサブ・グループ立ち上げ ⑤ 平成 24 年 11 月 7 日：各サブ・グループからの検討結果の共有

		⑥ 平成 24 年 11 月 30 日：各サブ・グループ及びサブ・グループ所属企業・団体からのプレゼン ⑦ 平成 24 年 12 月 17 日：CoC (Code of Conduct:行動規範) のドラフトに係る詳細な議論 ⑧ 平成 25 年 1 月 17 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 ⑨ 平成 25 年 1 月 31 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 (&実用性テスト) ⑩ 平成 25 年 2 月 21 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 (&適用に係る阻害要因の確認) ⑪ 平成 25 年 3 月 14 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 (&阻害要因確認、次のユーザビリティ・テストの検討) ⑫ 平成 25 年 4 月 4 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 (&阻害要因確認、ユーザビリティ・テストの検討) ⑬ 平成 25 年 4 月 30 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 (&阻害要因確認、ユーザビリティ・テストの検討) ⑭ 平成 25 年 5 月 23 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 (&問題解決含む) ⑮ 平成 25 年 6 月 11 日：CoC のドラフトに係る詳細な議論 (&問題解決含む) ⑯ 平成 25 年 7 月 25 日：問題解決に向けた検討と、CoC のドラフト検討の終了 <個別の進め方の特徴> ・ 会議の時間は約 4 時間 (初回のみ 1 日) ・ 毎回、Goal を提示した上で議論を実施
	10.議題及び提案者	議題等については、NTIA で決定したが、提案等は参加者として行うことはできた模様
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	web サイトから登録すれば、誰でも参加可能 Webcast で開催状況をリアルタイムで配信 (Webcast で参加している者にも投票権あり)
性質・出口等	12.位置づけ	自主的で実効性のある行動規範を策定する。
	13.結論の決定方法	冒頭 2 回程度は投票プロセスを持っていたが、CoC の検討等においては、特に投票は行われていない。
	14.決定事項の拘束力	結果的に、CoC はマルチステークホルダープロセスのプロセスでは結論が出ずに、ドラフトの検討を停止することを宣言し、クローズドな検討に移行。
参加者	15.参加者	誰にでも開かれている。 ADA (Application Developers Alliance)：アプリ開発の事業者団体 ACT (The App Association)：アプリ開発の事業者団体 (中小が多い)
	16.参加者の条件・選定方法	条件等は何もない。

	17.参加者への拘束力	参加者への拘束についても特段の説明・約束事等はなし。
	18.専門家	・ Lorrie Faith Cranor、Rebecca Balebako（カーネギーメロン大学） ・ TRUSTe（但し、専門家か事業者かどちらの立場での参加かは不明） ・ Robert Gellman（プライバシー・情報政策コンサルタント） ・ Veneable（法律事務所：CoC のドラフトの起草を行った）
	19.消費者	・ Consumer's Union ・ Consumer Federation for America ・ American Civil Liberties Union : A C L U ・ Center for Digital Democracy ・ Consumer Federation of America ・ Consumer Watchdog
	20.政府	NTIA 自体が商務省の組織。 FTC は規制当局として助言する立場（明確にプレゼンター等にはなっていない） カリフォルニア司法省職員も参加

③ NTIA: Facial Recognition Technology

図表 7 NTIA: Facial Recognition Technology

概略・ポイント		EU において、RFID アプリの PIA フレームワークに関して、民間企業等が中心となってマルチステークホルダープロセスで策定したフレームを EU のデータ指令第 29 条専門調査委員会（EU 第 29 条 WP）で承認した。 実施時期：平成 21 年 5 月～平成 23 年 2 月
実施・運営	1.準拠法・宣言等	平成 21 年 5 月に EU 第 29 条 WP が実施した、「RFID 勧告（RFID に関連する産業団体は、PIA の実施について、自主的フレームワークを策定することが求められた）」
	2.主催者	EC(European Commission)：調整・推進役
	3.財源	不明
構成・期間・回数	4.構成	詳細は不明。 EC 内部に非公式 WG が設置され、議論。
	5.期間	平成 21 年 5 月～平成 23 年 2 月 ※当初は EU の RFID 勧告から 12 カ月以内の策定が求められていた。
	6.回数	詳細な回数は不明。（非公式 WG の位置づけのため）
会議運営	7.事務局機能	EC が担当。
	8.ファシリテーター	EC が担当。

	ター	
	9.進め方	非公式会合にて、産業界が策定した「RFIDに係るPIAフレームワーク」が提案・議論される。 この提案について、EC及び産業団体で合意されたものがEU第29条WPに示され、意見を付されてブラッシュアップされる形式（途中から、ENISA：European Network and Information Security Agency）も加わった。 ※途中、産業界でも意見が割れ、異なる産業団体が異なる提案を提出する事態も発生したが、ECとEU第29条WPで調整を行った。 ※途中、EU第29条WPからの修正意見に対し、産業界での調整が行き詰まりを見せた際にはECが仲介役を担い、産業界が合意できる提案にまで持ち込んだ。
	10.議題及び提案者	詳細は不明
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	原則非公開。 ただし、公式の提案、ドラフトについては随時公開されていた。 （※産業界内部での議論の、企業等に対する公表の有無・参加の有無等は不明）
性質・出口等	12.位置づけ	フレームワークを策定する。
	13.結論の決定方法	産業界の合意の上で、フレームワーク案が示され、フレームワークに対してEU第29条WP等が意見を付し、産業界が再検討を行う形式。 最終的には、EU第29条WPやENISA、各国DPAsの承認・同意表明により確定。
	14.決定事項の拘束力	公式のEU第29条WPの承認から6カ月以内に、全ての企業がフレームワークに合致する行動をとることが求められた。
参加者	15.参加者	EC及びヨーロッパの各種産業団体（AIM、BSI、BITKOM、EABC、ERRT、GSIなど。ただし、これらは参加が明示されている代表的団体であり、その他の団体が参加していた可能性もある）。
	16.参加者の条件・選定方法	不明
	17.参加者への拘束力	不明 ただし、途中で一部産業団体が独自の提案を出すなどのイレギュラーな動きあり。
	18.専門家	不明
	19.消費者	不明 ただし、そもそものEU第29条WPからの「RFID勧告」の

		時点で、消費者団体等の意見を聞きながら策定することが求められていた。
	20.政府	EU 第 29 条 WP、ENISA、DPAs（議論に関わるというよりも最終の同意を実施）、EC（推進役として参加）

④ W3C DNT (Do Not Track)

図表 8 W3C DNT(Do Not Track)

概略・ポイント		国の DNT を巡る行動規制（標準化）のあり方について、2010 年前後に W3C 主導で行われたマルチステークホルダープロセス。最終的には FTC に認められなかったため、失敗ケースと批判されることが多い。 実施時期：平成 23 年 9 月～（平成 23 年 4 月に予備的ワークショップがプリンストン大学で開催）
実施・運営	1. 準拠法・宣言等	平成 19 年の FTC のワークショップで、アドボカシー・グループ（Center for Democracy and Technology などが主導）が提案。 平成 22 年 7 月 27 日に FTC の Jon Leibowitz 氏が上院の委員会で消費者のプライバシーを守るための努力を宣誓したことから本格的な動きになった。 一方で、EU からマルチステークホルダープロセスを活用しての DNT の検討が求められていた。
	2. 主催者	W3C
	3. 財源	W3C が専門家派遣のコストを一部負担。またその他の団体がコストの一部を負担
構成・期間・回数	4. 構成	詳細は不明。
	5. 期間	当初、平成 24 年 7 月までの 10 ヶ月間の予定が組まれる。 ※ 実際には、2 回、期間の延長がなされた。 ※ 平成 26 年 4 月時点で終了せず。
	6. 回数	・ 105 回のテレカンファレンス（通常は 90 分/回） ・ 7 回の対面会議（各回複数日、2 回は欧州開催。残りは米国開催）
会議運営	7. 事務局機能	W3C が担当。
	8. ファシリテーター	3 人の座長が存在。 ・ Matthias Schunter（IBM→Intel） Development of the Tracking Preference Expression Specification ・ Allecia McDonald（Mozilla→Stanford）

		Development of the Tracking Compliance and Scope Specification • Peter Swire (Ohio State→Gerorgia Tech) Compliance Specification(McDnald 氏の後継的位置づけ)
	9.進め方	明確な進め方についての定めがなく、その点が問題点として指摘されている。
	10.議題及び提案者	誰でも議題を提案でき、そのことで検討の進捗が遅れた点が批判されている。
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	議論のオンラインディスカッションのための email リスト、issue tracker が存在。 議論そのもののストリーミング配信などはなされなかった。
性質・出口等	12.位置づけ	行動規範を策定する。
	13.結論の決定方法	「参加者の同意に基づく」とされながらも、「同意」とは何かが明確にされず。 「全員賛成」を意味していないことだけは明確になっていた。 参加者も、どのようになれば「同意」となるのかについて、明確に理解しておらず、運営側からも示されておらず、議論の後で、「オンライン投票」が呼び掛けられ、参加者で賛成者は+1、反対者は-1を投票することで、最終結果の正負で決定されたこともあった。
	14.決定事項の拘束力	不明（平成 26 年 4 月時点で最終の結論は出ていない）
参加者	15.参加者	誰にでも開かれている。 42 の組織から 99 の参加者がいる状況（平成 25 年 9 月時点）。 • Invited Experts と呼ばれる 7 名の専門家が招へい。 • Digital Advertising Alliance(DAA) • American Association of Advertising Agencies(4A's) • Direct Marketing Association • Interactive Advertising Bureau • NAI(Network Advertising Initiative)
	16.参加者の条件・選定方法	条件等は何もない。
	17.参加者への拘束力	参加者への拘束についても特段の説明・約束事等はなし。
	18.専門家	• Jonathan Mayer, a Stanford graduate student in computer science and law • three privacy advocates (Jeffrey Chester, John Simpson, and Walter vanHolst) • two academics (Edward Felten and Paul Ohm) • a European academicregulator(Rob van Eijk)a libertarian think tanker (Berin Szoka) ※ Edward Felten はプリンストン大学教授

		※他、Yahoo の Shane Wiley 氏も参加した模様
	19.消費者	不明
	20.政府	不明

⑤ オーストラリアにおける先進スマートメータ導入に係るプライバシー影響評価

図表 9 オーストラリアにおける先進スマートメータ導入に係るプライバシー影響評価

概略・ポイント		オーストラリアでコンサルティング企業がファシリテーターを務めて実現したクラウド利用のビジネスチャンスと課題・消費者等に対する配慮のあり方を検討したマルチステークホルダープロセス。最終的には企業の行動規範を策定した。 実施時期：平成 23 年 6 月～平成 23 年 8 月
実施・運営	1.準拠法・宣言等	特になし
	2.主催者	豪ビクトリア州産業省
	3.財源	不明 豪ビクトリア州産業省が負担しているものと想定される。
構成・期間・回数	4.構成	全体会と分野別の個別ヒアリングで構成
	5.期間	3 ヶ月 ただし、すべてのステークホルダーを集めた会合は 1 日のみ。
	6.回数	会合は 1 回。事務局がステークホルダーに対して、個別にヒアリングを実施している。
会議運営	7.事務局機能	Lockstep Consulting が担当している。
	8.ファシリテーター	Lockstep Consulting が担当している。
	9.進め方	二期に分けた集中ヒアリング期間と全てのステークホルダーを集めたワークショップを実施。 6/6 ・キックオフ <第 1 期集中ヒアリング> 6/21 ・オリエンテーション、技術面のヒアリング、消費者団体ヒアリング 6/22 ・ ENA（エネルギーネットワーク協会）との非公式会合 ・ ERAA（電力小売協会）との非公式会合、エネルギー市場ヒアリング 6/23

		・ 小売事業者ヒアリング <第2期集中ヒアリング> 7/11 ・ 高齢化協議会ヒアリング、スマートメータインフラ、小売事業者 A との会議 ・ 小売事業者 B との会議、スマートメータ WG ヒアリング 7/12 ・ 小売事業者 B との会議、消費者団体ヒアリング ・ 技術面のフォローアップヒアリング、制度面（エネルギー）の会議 ・ 制度面（プライバシー）の会議 <ワークショップ> 7/27 ・ 全ステークホルダー（35 名）が一堂に会した 3 時間ワークショップ
	10.議題及び提案者	事務局が設定
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	全ステークホルダーを集めた会合で議論 詳細な議論の過程が、報告書において公開されている。
性質・出口等	12.位置づけ	プライバシーリスクを特定、評価し、対処方策を策定する。
	13.結論の決定方法	全ステークホルダーを集めた会合で議論した結果に基づき、主催者（ビクトリア州）が決定。
	14.決定事項の拘束力	不明
参加者	15.参加者	事務局が参加を招請したステークホルダー ・ 電力小売事業者 ・ 電力小売協会 ・ スマートメータインフラ事業者 ・ スマートメータ・ワーキンググループ ・ 消費者団体 ・ 高齢化協議会 ・ 当局（ビクトリア州産業省）
	16.参加者の条件・選定方法	事務局が選定したものと推量される。
	17.参加者への拘束力	参加者への拘束についても特段の説明・約束事等はないものと推量される。
	18.専門家	不明
	19.消費者	消費者団体 高齢化協議会
	20.政府	当局（ビクトリア州産業省）

(2) IT 関連

① IGF (Internet Governance Forum)

図表 10 IGF (Internet Governance Forum)

概略・ポイント		IGF は、国境を越えて議論されるインターネット政策・ガバナンス等が課題に挙がることが多い会合。誰でも参加・意志表明ができる点が当該マルチステークホルダープロセスの特徴であるが、反面、意思決定につながらないという批判もある。 実施時期：平成 18 年 10 月～（現在も継続している）
実施・運営	1. 準拠法・宣言等	世界情報社会サミットで露呈した先進国と一部新興国との間のインターネット資源の管理体制に関する意見の分離の収束を図るために、国連インターネットガバナンスワーキンググループが設置され、当該グループが報告書の中で、インターネットガバナンス全般を扱うフォーラムの設置を提案したことが、IGF の起源。 同報告書を受け、世界情報社会サミットチュニスアジェンダにて、明確に IGF の設置と開催が謳われた。
	2. 主催者	国連事務総長
	3. 財源	事務局運営資金は国連事務局内経済社会局（DESA）を中心とした基金が使われる（基金は各国政府、企業、非営利団体が寄付）。
構成・期間・回数	4. 構成	テーマに分かれてセッションが実施される。そのセッションは、アドバイザーグループが事前に検討を行う。
	5. 期間	チュニスアジェンダでは、創設から 5 年以内に継続について調査・勧告をするとしていたが、IGF は延長されており、現状も実施されている。
	6. 回数	年 1 回の会が平成 18 年以降継続している（平成 26 年までに 9 回開催されている）。
会議運営	7. 事務局機能	政府、産業界、学術／技術コミュニティ及び市民代表からなるマルチステークホルダープロセス諮問委員会、Multistakeholder Advisory Group, MAG が設立されている。国連事務総長特別補佐を委員会の議長とし、46 名が支援機能＋6 名が議長の顧問機能を果たす。事務局自体がマルチステークホルダープロセス的なものとなっていた。
	8. ファシリテーター	特定の機能、機関にファシリテーターを委ねた様子は伺えない。 メインセッションのパネルディスカッションは、インターネットの専門家ではないジャーナリストによって司会進行され、どのセッションでもスピーカーやパネリストが満遍なくいろいろな領域から選ばれ、配置されていた。
	9. 進め方	世界各地で地域会合や世界大会（年 1 回）が開催される。

		※ 平成 18 年：アテネ(ギリシャ) 平成 19 年：リオデジャネイロ（ブラジル） 平成 20 年：ハイデラバード（インド） 平成 21 年：シャルム・エル・シェイク（エジプト） 等 大会の主な構成として、平成 24 年のアゼルバイジャンで開かれた。 会の構成は以下のとおりである。 Day1 Opening Ceremony and Opening Session Emerging Issues Main Session Day2 Managing Critical Internet Resources Internet Governance for Development Day3 Access and Diversity Security, Openness and Privacy Day4 Taking Stock and the Way Forward Main Session Closing Ceremony 会合自体は、パネリストが壇上にならび、発言はリアルタイムの速記録がスクリーンに搭載され、フロアの出席者も司会の指名を受けられれば発言が可能とされている。なお、この進め方自体は ICANN と類似している模様である。 IGF 開催までの流れは、毎年同じではないが、数か月前に、公開の準備会合を開催して、前年に開かれた会議の評価及び当年の会議に向けた議論を行い、次に諮問委員会を開催し、その次に公開の準備会合が 2 日間にわたって開催され、その上で大会が開かれるケースが見られた。
	10.議題及び提案者	国境を越えた連携や調整が有益であるようなインターネットの政策やガバナンス等幅は広い。セッションの提案は誰でも可能、上記に資する提案であれば、関連した提案と合併の上で採用される。
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	セッションの内容は、議事録ベースで IGF の HP に公開されている。 オープニングセッション、クロージングセレモニー、個々のセッションについて、全て公開がされている。
性質・出口等	12.位置づけ	インフォーマルでカジュアルな形で意見を交換する。
	13.結論の決定方法	特に意思決定を行う場ではない。 会合のまとめは、最終日にそれぞれのセッションの司会進行役が「個人的感想」としてセッションの報告を行うことでそれに代えている。 意思決定を行っていないことは、IGF に関する批判を生んでもいるが、同時にその利点にもなっていることが伺われる。

	14.決定事項の拘束力	IGF で拘束力を持つ決議や宣言はなされる訳ではない。 IGF 自体が監督機能を持っている訳ではない。
参加者	15.参加者	参加資格には制限がなく、参加料金の支払いを求められることもない。 実態としては、インターネット政策に関心を持っている研究者や利害関係者が集まっているという状況に近いと推察（Innovation Nippon 研究会報告書の指摘）されている。 毎回、1,000 名以上の参加者がいる。
	16.参加者の条件・選定方法	条件等は何もない。ただし、事前登録は必要な模様。
	17.参加者への拘束力	参加者への拘束についても特段の説明・約束事等はないものと推量される。
	18.専門家	具体的な参加者は不明。 ただし、参加者の 4 割は学識者等を含む専門家であった模様。
	19.消費者	具体的な参加者は不明。 参加者の 2 割の一部に消費者も含まれていた模様。
	20.政府	具体的な参加者は不明。 ただし、参加者の 4 割は政府機関の人員であった模様。

② ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)

図表 11 ICANN (The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)

概略・ポイント		ドメイン名のグローバルな運用方針に関する決定を行う機関。マルチステークホルダープロセスについては、ステークホルダーが細かなグループに分類されている点、最後に理事が投票を行う形式で意思決定を行う点に特徴がある。 実施時期：平成 11 年 3 月～（現在も継続している）
実施・運営	1.準拠法・宣言等	準拠する法律等は特に見当たらないが、ICANN の定款の中では、「インターネットはいずれか一つの国家、個人又は組織によって所有されるものではない、・・・(中略)・・・政府の負担を軽減し、インターネットの運用上の安定性におけるグローバルな公益を促進する・・・(後略)」とされている。 また、米国商務省とは、平成 10 年より権限移管に関する覚書を締結しており、例えば平成 26 年には IANA 機能（Internet Assigned Numbers Authority、ドメイン名、IP アドレス、プロトコル番号など、インターネット資源のグローバルな管理をする機能）が米国商務省から ICANN に移管される意向が発表された。
	2.主催者	ICANN (Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)

	3.財源	合衆国内国歳入法及びカリフォルニア州非営利公益法人法によって活動が縛られており、この 2 規制に準拠した財源と想定される。
構成・ 期間・ 回数	4.構成	理事会、支持組織、諮問委員会、事務局から構成され、理事会が最終的な意思決定を行うことになっている。
	5.期間	ICANN の全体会合は年に 3 回、それぞれ異なる地域で開催される。
	6.回数	平成 27 年 6 月アルゼンチン開催が 53 回目の会合となる。
会議 運営	7.事務局機能	ICANN 内の事務局機能が存在し、事務総長の指揮下に属す。ICANN への一般参加の各種事象の調整を担当している。
	8.ファシリテーター	不明。
	9.進め方	・ ICANN のサポート機関（ASO：Regional Internet Registries ・ GNSO：Commercial & Business gTLD Registries ISPs、（gTLD：generic Top Level Domain（ジェネリックトップレベルドメイン）） ・ CCNSO：ccTLD registries（ccTLD：country code Top Level Domain（国別コードトップレベルドメイン）） 等が、関連する議題を出し、その議論を基にレポートが提出される。 レポートは、パブリックコメントを含む多様な手続きを経て形成された決議案について、最後に理事が投票を行うという形で意思決定が行われる。 ICANN の会合は、1 回の会議につき 5 日連続で開催される。
	10.議題及び提案者	ICANN のサポート機関及び諮問機関が議題を出すことが多い。
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	会議の通知・議題は理事会会議の最低 7 日前には掲載することを前提とし、また議事録や暫定レポートは、対象の支持組織によって承認され、Web に掲載される。 上記のプロセスを踏まえて、結果は公表される。非公開にする場合は非公開の理由を分かり易くレポートとして提示することを宣言している。
性質・ 出口 等	12.位置づけ	決定を行う場として位置付けられており、それを、マルチステークホルダープロセスを経たものにすべく、複雑な設計がなされている。
	13.結論の決定方法	パブリックコメントを含む多様な手続きを経て形成された決議案について、最後に理事が投票を行うという形で意思決定が行われる。理事の選出については取り決めがあり、それぞれのステークホルダーが選出する理事の数が制度化されている。

	14.決定事項の拘束力	各会では承認、却下、未決等の結論が出される。例えば、3文字問題（gTLD における申請可能な文字列は、漢字など画数の多い文字で 2 文字以下も認めるべき）は承認され、IDN（Internationalized Domain name（多言語ドメイン名））で 2 文字以下の申請が可能となっている。
参加者	15.参加者	ICANN に意見をすることのみであれば、誰でも可能であり、メールにてコメントを出す形での参加が可能である。また、一般的なフォーラムにも参加ができる。ICANN の活動自体に参加するには、下記に示す下部組織に参加することになる。 ・ 分野別ドメイン名支持組織（GNSO）→各種各様 Ex.法人、非法人、知的財産関連団体等が、分野ごとに存在。 ・ 国別コード名支援組織（ccNSO）→ccTLD の管理者 ・ 政府諮問委員会（GAC）→政府・政府組織の代表・一般諮問委員会（ALAC）→各種各様 Ex.専門家協会、学術研究組織、地域ネットワークグループ、消費者支援団体、インターネット協会支部等
	16.参加者の条件・選定方法	条件等は何もなく、リモート参加も可能である。
	17.参加者への拘束力	参加者への拘束についても特段の説明・約束事等はないものと推量される。
	18.専門家	上述のとおり。
	19.消費者	上述のとおり。
	20.政府	上述のとおり。

③ EU における、IT 標準化のために設置されている、マルチステークホルダープロセスプラットフォーム

図表 12 EU における、IT 標準化のために設置されている、マルチステークホルダープロセスプラットフォーム

概略・ポイント		EU における、IT の規制及び実施に係る、マルチステークホルダープロセスのプラットフォーム。2011 年に設置され、年間 2～4 回程度の会合を開催し、EU 及び世界レベルの IT に係る問題を検討してきた。 実施時期：平成 23 年末～
実施・運営	1.準拠法・宣言等	European Commission（欧州委員会）における決定による。本決定は、Official Journal of the European Union に、COMMISSION DECISION として掲載され、本プラットフォームのタスク、その中での欧州委員会の位置づけ、メンバーシップ、オペレーション等が宣言されている。

	2.主催者	欧州委員会
	3.財源	欧州委員会が負担（人件費等は負担されないが、交通費・旅費等は欧州委員会が負担。）。
	4.構成	不明。
構成・ 期間・ 回数	5.期間	年 4 回の会合が実施されている（2012 年のみ 2 回）。これまでに 3 年間を通して、10 回のマルチステークホルダープロセスが開催されており、その個々の結果は平成 26 年 5 月 22 日に開催された第 8 回ミーティングまで公開されている。
	6.回数	これまでに 10 回の会合が実施されている。
	7.事務局機能	不明。
会議 運営	8.ファシリテーター	European Commission の General Enterprise and Industry と CONNECT の 2 局が、議長となっている。
	9.進め方	これまでに実施された 8 回のミーティングの進め方を、アジェンダの抜粋の形で以下に示す。 第一回： 丸一日を掛け、登録、オープニング、議論案の承認とプラットフォームに関する議論、手続のルールに関する議論等が実施された。 第二回： 議論の進め方が、第二回でほぼ固定化される。内容は次第に多岐かつ多種に渡るようになるが、基本構成は、 ・ オープニング ・ アジェンダ採択 ・ 前回ミーティングの振り返り ・ マルチステークホルダープロセス：Policy and management issues ・ ICT standardisation policy priorities ・ Identification of ICT specifications (Regulation art 9) ・ Needs for standards activities ・ マルチステークホルダープロセス Member issue ・ Commision's Initiatives ・ 今後のカレンダー ・ その他 なお、各議題の掛け方は Flowchart-Identification process として規定されており、Originating organisation から Identification Sheets が提示され、事務局がそれを修正し、マルチステークホルダープロセスに掛けられるようになっていく。マルチステークホルダープロセスは 2 回実施され、否

		決されればそこで取り下げられ、可決されれば、最終的にボードメンバーでの可決を経て発行される。
	10.議題及び提案者	議題は事務局が検討し、マルチステークホルダープロセスプラットフォームのメンバーに送られる。アジェンダは、会合のはじめに採択される（「9.進め方」を参照。）。
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	各会のアジェンダ、資料、議事概要を公開することで透明性を担保している。
性質・出口等	12.位置づけ	不明。
	13.結論の決定方法	2 回のマルチステークホルダープロセスプラットフォームを経た議題は、理事会によって検討され、修正がなければ採択、部分的な修正があればそれを統合した形で採択、大幅な修正を要する場合には、再度、マルチステークホルダープロセスに返す形で、結論を決定している。
	14.決定事項の拘束力	不明。
参加者	15.参加者	開催時の条項として、67 名からプラットフォームが構成されることが宣言されている。 (a) up to 18 organisations representing industry, small and medium-sized enterprises and societal stakeholders; (b) up to 14 European and international standardisation bodies and other non-profit making organisations which are professional societies, industry or trade associations or other membership organisations active in Europe that within their area of expertise develop standards in the field of ICT. の 2 つが、Commision より参加資格として掲げられている。
	16.参加者の条件・選定方法	欧州委員会の DG Enterprise and Industry and DG Information Society and Media の事務総長の名において参加要請がかけられる。
	17.参加者への拘束力	3 年を一単位として、原則拘束を求めており、それに貢献出来ない場合は、候補者と同一の組織で対応可能な別の人材をアサインすることとなる。
	18.専門家	不明。
	19.消費者	不明。
	20.政府	不明。

(3) その他

① 欧州マルチステークホルダー・フォーラム

図表 13 欧州マルチステークホルダー・フォーラム

概略・ポイント		政策決定の前提となる、「情報及び認識共有型」のマルチステークホルダープロセスの例とされる枠組み。CSR の取組及び CSR ツールの革新、透明性、統一性の促進について、産業界、労働団体、NGO 等が、事例分析等を通じて情報共有し、報告書及び勧告書を公表。 実施時期：平成 14 年 10 月～平成 16 年 6 月 ※平成 18 年以降、定期的なレビュー会合を開催
実施・運営	1. 準拠法・宣言等	平成 12 年の欧州理事会で策定された「リスボン戦略」において戦略目標の達成のための新たな手法として、CSR の促進が謳われたことを受け、欧州委員会は平成 14 年に、CSR ツールの透明性や統一性の促進を目的として、マルチステークホルダー・フォーラムを設置した。
	2. 主催者	欧州委員会
	3. 財源	欧州委員会
構成・期間・回数	4. 構成	ハイレベル会合、ラウンドテーブル（知識、中小企業、透明性、開発の 4 テーマ）の 2 つで構成。前者はフォーラムの目標、構成、手続等の決定をし、後者ではテーマ別の議題を討議する。
	5. 期間	ハイレベル会合は年に 1～2 回程度開催され、最終報告書の取り纏めまでに計 5 回開催された。 ラウンドテーブルは、各ラウンドテーブル、計 3 期（1 期＝1～2 日）開催された。
	6. 回数	上述のとおり。
会議運営	7. 事務局機能	調整委員会（Co-ordination committee）として、欧州委員会と各ステークホルダーが推薦する者（ETUC（European Trade Union Confederation。労働者の団体。）2 名、UNICE（現在の名称は BUSINESSEUROPE。経営者の団体。）2 名、CSR ヨーロッパ（The European Business Network for Corporate Social Responsibility）2 名、NGO 推薦 2 名）による委員会が構成された。
	8. ファシリテーター	ラウンドテーブルでは、事例の説明・討議を行うパネリストの他、モデレーターが設置された。 ラウンドテーブルでは検討事項ごとにセッションが設定され、セッションごとにモデレーターが 1 名付き、その人材は欧州委員会所属者が基本となっている（例外もあり）。
	9. 進め方	50 程度の企業事例が寄せられ、事例をベースに検討を実施。 なお、どのラウンドテーブルにおいても、最初に CSR につ

		いての先進的取組事例を取り上げ、そこから、CSR を促進する要因、CSR を阻害する要因を探り出すという方法が取られていた。 ラウンドテーブルにおける議事のフォーマットとして、下記が紹介されている。 8:30 受付 9:00-10:00 開会、ゲームルールの説明、経緯と事実確認 10:00-11:15 事例 1 (30 分) + 休憩、討論 (45 分) 11:30-12:45 事例 2 (30 分) + 休憩、討論 (45 分) ワーキングランチ・交流 14:15-15:30 事例 3 (30 分) + 休憩、討論 (45 分) 15:30-17:30 得られた課題について 次回のラウンドテーブル会合へ向けたステップ 平成 27 年 2 月に開催されたフォーラムでは、事例の検討のセッションは、同一時間帯に 3 つ同時並行で合計 13 個のセッションが実施され、最初と最後に CSR に関する全体的な問題提起等のセッション（全員参加のセッション）が開催された。
	10.議題及び提案者	知見に富み、偏見のないステークホルダーが、自らのことを進んで発表することが目的とされている。 特に、3 期を通じて、CSR 事例を含むステークホルダーによる発表は、積極的に推奨された。
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	会合報告の草案は、各ラウンドテーブル終了後二週間以内に提出される。ラウンドテーブルの構成員は、調整委員会の協議の後、この報告書を承認することが求められている。
性質・出口等	12.位置づけ	CSR の取組とツールの透明性 (Transparency) と統一性 (Convergence) を促進する。
	13.結論の決定方法	会合の主要目的の一つは、全ての当事者の経験を紹介し、共有し、学ぶこととされている。また、全体的な目的として、各ステークホルダーのどこに意見の一致が見られるのかをはっきりさせ、どこに意見の食い違いがあるのかを報告することが掲げられている。 このことを通じて、総合的な知識を発展させ、障害物とその解決方法の両方についての価値ある教訓を確認していく。 よって、「善い、悪い」の議論は避けられるべきであり、「名を指して辱める」、「名を指して褒め称える」議論は推奨されないし、そのような議論は議事録において報告されないものとされている。
	14.決定事項の拘束力	勧告書は法的拘束力を伴はないが、加盟国及び各ステークホルダーは勧告書の内容を実行に移すことが求められている。
参加者	15.参加者	以下 4 カテゴリーの中で代表者が参加。(他、オブザーバー11機関) ・ 商業ネットワーク (5 機関) - CECOP (欧州労働者協同組合・社会的協同組合・労働者参加企業総連合会)、Euro Chambres (欧州商工会議

		所)、ERT (欧州産業家円卓会議)、CSR ヨーロッパ、WBCSD (持続可能な発展のための世界商業会議) ・ 経営者団体 (4 機関) UNICE (欧州産業連盟)、CEEP (欧州公共企業センター)、EuroCommerce (欧州商工会)、UEAPME (欧州手工業・中小企業連合) ・ 労働者団体 (2 機関) ETUC (欧州労働組合連盟)、Eurocadres/CEC (欧州管理職会議) ・ 市民団体 (7 機関) BEUC (欧州消費者連合)、欧州 NGO プラットフォーム、グリーン 8、アムネスティ・インターナショナル、FLO (フェアトレード・ラベリング機構)、FIDH (国際人権連合)、オックスファム
	16.参加者の条件・選定方法	不明。
	17.参加者への拘束力	不明。
	18.専門家	上述のとおり。
	19.消費者	上述のとおり。
	20.政府	上述のとおり。

② Global Reporting Initiative におけるマルチステークホルダープロセス

図表 14 Global Reporting Initiative におけるマルチステークホルダープロセス

概略・ポイント		「行動規範策定」を目的としたマルチステークホルダープロセスの例とされる、比較的伝統ある取組の一つ。 組織の自発的な持続可能性レポートについての国際的枠組みの開発及び合意の形成を目的としたイニシアティブ。 実施時期：平成 9 年～（現在も継続している）
実施・運営	1.準拠法・宣言等	特になし。 なお、平成 9 年に、CERES (Coalition for Environmental Responsible Economies) が主体となり、UNEP (国連環境計画) 等の協力を得て「GRI プログラム」(GRI : (Global Reporting Initiative)) を開始した。 当初は「環境報告書」について全世界で通用するガイドライン (Sustainability Reporting Guidelines) を策定することを目的に設立された。
	2.主催者	GRI 同組織は、組織による持続可能性報告書についての枠組みの

		開発を目的とした UNEP 公認の国際非営利団体
	3.財源	不明。
構成・ 期間・ 回数	4.構成	最終責任を負う理事会、それに技術的なアドバイスをする技術諮問委員会、理事の任命と議論・アドバイスを行うステークホルダー評議会から構成される。
	5.期間	継続的な検討がされ、ガイドラインの見直しは続いている。 現状では、平成 25 年に発行された「G4 Sustainability Reporting Guidelines」(G4 ガイドライン) が最新となっているが、G4 ガイドラインの改定の検討は、平成 23 年 5 月から平成 25 年 5 月までの 2 年間であった。
	6.回数	不明。
会議 運営	7.事務局機能	GRI が事務局として機能し、理事会によって選出される。
	8.ファシリテーター	GRI に存在する模様。詳細は不明。
	9.進め方	Due Process for the GRI Reporting Framework として、検討のプロセスが定義されている。本定義は、平成 19 年 11 月が最終更新日となっている。 大枠のプロセスは、4 つ存在する。 1. Setting priorities for revision of Guidelines ・ 毎年、理事会が技術諮問委員会の Sustainability Reporting Guidelines ガイドラインに関する見直し・リバイズプランの承認を行う。 ・ これを受け、GRI 事務局は、技術諮問委員会の検討に関連した年度単位でテーマと予算に関するプランを理事会に提出する。 2. Developing proposals for revision ・ 第一に、リバイズに向けたスケジュール案が「事務局」より提示される。なお、「事務局」はテーマによって都度招集され、その人員は、個々人の専門性等の観点から選出される。 ・ 事務局の出した検討案は、その後、技術諮問委員会の責任のもと、レビューがされる。 3. パブリックコメント ・ ドラフト版は、技術諮問委員会とその他関心を持つ団体が最低 90 日間は参照し、意見を言えるように、開示される。 ・ その元で、技術諮問委員会や団体は意見を取り纏めて GRI に提示する。 4. 技術諮問委員会による承認 ・ 技術諮問委員会はパブリックコメントを改定版ドラフトに反映をして行くことに責任を持つ。事務局はそのガイドラインを技術諮問委員会にレビューを仰ぎにいく。 ・ 最終的に、ステークホルダー評議会と技術諮問委員会は、その案に賛成／反対であるかを決め、その意見をボードメ

		ンバーに渡す。理事会は、最終的な承認に対して責任を持つ。 ・承認をした場合、ボードメンバーはバージョン名及びリリースのタイミングを検討する。
	10.議題及び提案者	議題のテーマは、技術諮問委員会で作られ、その具体化は各事務局で出される。
	11.検討内容・検討結果の透明性担保	9.の 3.に記載したように、ガイドラインの見直しに関するドラフトは途中段階で技術諮問委員会やその他関心を持つ団体に開示をされることで、透明性が担保される。G4 ガイドラインの検討では2回のパブリックコメントが存在していた模様。
性質・出口等	12.位置づけ	組織全体の持続可能性に関するガイドラインを作成する。マクロな行動規範、方針やパフォーマンスの基準、マネジメントシステム等の作成はガイドラインには含まれない。
	13.結論の決定方法	合意形成を模索することが求められている意思決定の具体的な方法は、公表資料からは不明。
	14.決定事項の拘束力	ガイドラインに対する遵守義務はない。ただし、ガイドラインでは環境に関する報告書の内容の質、信頼性、比較可能性向上が意識されており、活用しようとする企業は増えている。
参加者	15.参加者	GRI の監督機関の構成者は、「オーガニゼーション・ステークホルダー」と呼ばれ、以下に挙げる 12 分類のステークホルダーから構成される。 ・ 学者・研究機関 ・ 投資家 ・ 公共機関 ・ ジャーナリスト ・ 会計士 ・ 中小企業 ・ 監査機関・保証機関 ・ 労働者 ・ CSO/NGO ・ コンサルタント ・ 企業 ・ 個人 ※ CSO＝市民社会組織
	16.参加者の条件・選定方法	ステークホルダー評議会に参加する委員約 50 名は、上述した「オーガニゼーション・ステークホルダー」の中からで、分類ごとに投票で選出している。
	17.参加者への拘束力	明確な拘束力は不明。ただし、事務局が各「事務局」メンバーの離脱リスクを緩和している模様。
	18.専門家	上述のとおり。
	19.消費者	上述のとおり。
	20.政府	上述のとおり。

3) 先進事例の分析から得られた示唆

ここでは、先進 10 事例の分析から得られた共通項目や特徴、留意点などを整理する。

但し、分析の視点の「実施・運営」に係る項目（実施時期、準拠法・宣言等、主催者、財源）については、基本的な情報であるので、ここでは割愛する。

（1）構成・期間・回数

① 構成

構成については、NTIA の 2 つの事例、オーストラリアの事例、IGF、欧州フォーラムの事例に見られるように、「親会」と、親会の内容を詳細に検討したり、テクニカルな内容を検討したりするための「分科会」を複数有している事例が見られる。

例えば行動規範等の最終ゴールに向かって議論する親会と、技術的な問題や個別の問題に関して議論する「分科会」の構成は円滑かつ実質的な議論を進める上で参考となる。

② 期間・回数

期間については、NTIA の 2 つの事例、EU の RFID 事例、W3G の DNT の事例など、当初想定されていた期間よりも延長して議論がなされることが少なくないようである。やはりマルチステークホルダーで熱心に議論すると、想定よりもまとめることに時間がかかることが窺われる。したがって、期間については、一定の基準となる期間は想定すべきであるが、延長が発生することも想定に入れて検討・試行を進めることが重要である。

なお、回数については、それぞれの事例の目的や内容の難度によるため、明確な共通点や留意点を見出すことは難しいが、例えば W3G の DNT の事例に見られるように、105 回ものテレカンファレンスをしてまとまらない場合もあるので、回数を多く実施すれば望ましい結果が出るものではない、ということに留意することは必要である。

（2）会議運営

① 事務局機能・ファシリテーター

事務局機能は、会議の性格や主催者から考えて相応しい公的組織や、外部のコンサルティング会社等が担っている。

一方で、ファシリテーターについても、必ずしも特定の共通性を見出すことは容易ではない。しかし、例えば NTIA のモバイル・アプリ開発に係る事例にみられるように、専門的知見が無い者が担うとうまくいかない場合もあるようである。もちろん、目的が IGF の事例のように「情報交換」にある場合には、例えば専門家ではないジャーナリストがその役割を担うことも可能であると考えられるが、行動規範の策定等を目標としている場合には、専門性のある者がファシリテーターを担うことが重要である。

② 進め方

進め方についても、事例により千差万別である。

失敗と評価される W3G の DNT 事例からの示唆としては、「進め方を明確に定めていないと混乱が生じる」ということが指摘できる。

また、詳細な進め方が把握できる 2 つの NTIA の事例について検討すると、より早い段階で開催されたモバイル・アプリに関する事例では、比較的早い段階で行動規範に向けた草案の策定などがなされた後、行動規範の議論が詳細に行われたものの、合意に至らず、非公式会合に検討が委ねられた経緯がある。一方で、この教訓を踏まえて実施されている顔認証に関する事例では、理解の推進やユースケースの設定に重きが置かれつつ、行動規範に盛り込む要素が議論されており、内容やテーマによるとは考えられるが、まずは相互理解を行うことや、具体的な行動規範の対象となるユースケースの設定が重要なケースもあると考えられる。

③ 議題及び提案者

マルチステークホルダープロセスの特徴として、参加者であれば誰でも議題を提案できることになっていることが多いようである。

④ 検討内容・検討結果の透明性担保

EU の RFID の事例のように一部の例外はあるものの、何らかの形で情報は公開されている事例が多い。議論の状況を、インターネットを活用してストリーミング配信する場合もあれば、E メール等を活用して参加できるようにしている場合もある。

マルチステークホルダープロセスの性格からして、一定の透明性担保の手法は検討することが重要であると考えられる。

(3) 性質・出口等

① 位置づけ

事例によりマルチステークホルダープロセスに求めるものは異なる。NTIA や W3G の事例のように行動規範の策定を目指す事例もあれば、IGF のように情報共有を目指す場合もある。重要なことは、この位置づけを明確にしておき、参加者がゴールとして共通の認識を持つことであると考えられる。

② 結論の決定方法

NTIA の 2 事例や ICANN の事例にみられるように、一定の「投票」という手続きを有している事例もある。ただし、必ずしも最終的なゴールに対しての「投票」ではない場合もあることには留意が必要である。

一方で、EU の RFID や IT 標準化、GLOBAL Reporting Initiative におけるような、コンセンサス合意形成を模索する事例もみられる。

失敗例と評価されている W3G の DNT の例では、投票過程はあるものの、どのような場合に投票がされ、「一票」の意味が定められていないような問題点が指摘されており、後述（（４）参加者）のとおり自由に参加・不参加を決められることの多いマルチステークホルダープロセスであるからこそ、投票の意味や位置づけ、投票権と投票のカウント（誰の投票が一票になるのか）については予め定めておくことが重要であると考えられる。

③ 決定事項の拘束力

決定事項の拘束力は想定されていても、なかなか決定までたどり着けない事例も少なくなく、容易に合意形成できない問題であるため、プロセスの性質や参加者、ゴールに併せて検討することが必要である。

（４）参加者

参加者については、まさしくマルチステークホルダープロセスの特徴であると考えられるが、多くのケースで明確な制限は設けられていないようである（一部、事務局が参加者を選定する事例もある）。

ただし、行動規範等の対象となる事業者団体は参加しているし、消費者代表も参加している。さらには、専門的見地から意見を述べる専門家も参加しているようである。

政府機関については、例えば調停者のような立場で参加している場合もあれば、メンバーの一人として参加している場合もあれば、一つの意見のプレゼンターとして参加している場合もあり、さらには参加せずに外部から意見を述べている場合もあるなど、様々である。規制当局としての位置づけもあるので、これもマルチステークホルダープロセスの位置づけにより、政府機関に果たしてもらいたい役割を考える必要があると考えられる。

2. 試行的に実施するマルチステークホルダープロセスの具体的手法の検討

1) 検討の対象とする具体的ケースの選定

(1) ユースケースの収集

試行的に実施するマルチステークホルダープロセスで検討する匿名加工情報の枠組みを活用するユースケースについて、検討会に参加する事業者に提案を募り、加盟店サービスを中心とする7つのケースを収集した。

なお、検討会で幅広い議論が行えるよう、ユースケースについては、実施・未実施又は現在の個人情報保護法への準拠性に関係なく、検討のために考えられるものの提案を依頼した。

個々のケースの概要は以下のとおりである。

ケース1 加盟店販売促進支援

加盟店から POS データ(商品購入詳細情報)を受領し、カード会社が保有する属性情報、利用情報と結合。データの価値を高めたうえで、加盟店へデータを還元。加盟店における販売促進分析に活用する。(検討のための仮想ケース)

ケース2 加盟店(大型の事業者を想定)へのデータ提供

カード会社が保有する加盟店の商圈内に居住するカード会員の属性データ・カード利用データを加盟店に提供することで、加盟店の売上促進に貢献する。カード会社から提供したデータによる分析・ターゲティングは加盟店側で実施、加盟店のターゲティング結果に基づきカード会社から対象のカード会員に該当加盟店の販促(DM(ダイレクトメール)の送付等)を実施する。(検討のための仮想ケース)

ケース3 加盟店(中・小規模の事業者を想定)へのデータ提供

加盟店の利用者(既存顧客)の居住エリア、加盟店の新規ターゲット顧客の居住エリアデータを提供することで、加盟店の売上促進に貢献する。(検討のための仮想ケース)

ケース4 加盟店受託 DM ターゲティング分析

カード会社受託 DM サービスを希望する加盟店に、統計化された当該業種、当該加盟店利用会員属性分析リストを提供。当該加盟店で利用可能性の高いセグメントを特定し、DM 抽出条件を提供する。また匿名化されたデータを提供する。(検討のための仮想ケース)

ケース5 顧客属性、購買履歴と外部広告事業者保有の WEB 閲覧履歴を活用した WEB ターゲティング広告

カード会社保有の属性、購買履歴とネット広告会社保有の Cookie (HTTP cookie) ベースの成約データを分析(※)し、既存広告の精度を向上させる広告モデル

※1対1で紐付けるのではなく、過去成約会員より、類似クラスターを抽出する。(検討のための仮想ケース)

ケース6 他社サービスとの共同分析

他社サービス利用、他社セグメント会員とカード会社会員属性・利用情報を交換し双方で比較。双方のデータ価値の有用性の確認し、結合することによって得られる新たな価値を分析する。データ利用はあくまでも共同分析する事業者間での範囲にとどまることが前提。(検討のための仮想ケース)

ケース7 異業種2社の会員データを活用したプライベートデータエクスチェンジ

カード会社と旅行会社の会員データを突合し、個別の会員データだけでは抽出できない、顧客セグメントの抽出を行う。その抽出結果を基にカード会社が顧客へアプローチ(DMの送付)する。(検討のための仮想ケース)

(2) ユースケースの選定

検討会、アドバイザー会議合同会議での議論を踏まえ、以下の考え方で、優先順位付けを行い、試行的に実施するマルチステークホルダープロセスで検討するユースケースを選定した。

- ケース1、ケース2、ケース4は、クレジットカード会社の加盟店に対して提供している現行サービスの延長線上にあることから、匿名加工情報の枠組みを活用した基礎的なケースとして優先的に検討を行う。
- ケース7は、匿名加工情報を活用する際に事業者課される規律の制約の観点から、最も実現の難易度が高いと判断されたものの、それゆえに検討の素材として有益であるとの意見も多いことから、応用ケースとして検討を行う。
- ケース6は、ビジネスニーズが高いものの、さらにケースの具体化が必要なため、ケース1、2、4、7よりも優先順位を下げて、検討する。
- ケース3は、匿名加工情報を活用する意義が小さいと判断し、検討対象のユースケースからは外すこととした。
- ケース5は、中心的なプレーヤーとなる広告会社において検討段階のものであり、匿名加工情報の枠組みを適用するには、時期尚早と判断されたため、検討対象のユースケースからは外すこととした。

2) 匿名加工情報への加工方法の整理

(1) 匿名加工情報に関する規定の動向²

平成 25 年 6 月に設置された政府の「パーソナルデータに関する検討会」及びその下に設置された「技術検討ワーキンググループ」の検討結果に基づき、平成 26 年 6 月 24 日に IT 総合戦略本部で決定された「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、匿名加工の技術とデータ保護の規律を組み合わせることによって、本人同意が無くてもパーソナルデータの利活用を可能とする枠組みが導入されることが示された。

この枠組みは、上記の大綱に基づいて作成された「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」(第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料(平成 26 年 12 月 19 日))では、「匿名加工情報」と呼称されることになり、取扱いに関する様々な規定が設けられることとなった(図表 15)。

図表 15 匿名加工情報に関する規定の骨子

(1) 匿名加工情報(仮称)に関する規定の整備

- (ア) 第三者に提供するために匿名加工情報を作成するときは、4 の個人情報保護委員会に届出た上で、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報から特定の個人を識別することができる記述等の削除(他の記述等に置き換えることを含む。)をするなど、当該個人情報を復元することができないようにその加工をしなければならないこととする。また、匿名加工情報を作成した者は、削除をした記述等及び加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならないこととする。
- (イ) (ア)により匿名加工情報を作成した者が当該匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする。
- (ウ) (イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する者は、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、(ア)の削除をした記述等及び加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととする((イ)により取得した匿名加工情報を事業の用に供する場合も同様とする)。
- (I) (イ)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合には、第三者提供をする旨を公表し、提供先に匿名加工情報であることを明示しなければならないこととする(この(I)により取得した匿名加工情報を第三者に提供する場合も同様とする)。

出所) 内閣官房「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」
(第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料(平成 26 年 12 月 19 日))

² 本調査事業の検討段階では、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」(平成 27 年 3 月 10 日閣議決定)は未だ国会提出されていなかったため、内閣官房による「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)」に基づいて検討を行った。

図表 16 匿名加工情報の全体像



出所) 内閣官房「パーソナルデータの利活用に関する制度改革に係る法律案の骨子（案）」
（第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料（平成 26 年 12 月 19 日））

その後、平成 27 年 3 月 10 日に、パーソナルデータの利活用に関する制度改革に係る法律案が閣議決定されて国会へ提出されることになった。ただし、本調査事業の終了間際であったため、一部反映するに留まった。参考までに、次図表に匿名加工情報に関する条文を抜粋して示す。

図表 17 匿名加工情報に関する条文抜粋（「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」より）

（定義） 第二条

9 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削

除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 10 この法律において「匿名加工情報取扱事業者」とは、匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（第三十六条第一項において「匿名加工情報データベース等」という。）を事業の用に供している者をいう。ただし、第五項各号に掲げる者を除く。

（匿名加工情報の作成等） 第三十六条

個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、その作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行った加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、これらの情報の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 5 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 6 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報を作成したときは、当該匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の作成その他の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(匿名加工情報の提供) 第三十七条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報（自ら個人情報を加工して作成したものを除く。以下この節において同じ。）を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

(識別行為の禁止) 第三十八条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第三十六条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

(安全管理措置等) 第三十九条

匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

(個人情報保護指針) 第五十三条

認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、この法律の規定の趣旨に沿った指針（以下「個人情報保護指針」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を作成したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 個人情報保護委員会は、前項の規定による個人情報保護指針の届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人情報保護指針を公表しなければならない。
- 4 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針が公表 2 認定個人情報保護団体は、前項の規定により個人情報保護指針を公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるしたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針

針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければならない。

（２）匿名加工に関する技術動向

匿名加工に関する技術について、パーソナルデータに関する検討会 技術検討ワーキンググループで検討され、同ワーキンググループの報告書「技術検討ワーキンググループ報告書」（第５回パーソナルデータに関する検討会配布資料（平成 25 年 12 月 10 日））に 11 の手法が取り纏められている。

図表 18 匿名加工に関する 11 の手法

技法大分類	No.	技法例	概要
属性情報の削除技法	1	属性（列）削除	・直接個人を特定可能な属性（氏名等）を削除すること。
	2	仮名化	・直接個人を特定可能な属性又はその組み合わせ（氏名・生年月日）を符号や番号等に置き換えること。 ・例えば、ハッシュ関数。
属性情報の加工技法（一般化）	3	一般化	・属性の値を上位の値や概念に置き換えること。例えば、10 歳刻み、キュウリを野菜とする。 ・データ全体に行うものを Global Recoding、局所的に行うものを Local Recoding と呼ぶ。 ・四捨五入や二捨三入などを丸め法（Rounding）と呼ぶ。
	4	あいまい化	・数値属性に対して、特に大きい、もしくは小さい属性値をまとめる。 ・例えば、100 歳以上の人は「100 歳以上」とする。
属性情報の加工技法（かく乱）	5	ミクロアグリゲーション	・元データをグループ化した後、同じグループのレコードの各属性値を、グループの代表値に置き換える。
	6	ノイズ付加	・数値属性に対して、一定の分布に従った乱数的なノイズを加える。
	7	データ交換	・カテゴリー属性に対して、レコード間で属性値を（確率的に）入れ替える。
	8	疑似データ作成	・元のデータと統計的に疑似させる人工的な合成データを作成する。
その他技法	9	レコード削除	・特に大きい等、特殊な属性（値）を持つレコードを削除する。例えば、120 歳以上のレコードは削除する。

技法大分類	No.	技法例	概要
	10	セル削除	・センシティブな属性値等、分析に用いるべきでない属性値を削除する。
	11	サンプリング	・元データ全体から一定の割合・個数でランダムに抽出する。

出所) 内閣官房「技術検討ワーキンググループ報告書」(第5回パーソナルデータに関する検討会配布資料(平成25年12月10日))を基に作成

ただし、同報告書では、「いかなる個人情報に対しても、識別非特定情報や非識別非特定情報となるように加工できる汎用的な方法は存在しない」とされており、一方で、「非特定化、非識別化又は非識別非特定化の措置を行った個人情報は、元の個人情報と比較して特定化又は識別化の困難性は高まっている。こうした情報については、制度的な制約により安全性を確保されるのであれば、例外的に流通を容易にすることが認められる可能性がある」とされている(いずれも同報告書2ページ)。

(3) 匿名加工に関する技術を用いている代表的な事例

① NTT ドコモ 「モバイル空間統計」

モバイル空間統計においては、各種手法を用いて非識別化、集計、秘匿を行い、また一部、規律と併せて、特定個人の識別性を排除している。

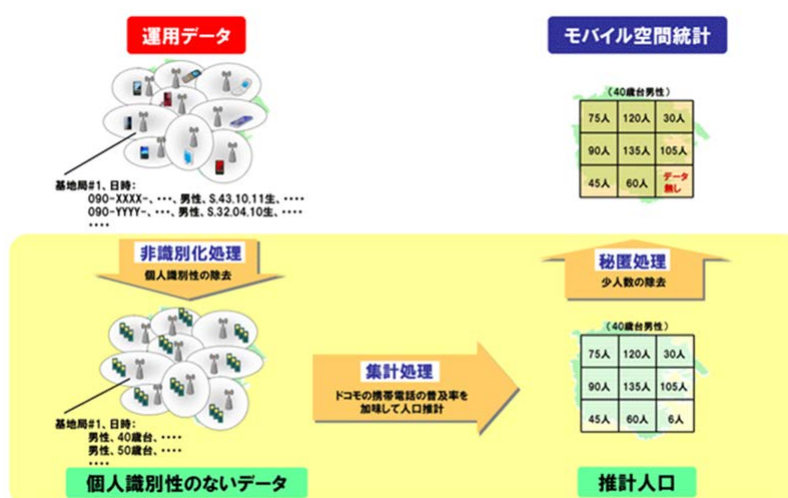
基地局に係る位置情報のうち位置登録情報を利用し、基地局エリアごとの携帯電話台数を利用者の属性別（年齢、性別、住所）に集計することによって、人口の地理的分布を推計したサービスであり、公共分野での防災計画やまちづくり、産業分野での商圈調査などさまざまな分野での活用が予定されている。契約者のプライバシーを守るために、以下の措置を施している。

図表 19 「モバイル空間統計」における匿名加工

匿名加工に用いている手法	匿名加工にかかる規律
● 非識別化处理 ・ 氏名や電話番号、生年月日などの識別情報を取り除く処理 ・ データの削除、数値の丸め込み、不可逆符号への変換など ● 集計処理 ・ 非識別化情報（非識別化处理により得られる情報）から統計的な推計を行うことにより、統計的な「集団に関する情報」を導出する処理 ・ 人数分布の推計、移動人数の推計、性別・年代別などの属性別の人数構成の推計等を含む ● 秘匿処理 ・ 集計結果に少人数エリアの数値が含まれないようにする処理	「モバイル空間統計ガイドライン」において、モバイル空間統計の作成・提供に関する基本原則のほか、従業員及び業務委託先に対する管理措置や運用データの利用停止手続等について規定

出所) 総務省「位置情報プライバシーレポート」(平成 26 年 7 月) を基に作成

図表 20 「モバイル空間統計」の作成手順



出所) NTT ドコモウェブサイト

② KDDI×コロプラ 「観光動態調査レポート」

観光動態調査レポートにおいては、各種手法を用いて非識別化、統計処理を行い、また一部、規律と併せて、特定個人の識別性を排除している。

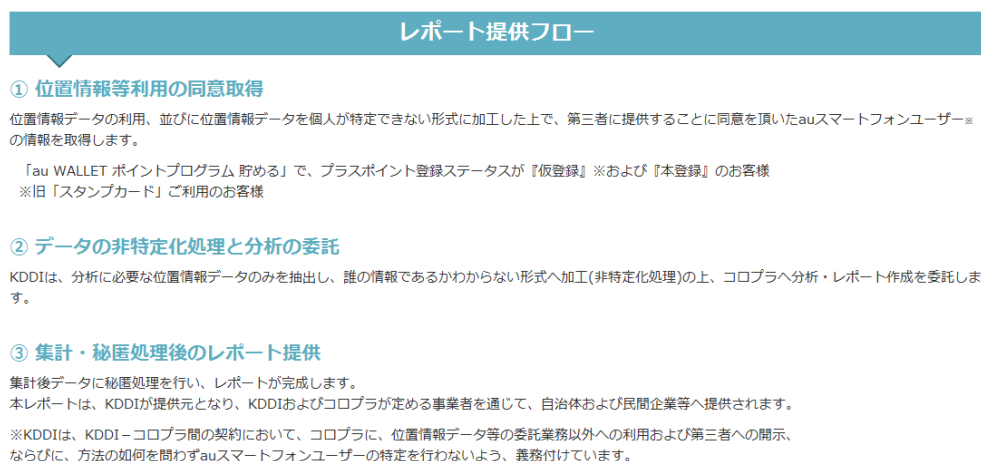
位置情報により観光客の動きを把握する調査サービスであり、観光に特化した本調査を地方自治体等に提供することで、各自治体の観光における課題発掘や、ターゲットを絞った誘客施策の立案など、地域振興に活用することが予定されている。

図表 21 「観光動態調査レポート」における匿名加工

匿名加工に用いている手法	匿名加工に関する規律
● KDDI による非識別化処理 ・生活圏（自宅及び職場等の日常行動範囲）を排除した旅程抽出 ・位置情報のメッシュ化（500m～数kmメッシュ） ※ 点ではなくエリアで捉えることで個人特定を防止 ・個人識別子の秘匿化 ● コロプラによる統計処理 ・授受したデータを統計的に分析し、レポート化 ・少数サンプルのエリアはデータとして利用しない（集計・秘匿処理）	・スタンプカードの利用を停止することにより、同意を破棄、レポートへのデータ提供を停止する対応 ・本サービス実施に係る「プライバシー保護の仕組み」を自社ホームページ上で公表、非識別化処理等について説明を掲載。 ・KDDI、コロプラ両社間の契約において、位置情報データの委託業務以外への利用及び第三者への開示、ならびに、方法の如何を問わずau スマートフォンユーザーの特定を行わないよう、コロプラへの義務付け

出所）総務省「位置情報プライバシーレポート」（平成 26 年 7 月）を基に作成

図表 22 「観光動態調査レポート」のレポート提供フロー



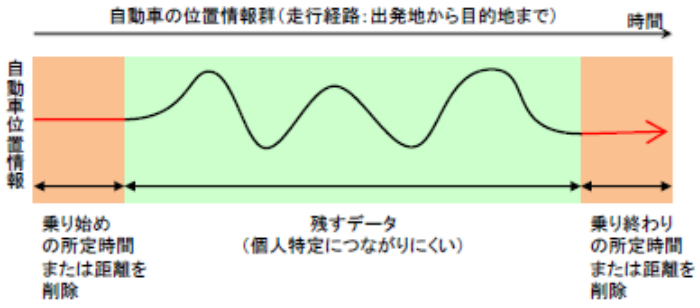
出所) KDDI ウェブサイト

③ 欧州におけるカーナビゲーションシステムにおける走行経路収集

カーナビ会社の渋滞情報、ルート再探索・交通規制情報等サービスにおいては、セル削除と属性（列）削除等の手法を用い、また一部、規律と併せて、特定個人の識別性の排除に努めている。

一部の欧州カーナビ会社は、リアルタイム渋滞情報・ルート再探索・交通規制情報等のサービスを提供する。出発地及び目的地を含む一連の位置情報を継続的に分析すると、容易に個人の自宅等を同定可能であることから、位置情報群が個人情報と判断され得るため、以下の措置を施している。

図表 23 欧州カーナビゲーションシステムにおける匿名加工

匿名加工に用いている手法	匿名加工に関する規律
- セル削除 に相当する処理 - サーバ側で出発地点近傍と到着地点近傍の情報を（ある所定時間ないしある距離の範囲で）削除 - 属性（列）削除に相当する処理 - 出発地点近傍と到着地点近傍を外した位置情報群（走行経路）は、個人 ID も外し、過去の走行経路情報とのひも付けできない形で記録  自動車位置情報群(走行経路:出発地から目的地まで) 時間 自動車位置情報 乗り始めの所定時間または距離を削除 残すデータ (個人特定につがりにくい) 乗り終わりの所定時間または距離を削除	各種サービスを行うために取得している端末からアップロードされる情報についても、利用目的を明確にして収集するとともに、その目的以外で収集・加工・利用しないことを表明

出所) 内閣官房「技術検討ワーキンググループ報告書」((第 5 回パーソナルデータに関する検討会配布資料 (平成 25 年 12 月 10 日)) を基に作成

(4) 匿名加工に関する動向のまとめ

匿名加工に関する現状の動向として、以下が主要な論点として挙げられる。

図表 24 匿名加工情報の現状の動向

匿名加工に関する まとめ	概要
● 技術的に「絶対的な匿名化」は困難	・ 属性残存リスク、再識別リスク、属性推定リスク等の各種リスクが、匿名化に残るリスクとなるため、ケースバイケースの対応が必要との指摘が、「技術検討ワーキンググループ報告書」(第 5 回パーソナルデータに関する検討会配布資料(平成 25 年 12 月 10 日))にて、されている。 ・ 検討とリスクに対する対策(チェック方法)の確立が必要という指摘が、パーソナルデータに関する検討会第一回技術検討ワーキンググループにて、されている。
● 現状の匿名化は統計データまで処理されることが多い ● 匿名に関しては利用目的の社会的理解が必要	・ 統計データは、基本的に個の情報を表現せず、また、該当人数が少ない集計結果には秘匿が行われるため安全と考えられている。 ・ 匿名化、特にビッグデータの匿名化と利用目的の社会的理解はこれからであるという指摘が、パーソナルデータに関する検討会第一回技術検討ワーキンググループにて、されている。
● 加工の範囲は利活用の実態に即して個別に判断することが必要	・ データの加工において、利活用における有用性と当該データ内の個人特定性や識別性を低減させることはトレードオフの関係にあり、またデータの種類や量が多様であることから、データの加工方法は利活用の実態に即して個別判断されるべきという指摘は、「技術検討ワーキンググループ報告書」((第 10 回パーソナルデータに関する検討会配布資料(平成 26 年 5 月 29 日))にて、されている。

3) 試行の進め方の設定

マルチステークホルダープロセスの進め方については、以下のような設定で進めることとした。以下の 20 の項目は、諸外国等のマルチステークホルダーに係る事例等の調査に基づき、マルチステークホルダープロセスの枠組みとして設定したものである。

本試行においては、検討会の冒頭でいくつかのマルチステークホルダープロセスの事例を紹介しつつ、以下の枠組みで進めることについて説明を行った上で実施した。

図表 25 マルチステークホルダープロセスの枠組み

項目	本調査における方針
① 準拠法・宣誓等	パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子(案)(第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料(平成 26 年 12 月 19 日))
② 主催者	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
③ 財源	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
④ 構成	検討会とアドバイザー会議で構成
⑤ 期	平成 27 年 1 月～3 月
⑥ 回数	3 回
⑦ 事務局機能	野村総合研究所
⑧ ファシリテーター	野村総合研究所
⑨ 進め方	検討会とアドバイザー会議を並行して実施
⑩ 議題及び提案者	参加者及び事務局は議題等の提案を行うことができる。
⑪ 検討内容・検討結果の透明性担保	非公開で実施
⑫ 位置づけ	行動規範を策定すること
⑬ 結論の決定方法	参加者全員の合意
⑭ 決定事項の拘束力	拘束力なし
⑮ 参加者	カード会社(4 社)、加盟店事業者、データ分析事業者、消費者代表、法律専門家、技術専門家、政府関係機関
⑯ 参加者の条件・選定方法	関連主体に事務局より協力をお願い(事務局が参加者を選定)(新規参加者の自由な参加は不可)
⑰ 参加者への拘束力	参加・脱退は自由
⑱ 専門家	弁護士、学術経験者(技術)、学術経験者(法律)及びアドバイザー会議委員(詳細は 3 ページ及び 4 ページを参照)
⑲ 消費者	日本消費者協会、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
⑳ 政府	経済産業省が事務局として参加。 内閣官房、特定個人情報保護委員会、消費者庁などがオブザーバー参加

（１）準拠法・宣誓等

マルチステークホルダープロセスの枠組みや手続、実施に際しての原則などは、法律や規則・宣誓等の基本となるものがある場合がある。今回の試行においては、定まった明確な準拠法・宣誓等はないものの、平成 26 年 12 月 19 日に内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室が策定した「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」（第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料）の「4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限に関する規定の整備」において、個人情報保護委員会の権限の一つとして、「(2) 個人情報保護指針の作成への関与」が明示されており、「認定個人情報保護団体が、個人情報保護指針を作成する場合には、消費者の意見を代表する者等の意見を聴くよう努め、個人情報保護委員会に届け出なければならないこととする」とともに、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針の変更等を命じることができることとする。また、個人情報保護委員会は、その個人情報保護指針を公表しなければならないこととする。」との記載がなされている。

明確にマルチステークホルダープロセスとは記載されていないものの、意味としては当該個所がマルチステークホルダープロセスのことを指していると考えられることから、本試行においては、この骨子（案）を参照しつつ実施することとした。

（２）主催者

本事業は、調査事業として経済産業省商務情報政策局情報経済課からの委託に基づいて実施するものであることから、本試行の主催者は経済産業省商務情報政策局情報経済課である。

（３）財源

本事業は、既述のように調査事業として経済産業省商務情報政策局情報経済課からの委託に基づいて実施するものであることから、実施に係る費用は同調査の委託費用に含まれるし、実際のマルチステークホルダープロセスの試行も経済産業省の会議室で行われたことから、本試行の財源は経済産業省商務情報政策局情報経済課が負担していると考ええる。

（４）構成

マルチステークホルダープロセスを実施する上での検討の枠組み・体制のことをここでは「構成」と呼んでいる。内容や関与する主体等によって様々な構成があり得ると考えられるが、本試行においては既述のように、ケースを設定し、行動規範等のあり方について検討を行う「検討会」と、設定されたケースにおいてどのようにパーソナルデータを匿名加工すべきかという法的・技術的な専門的見地からの検討と助言を行う「アドバイザー会議」の 2 つの会議体という構成で試行を行った。

(5) 期間

期間は平成 27 年 1 月～3 月の間に実施した。ただし、この期間は検討会の組成や趣旨の説明・共有、ケースの設定など、いわゆる「マルチステークホルダープロセス」そのものに入る前の手続も含めたものであり、実際の「マルチステークホルダープロセス」については、平成 27 年 2 月～3 月に実施した 4 回の検討会が該当する。

(6) 回数

全 4 回の検討会において、マルチステークホルダープロセスと位置付けた上で試行を行った。当初は全 3 回の予定であったが、行動規範等の内容や位置づけに関して様々な意見や議論があったため、当初予定より 1 回増やして実施した。

(7) 事務局機能

事務局機能とは、本試行においては、検討会及びアドバイザー会議開催に係る連絡調整や資料作成、委員等からの意見徴収や情報収集等、検討会及びアドバイザー会議の運営に必要な基本的機能のことを意味している。本試行では、経済産業省及び同省の調査委託先である野村総合研究所が事務局機能を担当した。

(8) ファシリテーター

ファシリテーターとは、本試行においては、会議の議論の基礎的な進行の企画及び当日の円滑な進行をサポートすることを意味している。会議そのものの実際の具体的な進行については、検討会の座長として高芝弁護士に、アドバイザー会議の主査として菊池教授に依頼し、議論の進行サポートは野村総合研究所が担当した。

(9) 進め方

本試行は以下のような進め方を採用した。

図表 26 試行の進め方の設定

会議の構成		会議の主なアジェンダ
検討会	アドバイザー会議	
第一回		・ 検討会の趣旨の説明、マルチステークホルダープロセスに関する海外事例の紹介、匿名加工方法の紹介
第二回	第一回	・ マルチステークホルダープロセスに関する海外事例の紹介（続き）、ユースケースの選定、本調査で実施するマルチステークホルダープロセスの試行方法の決定
	第二回	・ 合同会議で得られたケースについて、匿名化等の技術的側面、又は法的側面からの詳細な検討を実施
マルチステークホルダープロセス試行		
第三回		・ ゴールイメージ（行動規範）の共有、アドバイザー会議からの助言（加工方法、規律）の検討、ケースごとの検討
第四回	第三回	・ ケースごとの検討（続き）、技術・法律面の専門家も交えた意見交換、行動規範骨子案の起草の紹介
第五回		・ ケースごとの検討（続き）、技術・法律面の専門家も交えた意見交換、行動規範骨子案の議論
	第四回	・ ケースに対するより詳細な加工方法、規律の検討と助言内容の検討
第六回		・ ゴールイメージを縮小化し、行動規範ではなく、加工方法の留意点とすることの検討、アドバイザー会議からの助言の検討
第七回		・ マルチステークホルダープロセスの試行結果の共有

（１０）議題及び提案者

マルチステークホルダープロセスを実施する上では、議題の設定・提案はだれが行うことができるのかということは重要な点である。本試行においては、そもそも参加者をある程度限定していること（一般にオープンな参加を想定していないこと）もあり、検討会への参加者及び事務局がいつでも議題の設定・提案ができるものとした。

（１１）検討内容・検討結果の透明性担保

諸外国の事例では、資料のみならず検討状況もインターネットを用いて中継しているなど、高度な透明性を担保している事例もあるものの、本試行はあくまで試行であり、また事業者も実際には実施していないケースもユースケースとして想定しつつ議論を行うという前提もあったことから、非公開で実施することとした。

（１２）位置づけ

試行の当初においては、マルチステークホルダープロセスの試行の目的は「行動規範」を策定することにおいて実施した。

実際には、マルチステークホルダープロセスで検討を進める過程において、十分に議論を尽くすだけの時間が無いことや、本試行で策定する行動規範そのものの位置づけが明確に整理されていないことなどから、「ケースに係る匿名加工基準策定の上での留意点の整理」という形で取りまとめることとなった。

（１３）結論の決定方法

結論の決定方法についても、全員一致、多数決、賛成できる者の間のみで効力を生じる、などの様々な選択肢があるが、本試行では比較的クローズドで限られた者で構成された検討会であることから、「参加者全員の合意」を前提とした。

（１４）決定事項の拘束力

本試行はあくまで試行であることから、拘束力まで有するような結論（行動規範等）を策定するのは容易ではないということ、また拘束力を有することを前提とすると、自由で闊達な議論がやや難しい局面が生じたり、短期間でマルチステークホルダープロセスの全体を通した試行をすることに支障をきたす可能性が生じたりすることが想定されたため、「拘束力なし」という前提で実施した。

（１５）参加者

本試行においては、クレジットカード会社（４社）、加盟店事業者、分析事業者、消費者代表、法律専門家、技術専門家が参加、オブザーバーとして政府機関等が同席した。

（１６）参加者の条件・選定方法

本試行においては短期間で効率的・効果的な検討を行う必要があったことから、経済産業省と事務局が検討を行い、参加いただく方を想定した上で、事務局等より依頼を行う形で参加者の検討を行った。

（１７）参加者への拘束力

本試行においては、拘束力ある行動規範等の成果物を作ることを目的としていなかったため、参加者の検討会への参加及び脱退は自由とした。

（１８）専門家

検討会においては、法律の専門家として、弁護士の高芝委員及び筑波大学准教授の石井委員が参加した。また技術の専門家として、明治大学教授の菊池委員が参加した。

アドバイザー会議においては、法律の専門家として筑波大学准教授の石井委員、弁護士の板倉委員、技術の専門家として明治大学教授の菊池委員、筑波大学准教授の佐久間委員、NTTセキュアプラットフォーム研究所の高橋委員、独立行政法人情報処理推進機構の小松委員、データ分析の専門家という視点から株式会社オプトの寺田委員が参加した。

（１９）消費者

消費者の意見を代表する者のうち、個人情報及びプライバシーに関する知見を有する一般財団法人日本消費者協会の松岡理事長、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会の唯根理事が参加した。

（２０）政府機関

主催者である経済産業省商務情報政策局情報経済課に加え、クレジットカード業界を所管している立場から経済産業省商務流通保安グループ商取引・消費経済政策課、個人情報保護法を所管している立場から消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室、さらには個人情報保護法の改正を担当している立場から内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、また、マイナンバー制度の所管及び今後のパーソナルデータに係る第三者機関としての位置づけ（内閣官房「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」（第13回パーソナルデータに関する検討会配布資料（平成26年12月19日））に基づく。）から、特定個人情報保護委員会が参加した。

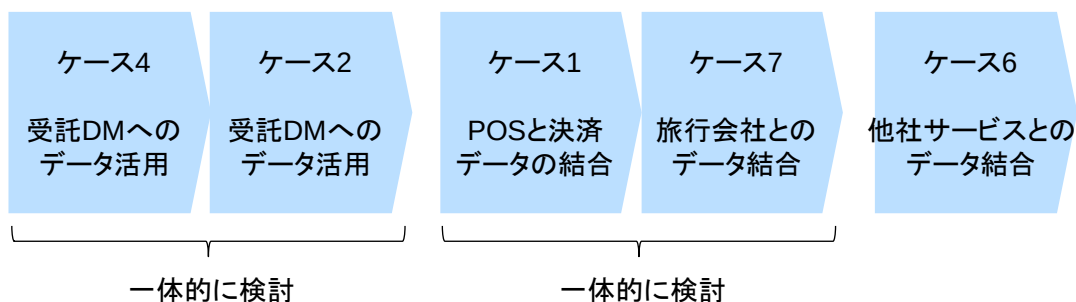
以上の政府機関は、本試行においては全て、オブザーバーとしての参加であり、検討会参加者から質問等があった場合のみ発言する形での参加となった。

3. マルチステークホルダープロセスの試行

1) ケース別の分析

検討会及びアドバイザー会議での議論を踏まえて検討会で選定したユースケースについて、類似テーマのケースをまとめて一体的に検討することとして、優先順位に基づき、検討の順序を設定した（次図）。

図表 27 ユースケースの検討の順序



マルチステークホルダープロセスの試行では、各ユースケースの基礎的な情報として、ケースの概要を整理して提示した。具体的には、業務・サービス名、業務・サービスの概要、取り扱うパーソナルデータ、パーソナルデータの利用目的、パーソナルデータを利用する外部事業者、という枠組みでケースの概要を整理し、さらにケース全体のデータの流れをイメージできる一枚図を提示した。

特に、データの匿名加工の方法がアドバイザー会議及び検討会で重要な論点になるため、取り扱うパーソナルデータについては、「データ種別」、「具体的なデータの内容」、「データ件数（想定）」、「取得方法」、「データ編集・加工」という項目について想定していただいた。

ケース別の検討に際しては、ケースの概要を基に、アドバイザーと会議で技術面及び法律面の両面で検討を行った上で「アドバイザー会議からの助言」という形で、当該ケースに係るリスクや、明確にしておくべきことなどを整理した。

一方で、ケースごとに、消費者の視点から、ケースで想定されているようなパーソナルデータの活用でどのようなメリットが認められるのか、さらにはどのようなプライバシーリスクが想定されるのかという点についても整理を行い、「消費者メリットとプライバシーリスク」という形で整理した。

検討会においては、ケースごとに「アドバイザー会議からの助言」と「消費者メリットとプライバシーリスク」を参照しながら、パーソナルデータの利活用のあり方に関する検討や留意すべき点などを整理した。

以下の整理では、ケースごとに、①ケースの概要、②イメージ図、③アドバイザー会議からの助言、④消費者メリットとプライバシーリスクについて整理した。

(1) ケース 4 加盟店受託 DM ターゲティング分析

① ケースの概要

● 業務・サービス名

加盟店受託 DM ターゲティング分析

● 業務・サービスの概要

カード会社受託 DM サービスを希望する加盟店に、統計化された当該業種、当該加盟店利用会員属性分析リストを提供。当該加盟店で利用可能性の高いセグメントを特定し、DM 抽出条件を設定する。また、匿名化されたデータを提供する。(検討のための仮想ケース)

図表 28 取り扱うパーソナルデータ (ケース 4)

データ種別	具体的なデータの内容	データ件数(想定)	取得方法	データ編集・加工
顧客属性	・ 性別 ・ 年齢 ・ 住所 ・ 職業 ・ カード種別	加盟店規模による	カード入会時に 入会申込書で 取得	ID、氏名を削除
年間 利用金額	顧客別年間 利用金額	加盟店規模による	年間利用を 当社内で集計	ID、氏名を削除 利用金額を カテゴライズ
当該会員 売上データ	・ 業種 ・ 加盟店 ・ 売上日 ・ 売上金額	加盟店規模による	加盟店端末で カード利用時に 取得	ID、氏名を削除 業種や加盟店別に 集計

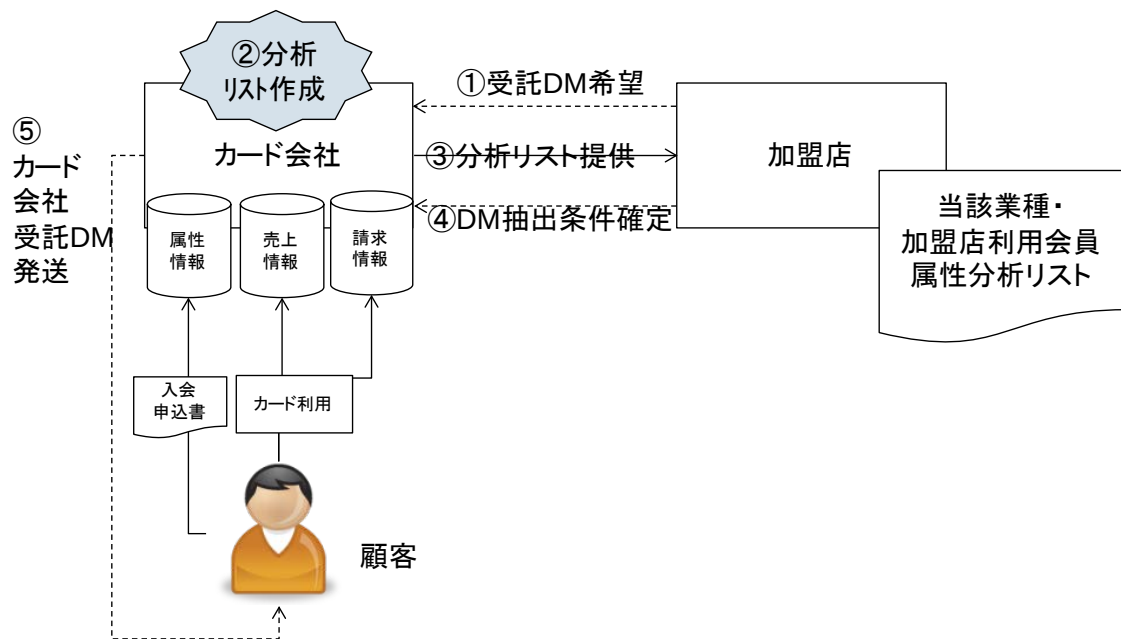
● パーソナルデータの利用目的

加盟店における利用見込客の把握

● パーソナルデータを提供する外部事業者

カード会社受託 DM サービス利用希望加盟店

図表 29 イメージ図（ケース 4）



② アドバイザー会議からの助言

図表 30 アドバイザー会議からの助言（ケース 4）

情報提供者と 情報受領者	提供	カード会社
	受領	加盟店
検討会への 助言等	全体の評価	・ 認められる（条件付）
	脅威分析	① 識別： →リスクあり ② 属性推定： →なし ③ 本人アクセス： →あり
	技術面	「第三者提供」の場合、 ・ カード会社から加盟店に提供している情報が、匿名加工情報なのであれば、「匿名加工情報の規律」（他の情報と照合禁止等）に従うこと。 ・ カード会社から加盟店に提供している情報が、匿名加工情報でないのであれば、十分な匿名化（例：1,000>k・匿名性）が必要（ただし、提供後は、加盟店は匿名加工情報として自由に活用することが可能）。 ・ どのタイミング（毎回、毎週、毎月）で k・匿名性を保証するのか。
	法制度面	・ カード会社から加盟店への情報提供は、「委託」なのか、「第三者提供」なのか要確認。 ・ 仮名化（k=1）で提供する場合、規律が正しく機

		能するために、カード会社が加盟店に対してどのような行為規範をもうけるか。
	備考 (確認事項等)	・ 売上日と売上金額から該当する会員を一意に絞り切ることが出来るか確認。 ・ 「住所」は特定の個人を識別できる記述なので、その一部にする必要があるか確認。 ・ 「DM 抽出条件」はどのように指定するのか。(仮 ID で、郵便番号と利用金額で、等)。

③ 消費者メリットとプライバシーリスク

図表 31 消費者メリットとプライバシーリスク (ケース 4)

消費者のメリット	プライバシーリスク
● 顧客の属性や購買履歴に基づいて、顧客が関心を持ちそうな商品・サービスの案内に関する DM が届く。 ・ カタログ ・ 割引クーポン ● 顧客にとって意味のない DM の届く確率が減る。 ● 加盟店における品揃えが、顧客ニーズに沿ったものになる。	(個人の特定、識別リスク) ● 加盟店に提供される「加盟店利用会員属性分析リスト」から、特定の個人が識別されるリスクがある。 ・ 小さい加盟店の場合、顧客が少ないので、リストの対象が誰だか分かる。 ・ 高額商品の購入者や決済金額の大きい人などの該当者が少ない場合、リストの対象が誰だか分かる。 (個人の属性が増えるリスク) ● カード会社の顧客 DB に、DM 送付した対象者であることを示す記録が付加される。 (本人へのアクセスに伴うリスク) ● DM が届く。 ・ クレジットカード会社から DM が届く理由・背景を理解していない場合は、不安に感じる。

（２）ケース２ 加盟店（大型の事業者を想定）へのデータ提供

① ケースの概要

- 業務・サービス名

加盟店（大規模の事業者を想定。図表 33 イメージ図（ケース 2）においては「百貨店 X」と表記）へのデータ提供

- 業務・サービスの概要

カード会社が保有する加盟店の商圈内に居住するカード会員の属性データ・カード利用データを加盟店に提供することで、加盟店の売上促進に貢献する。カード会社から提供したデータによる分析・ターゲティングは加盟店側で実施、加盟店のターゲティング結果に基づきカード会社から対象のカード会員に該当加盟店の販促（DM（ダイレクトメール）の送付等）を実施する。（検討のための仮想ケース）

図表 32 取り扱うパーソナルデータ（ケース 2）

データ種別	具体的なデータの内容	データ件数（想定）	取得方法	データ編集・加工
顧客の属性データ	・ 郵便番号 ・ 性 ・ 年代 ・ 年収・職業等	加盟店からのニーズにより異なる	カード会社のシステムにて保有	ID・氏名を削除 仮 ID を付与
顧客のカード利用データ	ショッピング利用履歴（特定期間における伝票データ：利用日・利用金額・利用業種）		カード会社のシステムにて保有	ID・氏名を削除 仮 ID を付与

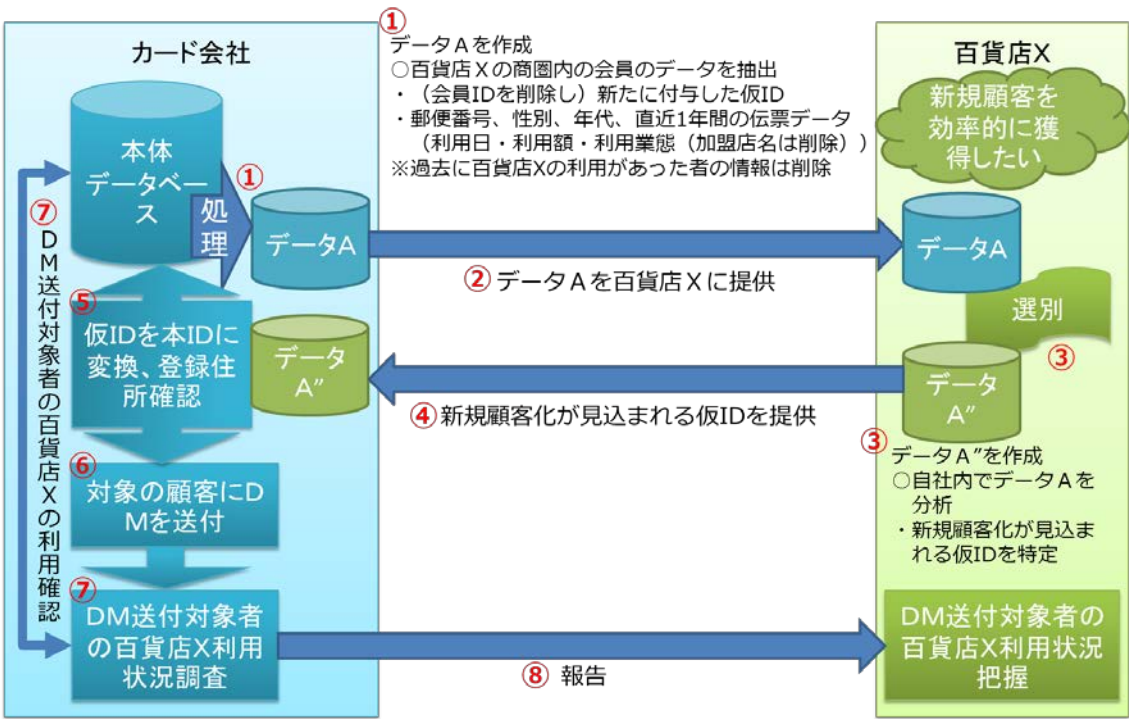
- パーソナルデータの利用目的

加盟店側におけるデータ分析・ターゲティング

- パーソナルデータを提供する外部事業者

加盟店

図表 33 イメージ図（ケース 2）



② アドバイザー会議からの助言

図表 34 アドバイザー会議からの助言（ケース 2）

情報提供者と 情報受領者	提供	カード会社
	受領	加盟店
検討会への 助言等	全体の評価	ケース 4 と同様
	脅威分析	ケース 4 と同様
	技術面	ケース 4 と同様
	法制度面	ケース 4 と同様
	備考 （確認事項等）	・ カード会社の匿名加工情報を百貨店カード会員のデータベースと照合できないが、それをどのように担保するか。

③ 消費者メリットとプライバシーリスク

図表 35 消費者メリットとプライバシーリスク（ケース 2）

消費者のメリット	プライバシーリスク
● 顧客の属性や購買履歴に基づいて、顧客が関心を持ちそうな商品・サービスの案内に関する DM が届く。 ・ カタログ ・ 割引クーポン ● 顧客にとって意味のない DM の届く確率が減る。 ● 加盟店における品揃えが、顧客ニーズに沿ったものになる。	（個人の特定、識別リスク） ● 加盟店が抽出したリスト（図表 36 イメージ図（ケース 2）では「データ A''」）を、カード会社が自社の DB と突合することは、匿名加工情報の取扱いで禁止されている再識別行為に該当する可能性がある。 ● 加盟店に提供されるデータ（図表 36 イメージ図（ケース 2）では「データ A」）から、特定の個人が識別されるリスクがある。 ・ 小さい加盟店の場合、顧客が少ないので、リストの対象が誰かわかる。 ・ 高額商品の購入者や決済金額の大きい人などの該当者が少ない場合、リストの対象が誰かわかる。 （個人の属性が増えるリスク） ● カード会社の顧客 DB に、DM 送付した対象者であることを示す記録が付加される。 （本人へのアクセスに伴うリスク） ● DM が届く。 ・ クレジットカード会社から DM が届く理由・背景を理解していない場合は、不安を感じる。

(3) ケース 1 加盟店販売促進支援

① ケースの概要

- 業務・サービス名

加盟店販売促進支援

- 業務・サービスの概要

加盟店から POS データ（商品購入詳細情報）を受領し、カード会社が保有する属性情報、利用情報と結合。データの価値を高めたうえで、加盟店へデータを還元。加盟店における販売促進分析に活用する。（検討のための仮想ケース）

図表 36 取り扱うパーソナルデータ（ケース 1）

データ種別	具体的なデータの内容	データ件数（想定）	取得方法	データ編集・加工
顧客属性	・ 性別 ・ 年齢 ・ 住所 ・ 職業 ・ カード種別等	加盟店規模による	カード入会時に 入会申込書で 取得	ID、氏名を削除
年間 利用金額	顧客別年間 利用金額	加盟店規模による	年間利用を カード会社内で 集計	ID、氏名を削除 利用金額を カテゴライズ
当該会員 売上データ	・ 業種 ・ 加盟店 ・ 売上日 ・ 売上金額	加盟店規模による	加盟店端末で カード利用時に 取得	ID、氏名を削除
POS データ	・ 売上日 ・ 購入商品 ・ 売上金額	加盟店規模による	加盟店端末で 加盟店が取得	ID、氏名を削除

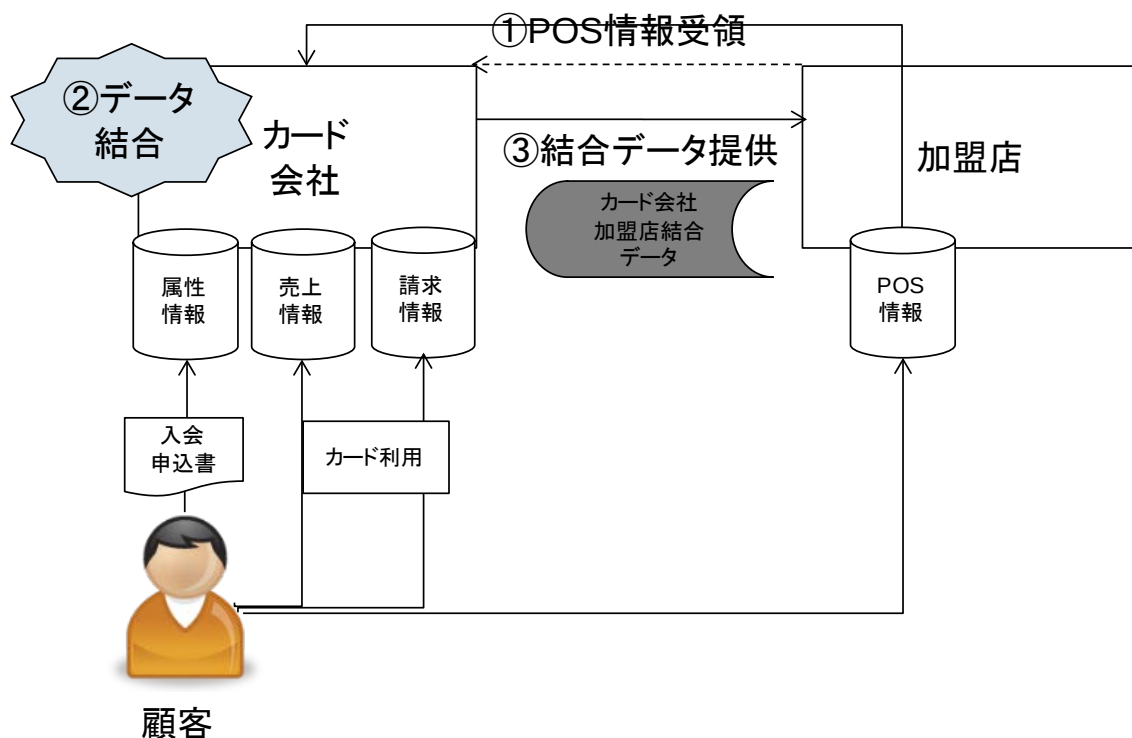
- パーソナルデータの利用目的

加盟店における販売促進支援

- パーソナルデータを提供する外部事業者

加盟店

図表 37 イメージ図（ケース 1）



② アドバイザー会議からの助言

図表 38 アドバイザー会議からの助言（ケース 1）

情報提供者と 情報受領者	データ	POS データ	結合データ
	提供	加盟店	カード会社
	受領	カード会社	加盟店
検討会への 助言等	全体の評価	認められない（技術面での対応が必須）。	
	脅威分析	① 識別：→必ず起きる ② 属性推定：→あり ③ 本人アクセス：→あり	
	技術面	・ 一意の再識別を回避するため、全てのデータをカテゴリデータにできないか（加盟店側が統計データ、匿名加工情報の形で提供する等）。	
	法制度面	・ カード会社側で再識別できるため、個人情報保護法（改正後を想定。なお、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」（第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料（平成 26 年 12 月 19 日））に基づく。）上は、認められないスキームになっている。	
	備考 （確認事項等）	・ 技術面の指摘とおり、カテゴリデータにした場合に、本スキームにメリットがあるか。	

③ 消費者メリットとプライバシーリスク

図表 39 消費者メリットとプライバシーリスク（ケース 1）

消費者のメリット	プライバシーリスク
● 加盟店における品揃えが、顧客ニーズに沿ったものになる。	（個人の特定、識別リスク） ● カード会社が、加盟店の POS データと、自社の DB とを突合することは、匿名加工情報の取扱いで禁止されている再識別行為に該当する可能性がある。 ● 加盟店に提供される結合データから、特定の個人が識別されるリスクがある。 ・ 小さい加盟店の場合、顧客が少ないので、リストの対象が誰かわかる。 ・ 高額商品の購入者や決済金額の大きい人などの該当者が少ない場合、リストの対象が誰かわかる。 （個人の属性が増えるリスク） <DM を送付した場合> ● カード会社の顧客 DB に、DM 送付した対象者であることを示す記録が付加される。 （本人へのアクセスに伴うリスク） <DM を送付した場合> ● クレジットカード会社から DM が届く理由・背景を理解していない場合は、不安を感じる。

(4) ケース 7 異業種 2 社の会員データを活用したプライベートデータエクステンジ

① ケースの概要

- 業務・サービス名

異業種 2 社の会員データを活用したプライベートデータエクステンジ

- 業務・サービスの概要

カード会社と旅行会社（図表 41 イメージ図（ケース 7）では「A 社」と表記）の会員データを突合し、個別の会員データだけでは抽出できない、顧客セグメントの抽出を行う。その抽出結果を基にカード会社が顧客へアプローチ（DM 発送）する。（検討のための仮想ケース）

図表 40 取り扱うパーソナルデータ（ケース 7）

データ種別	具体的なデータの内容	データ件数（想定）	取得方法	データ編集・加工
顧客属性データ	・ 性別 ・ 電話番号（下 4 桁） ・ 生年月日（要検討） ・ メールドメイン	約 50 万件	カード入会時に本人が入力することで取得	ID、氏名などを削除し、 ・ 性別 ・ 電話番号（下 4 桁） ・ メールドメイン のみに加工
購買履歴	商品購入履歴	※「商品購入履歴」の定義により変動	カード会社の機械が記録	カード会社側のデータは外出しせず、カード会社が突合作業
A 社会員データ	・ 性別 ・ 郵便番号 ・ 電話番号下 4 桁 ・ メールドメイン ・ 商品購入履歴	数十万件	A 社から取得	ID、氏名などを削除し、高額旅行商品購入履歴のあるユーザーを対象に ・ 性別 ・ 郵便番号 ・ 電話番号下 4 桁 ・ メールドメイン のみに加工

- パーソナルデータの利用目的

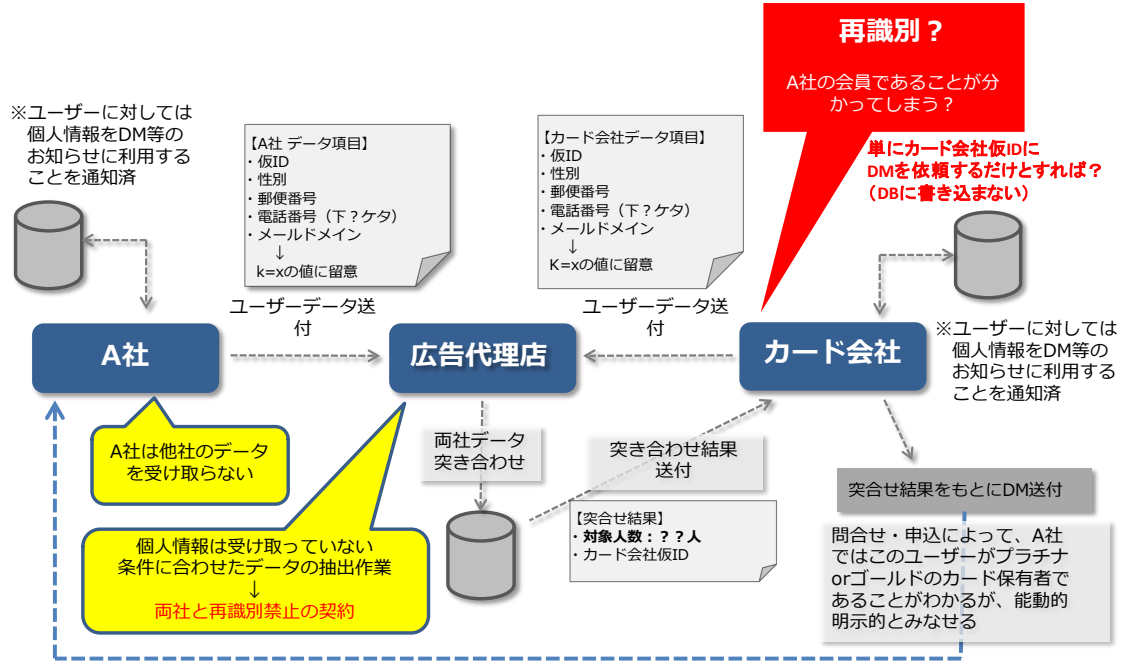
旅行会社の会員データから、高額旅行商品の購入見込層を抽出すること。

- パーソナルデータを提供する外部事業者

- ・ 広告代理店

※ 広告代理店は、カード会社及び旅行会社からパーソナルデータの提供を受ける。

図表 41 イメージ図 (ケース 7)



② アドバイザー会議からの助言

図表 42 アドバイザー会議からの助言（ケース 7）

情報提供者と 情報受領者	データ	ユーザーデータ	突合後データ
	提供	カード会社 A 社	広告代理店
	受領	広告代理店	カード会社
検討会への 助言等	全体の評価	認められない	
	脅威分析	① 識別：→必ず起きる ② 属性推定：→あり ③ 本人アクセス：→あり	
	技術面	郵便番号と電話番号は利用する桁数によっては、識別リスクが非常に高い。	
	法制度面	カード会社及び A 社（旅行会社）から広告代理店への情報提供は、「委託」なのか、「第三者提供」なのか。	
	備考 （確認事項等）	広告代理店が信頼できる第三者とみなせるか。	

③ 消費者メリットとプライバシーリスク

図表 43 消費者メリットとプライバシーリスク（ケース 7）

消費者のメリット	プライバシーリスク
● 顧客の属性や購買履歴に基づいて、顧客が関心を持ちそうな商品・サービスの案内に関する DM が届く。 ・ カタログ ・ 割引クーポン ● 顧客にとって意味のない DM の届く確率が減る。 ● 加盟店における品揃えが、顧客ニーズに沿ったものになる。	(個人の特定、識別リスク) ● カード会社、A社が抽出したリストを、広告代理店が突合することは、匿名加工情報の取扱いで禁止されている再識別行為に該当する可能性がある。 (個人の属性が増えるリスク) ● カード会社の顧客 DB に、A社の顧客であることを示す記録が付加される。 ● A社の顧客DBに、カード会社の特定のカテゴリ(プラチナ会員等。実際の内容はDMの送付条件による。)に当てはまることを示す記録が付加される。 (本人へのアクセスに伴うリスク) ● DM が届く。 ・ クレジットカード会社から DM が届く理由・背景を理解していない場合は、不安に感じる。

（５）ケース 6 他社サービスとの共同分析

① ケースの概要

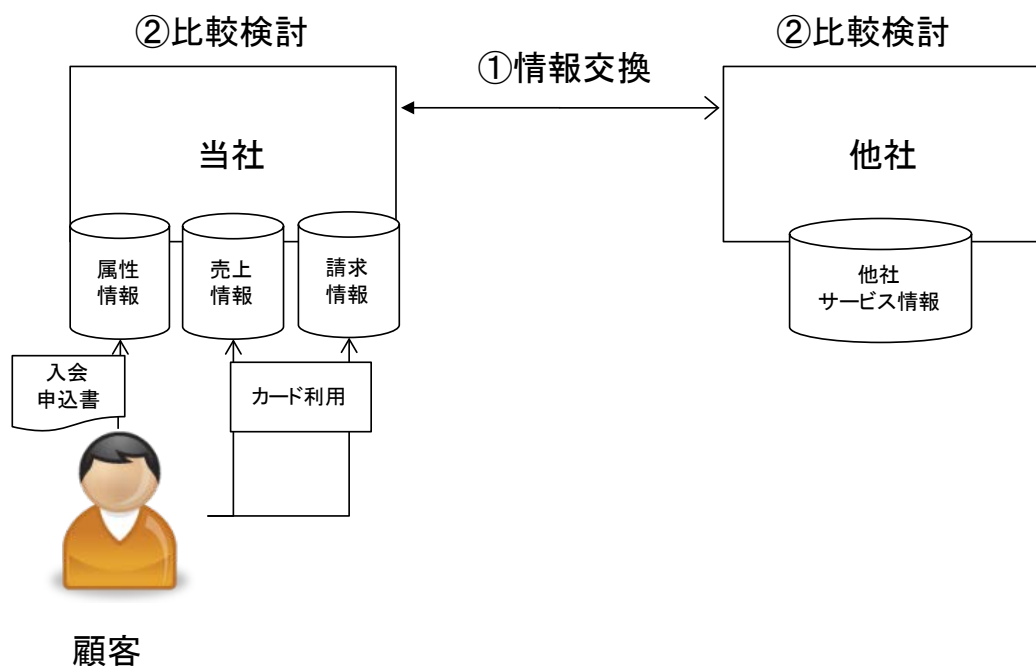
- 業務・サービス名

他社サービスとの共同分析

- 業務・サービスの概要

他社サービス利用、他社セグメント会員とカード会社会員属性・利用情報を交換し双方で比較。双方のデータ価値の有用性の確認し、結合することによって得られる新たな価値を分析する。データ利用はあくまでも共同分析する事業者間での範囲にとどまることが前提。（検討のための仮想ケース）

図表 44 イメージ図（ケース 6）



② アドバイザー会議からの助言

図表 45 アドバイザー会議からの助言（ケース 6）

情報提供者と 情報受領者	提供	相互提供 (カード会社とその他会社の間での相互提供)
	受領	
検討会への 助言等	全体の評価	内容の確認が必要(このスキームそのものの目的は何か)

	脅威分析	評価不能（利用目的が不明確なため）
	技術面	－
	法制度面	－
	備考 （確認事項等）	・ このスキームの目的は何か。

③ 消費者メリットとプライバシーリスク

図表 46 消費者メリットとプライバシーリスク（ケース 6）

消費者のメリット	プライバシーリスク
● 不明	（個人の特定、識別リスク） ● 両者が抽出したリストを、突合することは、匿名加工情報の取扱いで禁止されている再識別行為に該当する可能性がある。 （個人の属性が増えるリスク） ● 両者の顧客 DB に、相手の社の顧客情報が付加される。 （本人へのアクセスに伴うリスク） ● 不明。ただし、以下のリスクが考えられる（リスクの小さい順）。 1. ウェブ・アプリのバナー広告がパーソナライズされる。 2. 広告電子メールが届く。 3. DM（郵便）が届く。 4. 電話がかかってくる。 5. 訪問される。

2) 匿名加工方法に関する留意点

以上のとおり、ケース4、2、1、7及び6について、それぞれそれらの①概要、②イメージ図、③アドバイザー会議からの助言、④消費者メリットとプライバシーリスクについて整理したが、アドバイザー会議においてケース4についてより具体的な匿名加工方法に関する留意点を取りまとめた。なお、匿名加工方法を検討するに当たっては、以下のデータイメージを用いた。

図表 47 データイメージ

カード会社ローデータ	ID	氏名	性別	年齢	住所	職業	カード種別	加盟店	利用履歴	年間利用額
	10001	野村〇郎	男	28	埼玉県さいたま市〇〇町1-6-5	会社員	一般	三越新宿店	18,000円(2014年 1月 3日) 9,000円(2014年 1月 9日)	241,056円
	10002	佐藤〇郎	男	58	東京都練馬区〇〇町5-8-13	公務員	ゴールド	高島屋新宿店	160,000円(2014年 1月 2日) 120,000円(2014年 1月25日)	669,600円
	10003	山田〇子	女	42	神奈川県横浜市港北区〇町9-3-1	自営業	一般	高島屋二子玉川店	300,000円(2013年12月23日) 260,000円(2013年12月25日)	4320,000円
	10004	曾我〇子	女	37	栃木県さくら市〇〇1210	会社員	一般	ユニクロ池袋店	9,200円(2013年12月20日) 9,200円(2014年 1月20日)	107,784円
	10005	大田〇郎	男	66	山梨県甲府市〇〇3-5	無職	プラチナ	ユニクロ新宿西口店	50,000円(2014年 1月 2日) 30,000円(2014年 1月 3日)	108,000円
	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

カード会社ローデータ匿名加工	ID	氏名	性別	年齢	住所	職業	カード種別	加盟店	利用履歴	年間利用額
		仮名化	男	20代	埼玉県さいたま市	会社員	一般	百貨店	18,000円(2014年 1月 3日) 9,000円(2014年 1月 9日)	~50万円
		仮名化	男	50代	東京都練馬区	公務員	ゴールド	百貨店	160,000円(2014年 1月 2日) 120,000円(2014年 1月25日)	50~100万円
		仮名化	女	40代	神奈川県横浜市	自営業	一般	百貨店	300,000円(2013年12月23日) 260,000円(2013年12月25日)	400~450万円
		仮名化	女	30代	栃木県さくら市	会社員	一般	衣料店	9,200円(2013年12月20日) 9,200円(2014年 1月20日)	~50万円
		仮名化	男	60代	山梨県甲府市	無職	プラチナ	衣料店	50,000円(2014年 1月 2日) 30,000円(2014年 1月 3日)	~50万円
		仮名化	...	...	...	...	...	...	...	...

加工部分(k-匿名) 加工(粒度) 非加工(制限)

(1) プライバシーリスクの考え方（脅威分析）

データの第三者提供によるプライバシーリスクとして、「本人へアクセスされるリスク」と「不安感（気持ち悪さ）」の二種類に分けられる。後者は個人差があるため、前者についてのみリスクを評価した。

[性別、年齢、住所、職業、カード種別]

- ・ 組み合わせることで特定の個人を識別する可能性がある属性（性別、年齢、住所、職業、カード種別）は、k-匿名化³又は適切な加工処理をして、個人の特定性を低減する必要がある。

³ 人口密度の高い地域や年齢層などにより、カテゴリーの大きさが変わるため、一様の加工は困難。

[加盟店]

- ・ 加盟店に関する情報（例：〇〇スーパー△△店）は加盟店の位置に関する情報を必然的に含むものである。位置に関する情報は、地図や住所録などと容易に照合できるため、本人へアクセスされるリスクがある。例えば、利用頻度の高いコンビニは、自宅や職場等の推定につながる。このため、他の属性情報よりも、加工に当たって配慮が必要である。

[利用金額，年間利用額]

- ・ 外れ値を除くこと以外は、特に加工処理をしなくてもよい。例えば、千円単位等に処理しなくてよい。位置情報などとは異なり、照合対象のデータを外部から観察するのが困難なため※、特定個人が識別されるリスクは高くない。
※照合表（匿名加工なしの元の表）が漏洩するとたちまち識別される。従って、適切な安全管理措置が必要。
- ・ 利用履歴の日時については、安全なレベルまで匿名加工すべき。(1) 数年に亘る長期間の履歴の利用は脅威、(2) 履歴の期間が長いほど識別されやすくなる。(3) 短期間に集中して利用した場合識別されやすくなる。

(2) 匿名加工の留意点（案）⁴

プライバシーリスク（脅威分析）の結果を踏まえ、匿名加工の留意点（案）をとりまとめた。

(匿名加工の留意点（案）)

- ・ 氏名は削除し、仮名化する（逆変換不能な ID を振る）。
- ・ 属性（性別、年齢、住所、職業、カード種別、加盟店）は、組み合わせることで特定の個人が識別される可能性があるため、次のいずれかの方法で加工処理をする。
 - 方法 1：k-匿名化の加工処理をする。このとき k の値は、データの特性にかんがみて設定する。
 - 方法 2：カテゴライズ化、曖昧化を行って、特定性の低減に寄与する妥当な加工処理をする。
- ・ 特に、加盟店については、住所や職場等のエリアが推定されないような配慮をする。
- ・ 利用金額、年間利用額はトップコーディング、ボトムコーディングを行って、特異な値（外れ値）を除外する。

⁴ 後述「4. 試行結果の検証及びマルチステークホルダープロセスの在り方」に示すとおり、必ずしも委員全員の賛同が得られたものではないことに留意して参照されたい。

- ・ 利用履歴は、(1) 利用期限を定める、(2) 履歴の期間の上限を決める、(3) 履歴の回数
の上限を決める、などを行い、制限を超えたものは削除したり ID を変えたりして、特
定個人識別リスクを低減する。

(前提条件)

- ・ オリジナルのデータ、対照テーブルは、照合されないように、適切な安全管理措置をと
る。
- ・ 本事例においては、仮名化処理だけでは決して匿名加工情報に該当しない。

(3) 匿名加工方法に関する留意点のとりまとめサンプル

マルチステークホルダープロセスの試行では、匿名加工方法に関する留意点のとりまと
めサンプルを作成した（図表 48）。個人情報保護法の改正案⁵で示された「匿名加工情報」
の枠組みを活用するためには、「個人情報保護指針」の作成が求められており、同サンプル
は、その一部となることを想定している。実際に匿名加工方法の規範として運用していく
ためには、サンプルで提示している内容に加え、留意点の目的や策定に至った経緯、留意
点の取扱いに当たっての注意事項について、十分に記載することが求められる。

この「匿名加工方法に関する留意点のとりまとめサンプル」に対して、マルチステーク
ホルダープロセスに参加した委員からは、概ね賛同が得られた。具体的な評価の内容は、
次章で詳述する。

⁵ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の
利用等に関する法律の一部を改正する法律案」

図表 48 匿名加工方法に関する留意点のとりまとめサンプル

匿名加工情報の枠組み活用におけるクレジットカード分野の顧客・決済データに係る匿名加工方法の留意点

※本文書はマルチステークホルダープロセスの試行を通じて作成したものであり、正式な文書ではなく、当然のこととして同試行プロセスに参加した事業者に対して拘束力は生じない。

1. 本文書の位置づけ

本文書は、個人情報保護法で規定される匿名加工情報の枠組みに基づき、クレジットカード会社が、クレジットカード会員（以下「会員」という。）の属性や利用履歴をはじめとするデータを第三者提供する際に必要となる匿名加工処理について、その留意点を示すものである。

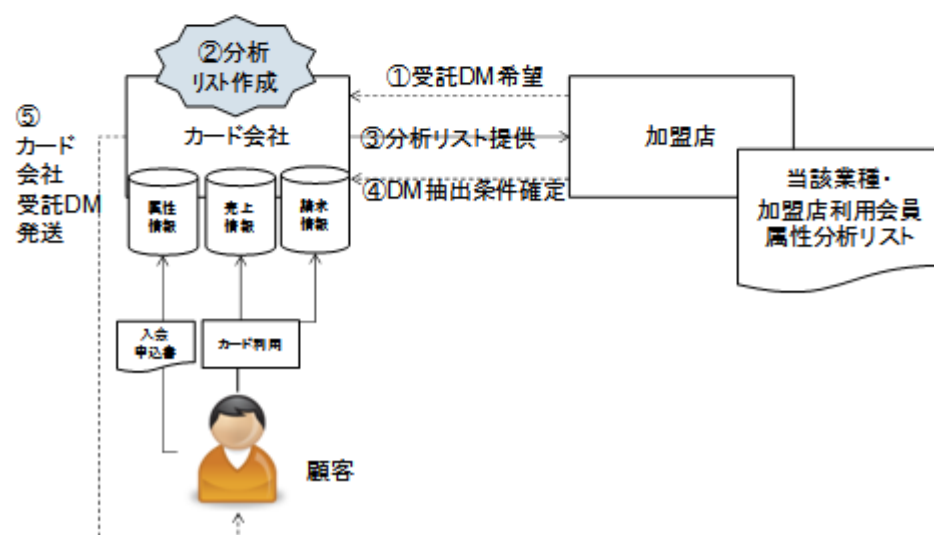
匿名加工方法の留意点は、具体的なユースケースをもとに、それぞれ設定する。

2. ユースケースと匿名加工方法の留意点

1) ユースケースの概要

カード会社による受託ダイレクトメールサービスを希望する加盟店に対して、当該業種、加盟店利用会員属性分析データを提供する。当該加盟店で利用可能性の高い顧客セグメントを特定し、ダイレクトメールの送付対象者の抽出条件を設定する。（検討のための仮想ケース）

ユースケースのイメージ図



ユースケースで取り扱うデータのイメージ

ID	氏名	性別	年齢	住所	職業	カード種別	加盟店	利用履歴	年間利用総額
10001	野村〇郎	男	28	埼玉県さいたま市 〇〇町 1-6-5	会社員	一般	三越新橋店	18,000円(2014年 1月 3日) 9,000円(2014年 1月 9日)	241,056円
10002	佐藤〇郎	男	58	東京都練馬区 〇〇町 5-8-13	公務員	ゴールド	高島屋新宿店	160,000円(2014年 1月 2日) 120,000円(2014年 1月 25日)	689,600円
10003	山田〇子	女	42	神奈川県横浜市 港北区 〇〇町 9-3-1	自営業	一般	高島屋二子玉川店	300,000円(2013年12月23日) 260,000円(2013年12月25日)	4320,000円
10004	曾我〇子	女	37	熊本県さくら市 〇〇 1-2-10	会社員	一般	ユニクロ 毛田店	9,200円(2013年12月20日) 9,200円(2014年 1月 20日)	107,784円
10005	大田〇郎	男	66	山梨県甲府市 〇〇 3-5	無職	プラチナ	ユニクロ 新瀬田口店	50,000円(2014年 1月 2日) 30,000円(2014年 1月 3日)	108,000円
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

2) 匿名加工の留意点

本ユースケースでは、以下の点に留意して、データの匿名加工処理をすることが望まれる。なおオリジナルのデータや対照テーブルは、照合されないように、適切な安全管理措置が採られていること、仮名化処理だけでは匿名加工情報に該当しないを前提とする。

1. 氏名は削除し、仮名化する（逆変換不能な ID を振る）。
2. 属性（性別、年齢、住所、職業、カード種別、加盟店）は、組み合わせることで特定の個人が識別される可能性があるため、次のいずれかの方法で加工処理をする。
 - ✓ 方法1：k-匿名化の加工処理をする。このとき k の値は、データの特徴にかんがみて設定する。
 - ✓ 方法2：カテゴライズ化、曖昧化を行って、特定性の低減に寄与する妥当な加工処理をする。
3. 特に、加盟店については、住所や職場等のエリアが推定されないような配慮をする。
4. 利用金額、年間利用額はトップコーディング、ボトムコーディングを行って、特異な値（外れ値）を除外する。
5. 利用履歴は、(1) 利用期限を定める、(2) 履歴の期間の上限を決める、(3) 履歴の回数の上限を決める、などを行い、制限を超えたものは削除したり ID を変えたりして、特定個人識別リスクを低減する。

以上

4. 試行結果の検証及びマルチステークホルダープロセスのあり方

試行的に実施したマルチステークホルダープロセスについて、検討会委員及びアドバイザー会議委員へのアンケートを実施して、「匿名加工方法に関する留意点のとりまとめサンプル」及びマルチステークホルダープロセスのあり方について、それぞれ意見を収集し、検討会を通じて検証した（アンケートの具体的内容は、）。

この検証結果は、今後、我が国において、マルチステークホルダープロセスを実施していく場合の示唆となるよう、最後にとりまとめている。

1) マルチステークホルダープロセス試行の検証方法

（1）検討会委員へのアンケート

検討会委員へのアンケートを以下のとおり実施し、「匿名加工方法に関する留意点のとりまとめサンプル」及びマルチステークホルダープロセスのあり方に関する意見を収集した。

アンケートの項目

- 「匿名加工方法に関する留意点のとりまとめサンプル」への賛否
- マルチステークホルダープロセスのあり方

<構成や参加者に関すること>

- ・ 会議の主催者
- ・ 検討に係る会議体の構成
- ・ 会議の参加者の構成
- ・ 会議への参加の一般開放・意見収集
- ・ 消費者の意見の把握方法

<会議の運営に関すること>

- ・ 会議の公開／非公開
- ・ 会議の意思決定の方法
- ・ 会議の期間・開催頻度・回数
- ・ 各会議の開催時間
- ・ 検討会・アドバイザー会議の運営

回収

- 事務局より 2015 年 3 月 10 日（火）に、委員にメールでアンケート用紙を配布
- 回収期間は、同年 3 月 10 日～3 月 13 日
- 1 事業者 1 回答とする、回収は N=10（全数：10）

(2) アドバイザー会議委員へのアンケート

同様に、アドバイザー会議の委員へも以下のとおりアンケートを実施し、アドバイザー会議の運営や、マルチステークホルダープロセスのあり方について意見を収集した。

アンケートの項目

- アドバイザー会議の運営
 - ・ 評価できる点
 - ・ 改善すべき点
- マルチステークホルダープロセスのあり方
 - ・ 検討に係る会議体の構成
 - ・ アドバイザー会議の参加者の構成

回収

- 事務局より平成 27 年 3 月 12 日（木）に、委員にメールでアンケート分を送付
- 回収期間は、同年 3 月 12 日～3 月 17 日
- 回収は N=7（全数：7）

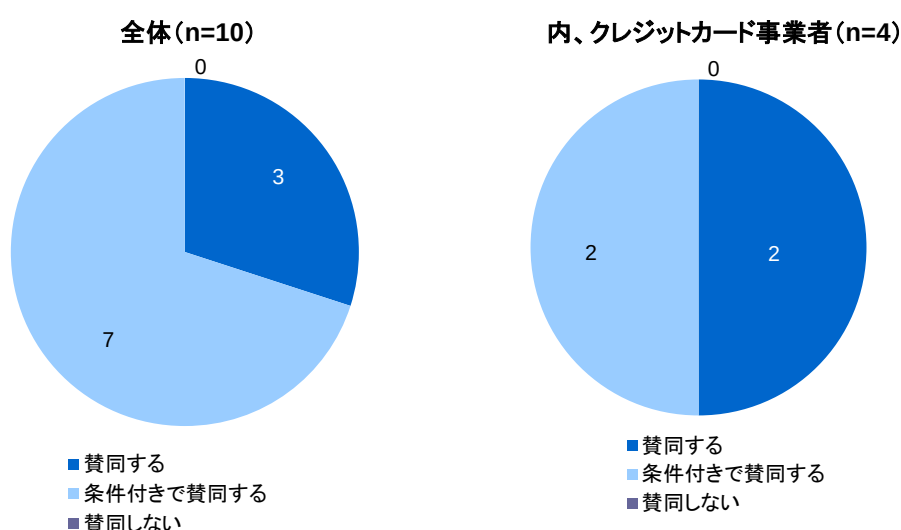
2) 検討会委員へのアンケート結果⁶

(1) 「匿名加工方法に関する留意点（案）」への賛否

すべての委員が「賛同する」又は「条件付きで賛同する」と回答し、留意点（案）に対して、一定の賛同が得られた。

賛同の条件としては、検討範囲の明文化やより一層の論点設定と議論を求める声が挙げられた。

図表 49 「留意点（案）」への賛否



賛同可能な「条件」
<検討範囲の明文化> - 本件はあくまでもサンプルケースであり、各ユースケースについては、各々の事業者で、個別具体的に検討する必要があることを明記。 匿名加工後の事例結果を参考事例として追記することが必要。 - 匿名加工の詳細基準は政令やガイドラインで決定するという認識で、現段階で想定される留意点との前提（K・匿名加化、異常値等）。また、カード業界としてオーソライズされたものではなく、あくまでも本検討会の中での留意事項との認識。 - 留意点の目的や策定に至った経緯の中に、何をリスクと考えたか、その対策の方向性は何であったかが含まれていること。 - アドバイザー会議の脅威分析を前提条件として入れる必要がある。また、仮名化が匿名加工情報に含まれないとの立場を裏付ける説明を付記する必要がある。

⁶ アンケートで得られたコメントは、誤字脱字等を一部修正している。

賛同可能な「条件」

＜より一層のケースに対する論点設定・議論＞

- 不十分な気がする。考慮する時間が不足なので、条件が記入できないが、少なくともそれぞれの分野で追加しなければならない要件があるはずで、この留意点だけで OK と考えられては困る。
- 消費者のメリット・デメリットの検討をもっとしてからにしてほしい。

＜加工の度合いを強めるよりは、悪質な利用を制限すべき＞

- 匿名加工の水準を決めること以外にも、利用範囲を制限したり、提供先の加盟店ごとに必要な情報を出しわけたりすることでも、プライバシーリスクを低減することができる。
- 今回はユースケースを限定しているものであり、このユースケースと同様の事例に利用する場合についての検討をしているため、この加工方法を踏まえていたとしても、これと同様とはいえないケースでの利用については禁止することで、プライバシーリスクを低減できる。
- “特定される気持ち悪さ”よりも“悪用されるリスク”の方がリスクとしては高く、実害にもつながるため、利用を制限し、仮に特定されたとしても本人の権利利益の侵害につながらないようにすることで、過度な特定リスクの排除を避けるべきである。
- 具体的には、2. 2) 中の2. の方法1では、必要に応じてk-匿名化の加工処理をする（つまり、場合によってはk=1のケースもあり得る）とし、3. は加工不要、5. は不要とした上で、利用範囲をこのケースと同様の場合に制限し、加盟店に対しては不必要な情報の提供を控えるなども併せて実施することで、利用価値を保ちつつ、実質的な権利利益の侵害防止を図れると考える。

＜「仮名化処理だけでは匿名加工情報に該当しない」という文言を削除＞

- （改訂法案に記述された）個人情報保護委員会規則が定められていない段階では、何を持って匿名加工情報に該当しないかは不明確であるため、現時点で明言すべきではないと考える。

＜加盟店情報の加工は不要＞

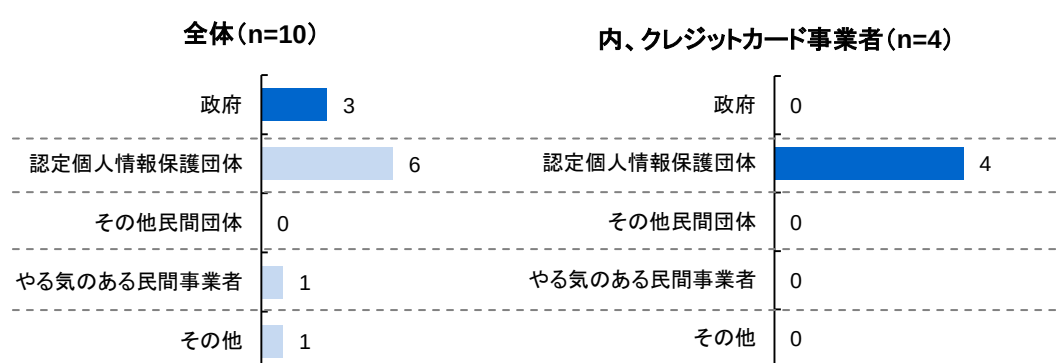
- 住所情報があるにもかかわらず、加盟店情報はエリアの推定につながるため配慮すべきというのは論理的整合性がないため、2. 2) 3. については、不要と考える。
検討会では、加盟店情報に利用日時や利用頻度の情報が加わると、本人へのアクセスリスクが高まるというコメントもあったが、アクセスリスクは住所情報を加工した情報と同程度が担保されていれば十分であり、〇〇店程度の情報であれば、それほどリスクが高いとは思えない。
- また、アクセスリスクという点では、加盟店情報を加工しなくとも、利用日時の“時”を削ることで回避できるものであり、必ずしも加盟店情報について特別な配慮が必要とは考えられない。

(2) マルチステークホルダープロセスのあり方

① 会議の主催者

政府と認定個人情報保護団体とで意見が分かれた。クレジットカード事業者はすべて認定個人情報保護団体が会議を主催すべきとしており、認定個人情報保護団体の機能が充実している業界の特性が表れている。認定個人情報保護団体が存在しない又は何らかの理由でマルチステークホルダープロセスを主催することができない場合は、政府又は他の主体が主催者となる必要がある。

図表 50 会議の主催者



主催者に関する意見

<政府>

- ・（改訂法案によると）匿名加工情報の作成等に関しては法律上の制限や個人情報保護委員会の監督によって担保が図られているが、理想を言えば政府のコミットメントがある方が良いのでは。
- ・ 会議主催者は第三者の立場であってほしい。かならずしも政府でなくてもよい。ただし、民間事業者や民間団体といってもいろいろなため、政府とした。
- ・ マルチステークホルダーが同じ立ち位置で意見を出し合うため。

<認定個人情報保護団体>

- ・ 改正法案に記述された認定個人情報保護団体の役割に合致する。
- ・ 今後の運用を考えた場合、クレジットカード各社に遵守を求め継続性が担保できる。
- ・ クレジット業界の個人情報保護法自主ルールとの整合性が得られる。
- ・ クレジット業界は多様な事業者で構成されており、業界の特性等を勘案した上で行動規範を策定することが必要。その他には日本クレジット協会による策定が望ましい。
- ・ まずは業務の特性を理解している業界団体が主催したほうがよい。
- ・ 匿名加工の対象は業界により大きく相違すると想定される。
- ・ 既に既存の業界団体が存在するのであれば、それを活用することに一定の合理性があると考えられる。

主催者に関する意見

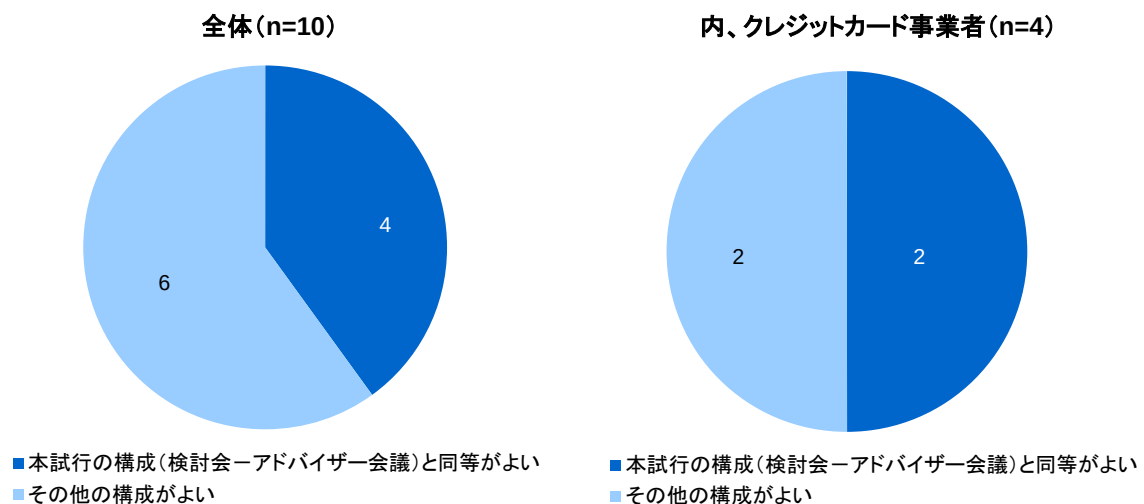
<その他>

- 本質的には自主規制であることから、その業界の認定個人情報保護団体、存在しない場合には代表する団体が主催者となるべきであるが、それぞれの会議体の質が保証されなかったり、有識者や消費者代表のリソース確保が難しかったりする点もあるので、当面は政府が主催するのが現実的では。
- その場合、所管を考えると（改訂法案に記述された）個人情報保護委員会が最適であると思われるが、委員会が実効的な組織になるまでは現在の所管が主催するのが妥当ではないか。

② 検討会に係る会議体の構成

本試行の構成（検討会－アドバイザー会議）を基本形としつつ、改善の観点として、ステークホルダーの範囲拡大、多様な会議体の構成、会議体そのもののミッションの明確化といった意見が挙げられた。

図表 51 検討会に係る会議体の構成



その他の構成が望ましい理由

<より幅広い会議体を構成することが望ましい>

- 基本構成は今回の構成でもよいが、事業者向けの、法律、匿名加工技術の講習、勉強会のようなものが別であれば良いと思う。法律、技術面でメンバーの議論に事業者側がついていけない場合があった。
- 匿名加工情報の検討は極めて専門性が高く、今回の様に事業者及び消費者団体等が一

同に介した検討会では消費者団体等に匿名加工情報等のスキームを十分に理解して頂くことが難しいのではないかと。従って、全体構成としては「検討会－アドバイザー会議」の構成を基本とし、検討会の傘下に事業者 WG、消費者 WG を設置するという体制が望ましいのでは。

- 複数の WG で情報を収集・整理し、アドバイザー会議の意見も聞く機会を設け、その上で検討（全体）回へ繋げて行くような構成・運営

<より柔軟な会議体の組成をすることが望ましい>

- 会議体の構成は特定の形に固めてしまうよりも、案件によって個別に深めるべき論点異なるため、その都度適切に WG などの下部組織を柔軟に作れる仕組みが望ましい。

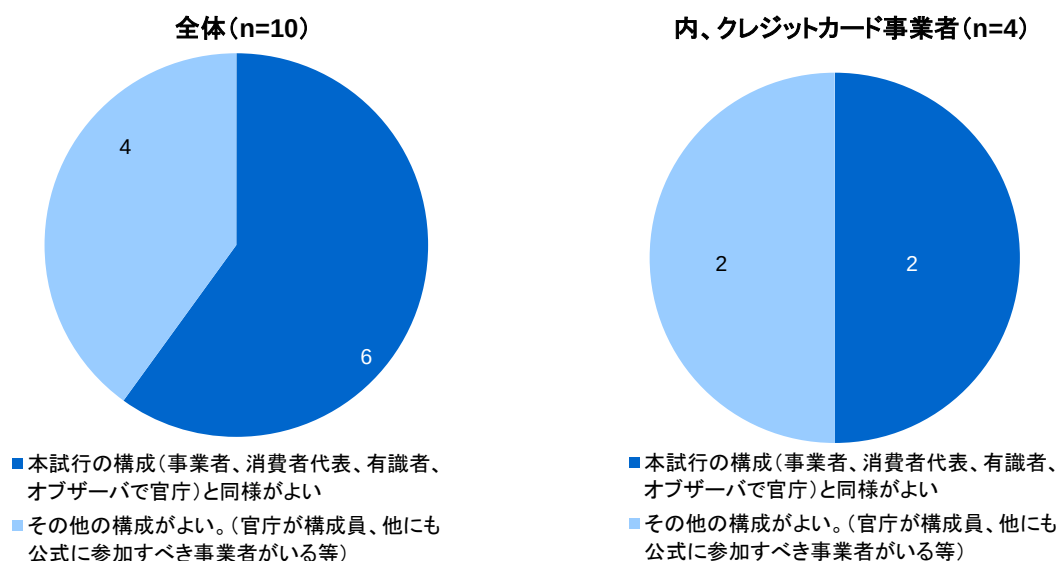
<各会のミッションの更なる明確化が望ましい>

- ガイドラインや行動規範を作成する WG⇔技術・法制度面で検討する
アドバイザー会議、上記である程度課題を解決したものを検討し結論を得るマルチステークホルダープロセス会議、会議体の役割を明確にした方が、それぞれの会議体における議論の発散が抑えられ、課題や方向性を明確にしやすくなる。

③ 会議参加者の構成

本試行の構成を基本としつつ、認定個人情報保護団体である日本クレジット協会の参加が必要とした意見、参加者の構成よりも、知識、情報差のある消費者代表をバックアップする体制が必要という意見等が挙げられた。

図表 52 会議参加者の構成



その他の構成が望ましい理由

<その他の出席すべき参加者>

- 認定個人情報保護団体である日本クレジット協会は参加すべき。
- 事業者については業界によって知識や経験が大きく異なるため、個人情報保護が進んでおり先端技術を駆使しているような他業界の事業者にアドバイザー会議かオブザーバーとして参加させることは重要では。
- 構成の問題ではない。一見①は公平なようだが、消費者には知識、情報の差がある。消費者のバックアップ体制が必要。
- 官庁も複数のところが関与しているし、今回の場合では、利用したいという加盟店側の構成が居なかった点もあるのではないかと思います。

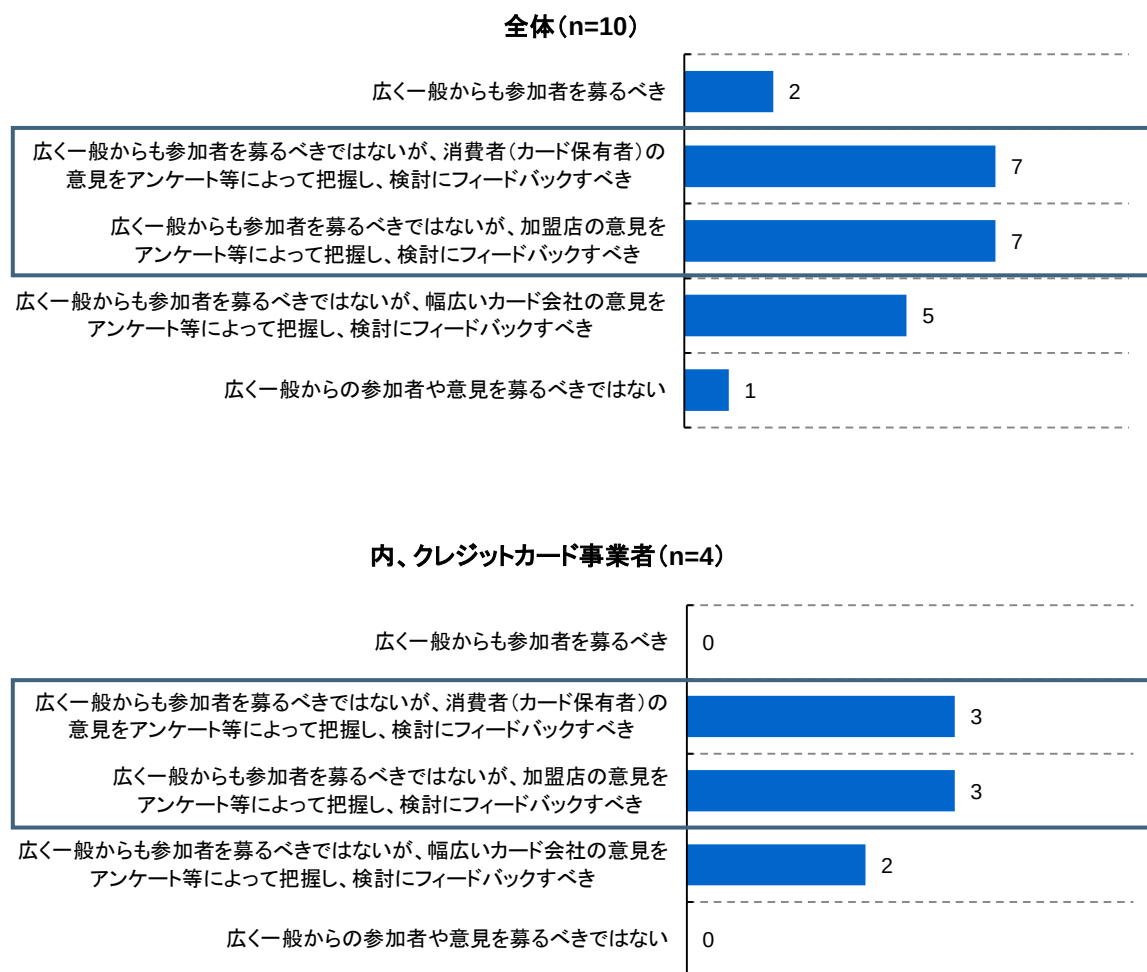
<参加者の会議への関わり方>

- まず事業者と有識者アドバイザーで検討し、ある程度の方向性が出た時点で消費者代表の意見をヒアリングし、再度議論を深めてはどうか。
- 基本的には、参加者の構成としては今回の構成でよいが、議論の進め方として、まずは事業者だけで議論をし、事業者としての意見がまとまった段階や外部の方の意見が必要になった段階などで必要に応じて有識者、消費者を入れるなど、参加のタイミングをずらしたり、真に問題意識を持った方や的確なコメントをいただける方に限定したりする方が、建設的な進め方ができると感じた。

④ 会議への参加の一般開放・意見収集

会議への参加者を一般開放するよりも、消費者へのアンケートや事業者ヒアリング等を通じて広く意見を収集して検討に反映すべきという意見が優勢であった。

図表 53 会議への参加の一般開放・意見収集（複数回答可）



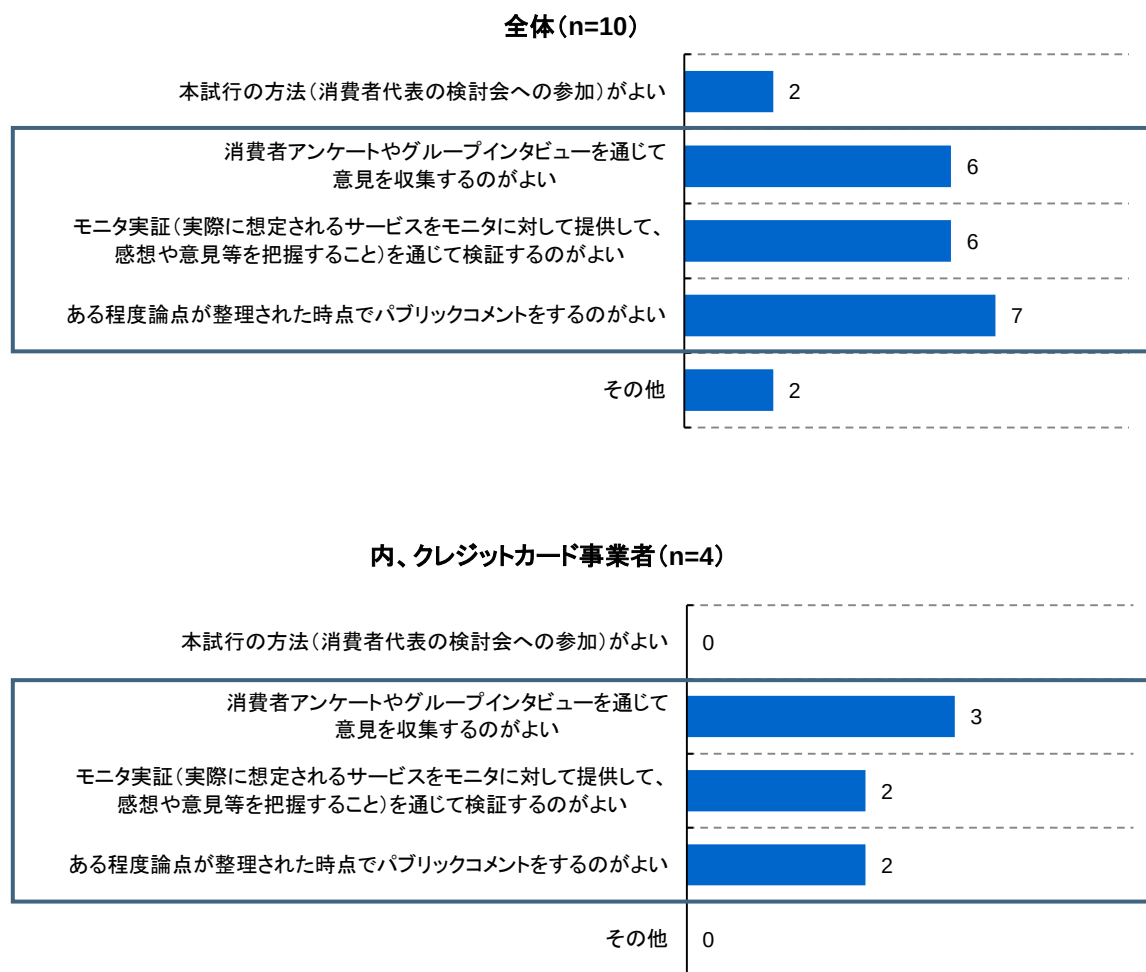
注) 「広く一般からも参加者を募るべき」や「広く一般からの参加者を募るべきではない」を選択した場合は、他の選択肢は選べず、また、残りの選択肢を選ぶ場合は、複数選択できるものとした。

※ 本設問において、「アンケート回答者が正しい知識を持っているか、正しく伝えることができるか、が非常に難しいものであるため、アンケート回答の有効性に疑問がある」とのコメントがあった。

⑤ 消費者の意見の把握方法

パブリックコメント、消費者アンケートやグループインタビューを通じた意見収集、モニタ実証を通じて、消費者の意見を把握することを支持する意見が優勢であった。

図表 54 消費者の意見の把握方法（複数回答可）

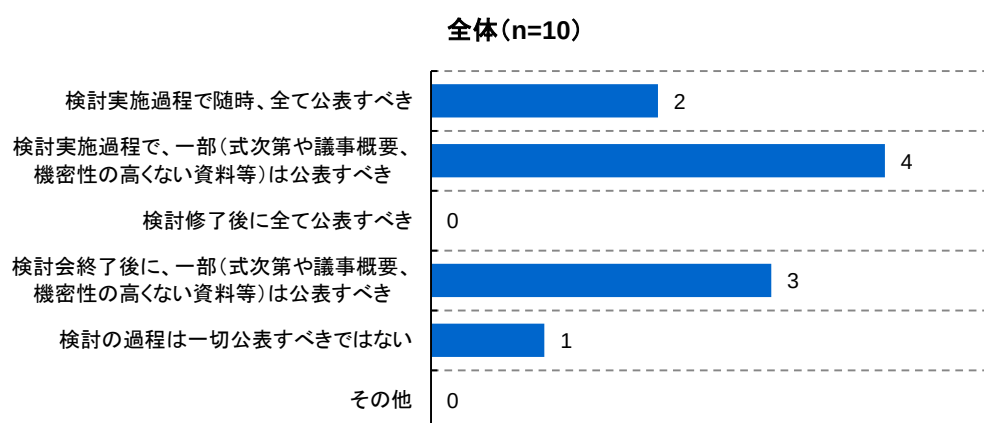


※ 「その他」については、「正確に伝えることが難しいことから、消費者団体等でリテラシーの高い人たちを集めていただいて説明し、意見を述べていただくような場があったほうが良い」とのコメントがあった。

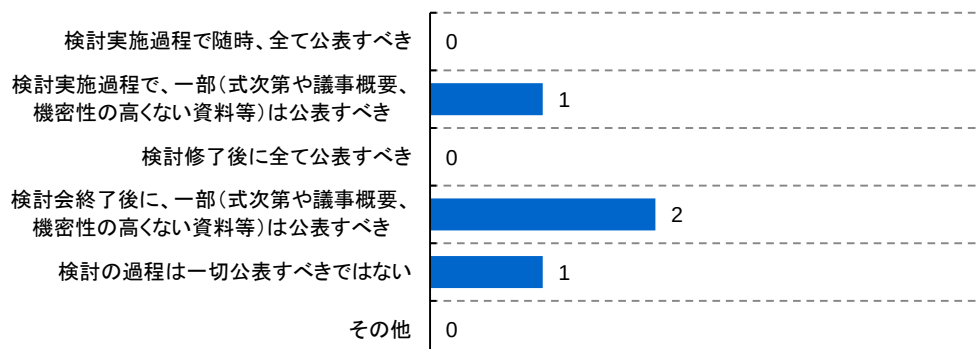
⑥ 会議の公開／非公開

検討実施過程で一部資料を公表すべき、検討会終了後に一部資料を公表すべきという意見がやや優勢であったが、全て公表すべき、全て公表すべきで無いという意見もあり、公開の是非については、意見が分かれた。

図表 55 会議の公開／非公開



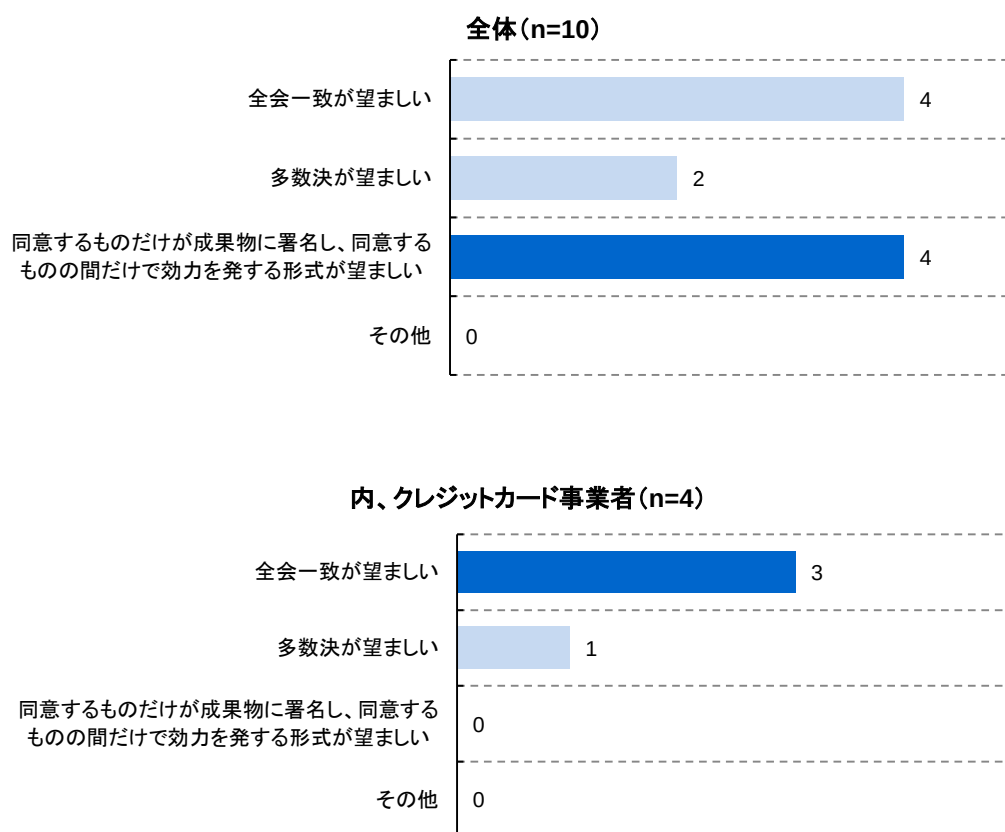
内、クレジットカード事業者 (n=4)



⑦ 会議の意思決定の方法

意思決定は、クレジットカード事業者は全会一致を求める傾向がある一方で、同程度、同意者のみで効力を持つ形式を求める意見も多かった。

図表 56 会議の意思決定の方法



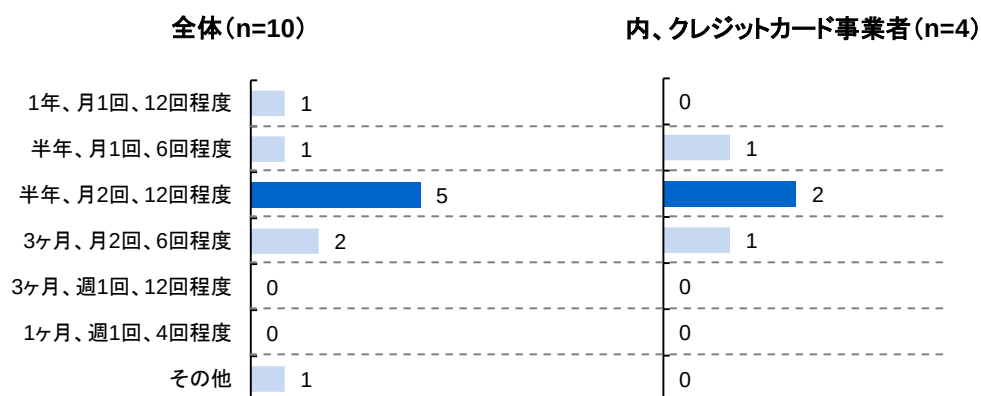
※ アンケートの中で、以下のコメントを頂いた。

- ・ 会議体の規模や検討内容にもよるが、全会一致が望ましいものの、完全に一致させるのは難しく、全会一致を前提とすると完結できなくなる可能性がある。
とは言え、大多数と言える意見の一致は必要であることから 3 分の 2 以上や 8 割以上といったラインは必要と思われる。
- ・ 同意者のみで署名する形式は、例えば認定個人情報保護団体が主催しているような場合には、団体に所属しているにもかかわらず署名しないものがあるということでは自主規制の根幹が崩れてしまうことになりかねず、望ましくない場合があるため避けたほうが良いと考えられる。

⑧ 会議の期間・開催頻度・回数

会議の期間は半年、月2回、12回程度が優勢であった。各会議の時間は、全員が2時間と回答して、意見の一致を見た。

図表 57 会議の期間・開催頻度・回数

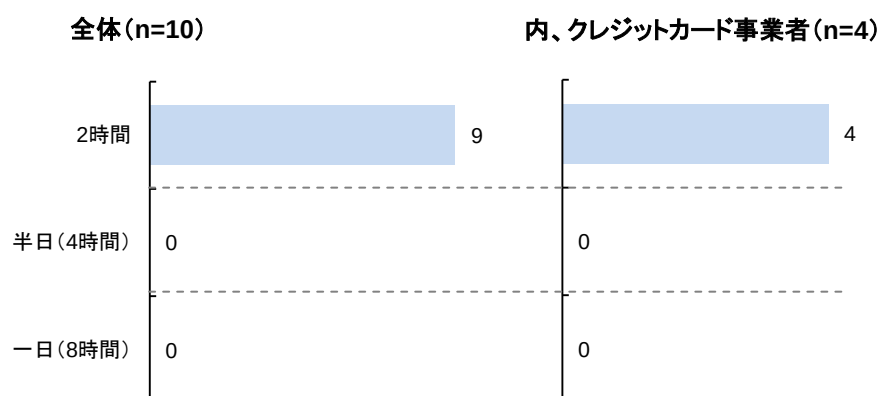


※ その他について、「集中的に行う作業WGと、じっくりと検証すべき会議体とに分かれるべきであると思うのと、ケースによって軽重があるため、一概に決められない。」との意見があった。

⑨ 各会の会議の時間

各会議の時間は、全員が2時間と回答して、意見の一致を見た。

図表 58 各会の会議の時間

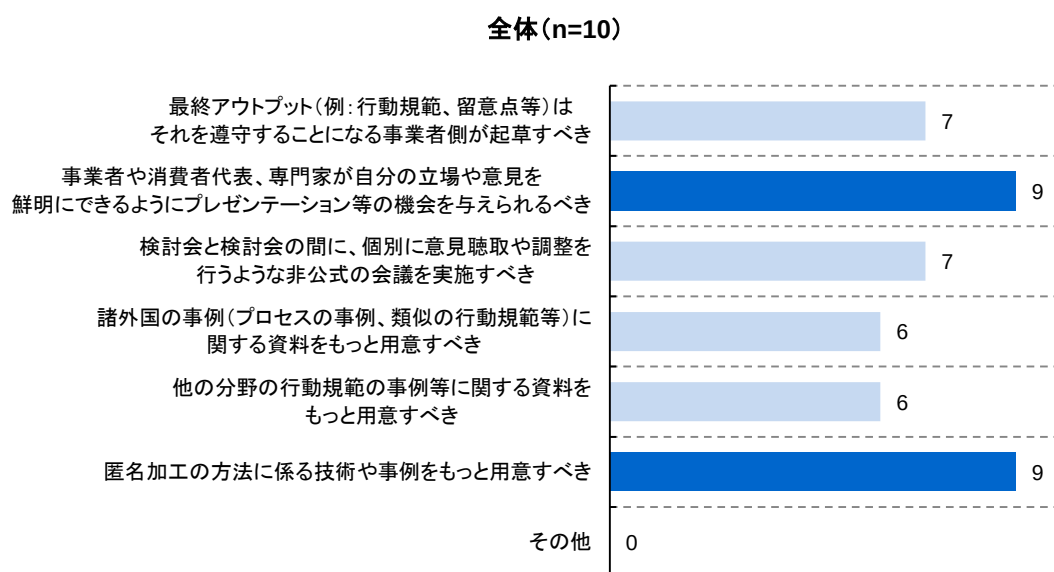


※ 1名、無回答

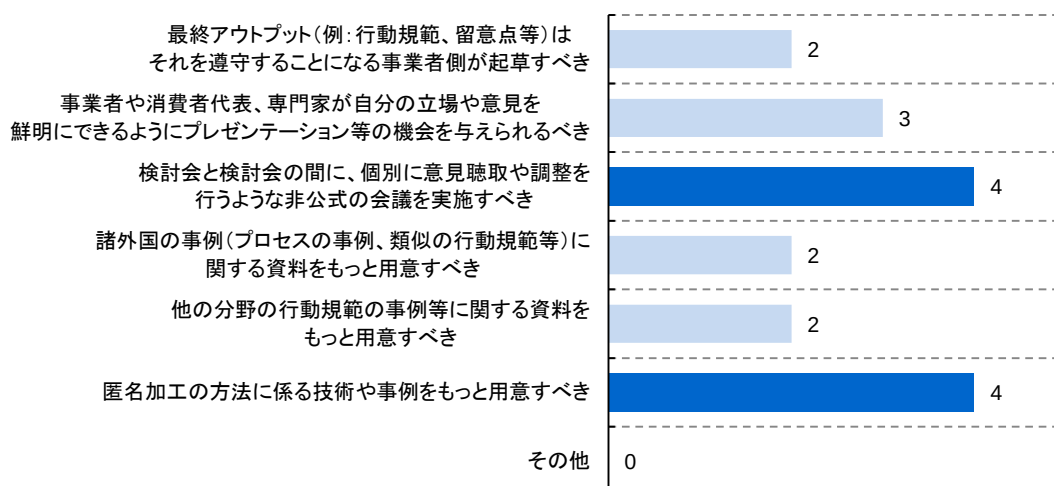
⑩ 検討会・アドバイザー会議の運営

会議の運営に対しては、匿名加工の技術・事例の充実、事業者・消費者代表からのプレゼン、個別の調整を行う非公式会議等、様々な工夫の余地があることが指摘された。

図表 59 検討会・アドバイザー会議の運営（複数回答可）



内、クレジットカード事業者 (n=4)



⑪ 全般

マルチステークホルダープロセスのあり方全般に対して、以下のコメントを頂いた。

図表 60 全般について（自由回答）

＜マルチステークホルダープロセスのあり方＞

- ・ 行為規範は完全なものを長期間かけて確定するよりも、限られた期間で作成し、問題が起きたらその都度適応的に修正をかけられる様なものの方がいいのではないかと思う。
サービスの種類や参加事業者は動的に変化し多様化することであろうし、加工の技術や標準化も進むことと予想される。定期的に見直しの機会を作ることも、健全なマネジメントシステムの観点で重要である。
今回の試行では、アドバイザー会議のしくみが効果的だった。事業者からの需要と提案に対してコメントすることで、適切なキャッチボールが出来ていたと思う。
課題となったのは、利用者側の意見が十分に反映されたかどうかという点と、意見が割れたときに、メタの立場から議論の審議や結論を出す強い調停者の存在である。

＜テーマ設定＞

- ・ 個別ユースケースの検証を始めるまえに、カード業界におけるデータ活用の将来可能性について幅広く議論し、社会性・市場有効性が高く、カード業界が共同し解決すべきテーマがあるのか、あるのならばそれは何なのかを十分に練る必要があったかと思う。
- ・ 本検討会に関しては、「マルチステークホルダープロセス」という新たなスキームに運営にも関わらず、短期間で成果物の取り纏め及び本スキーム運営に係る課題等の整理が出来た意義は十分に評価出来ると思う。
今後、本検討会に於ける課題等を踏まえ、クレジット業界に於ける検討体制及び具体的な運用指針案の策定に関し、クレジット業界として（改訂法案に記述された）個人情報保護委員会での議論と並行として検討を進める必要があると思う。最後に本検討会の運営にご尽力を頂きました経済産業省及び野村総合研究所の関係者の皆様に深く感謝致します。
- ・ 有識者・行政・民間・消費者代表による討議により、各々の立場での意見がなされ、有意義な議論の場であったと思う。
但し、本テーマは個人情報保護法改正案が閣議決定前の段階であり、不確定要素が多い中での議論であったため、時期尚早であったと思慮。今後政令やガイドラインの方向性が見えた時点での検討会再開が望まれる。

＜マルチステークホルダープロセス（マルチステークホルダープロセス）の運営＞

- ・ マルチステークホルダープロセスは合意形成プロセスなので、最初に最終ゴールの提示は必須。また、各会のゴールも必要であるが、当然のことながらゴールにたどり着けないこともあり得るので、毎回、どこまで合意できたかのラップアップが必要（議事録に、まとめとして記載することでも良い）。
資料については、2～3日前には。検討会に対して意思表示を行いたいステークホル

ダーにはプレゼンをしていただく場は必要。

- ステークホルダーからのプレゼンは必要。毎回のゴール提示もある方が望ましい。検討会外での意見聴取は、関係者が多いと議論を紛糾させる可能性も出てくるため、必ずしも必要ではないと思う。協力的ではない関係者については、いつでもマルチステークホルダーから脱退できるようにするとともに、広く参加者を募る方法が公平で良いと思う。
- ステークホルダープロセスは消費者にとってハードルがたかい。特に個人情報保護のステークホルダープロセスに参加できる消費者代表はごく少数である。さらに匿名化のような技術的な議論には付いていけない。
- 業界の実態も十分把握できていない。会議の場だけではなく勉強の場が必要。短期間に会議が進行すると他の人の意見を聞いたり情報を探したりする時間の余裕がない。このアンケートも考える余裕がなかった。
- 基本的には、参加者の構成としては今回の構成でよいが、議論の進め方として、まずは事業者だけで議論をし、事業者としての意見がまとまった段階や外部の方の意見が必要になった段階などで必要に応じて有識者、消費者を入れるなど、参加のタイミングをずらしたり、真に問題意識を持った方や的確なコメントをいただける方に限定したりする方が、建設的な進め方ができると感じた。

<その他>

- 新しい取り組みに参加した気がする。全回出席できず、目標とするもの（ところ）が何かのイメージがつかめなかった。とはいえ、皆様が非常に熱心にパーソナルデータの取り扱いを考えている姿勢を感じることができた。
資料が事前に手許（自宅）に届かず、見られなかったのが残念（データは届いたが）。
- 検討会に参加させていただき大変勉強になった。また同様のものがあればぜひ参加させていただきたい。事務局の皆様お疲れさまでした。

3) アドバイザー会議委員へのアンケート結果⁷

(1) アドバイザー会議の運営

① 評価できる点

アドバイザー会議において実際のケースを対象にして議論できたことで、机上の空論と
ならず、また検討会との連携により、意思疎通ができて踏み込んだ検討ができた点を評価
する声が見られた。

図表 61 アドバイザー会議運営の良かった点

<アドバイザー会議の構成>

- ・ 実務に近い者がいた点

<アドバイザー会議と検討会との連携>

- ・ 途中何回かを合同にしたところ。お互いの顔が見えて、議論がしやすくなった。
- ・ 親会とのキャッチボールの頻度、親会との兼職委員の数及び割合は、適切だったのではないか。
- ・ 親会と、アドバイザー会議のバランスが良かったと思う。順番も、時間・回数が足りなかったのは仕方なくとしても、限られた時間で、よいアレンジメントだった。事務局のロジと、菊池先生のとりまとめのおかげと思う。

<会議の取り纏め>

- ・ 菊池主査が大変良く議論を整理されていたと思います。全体を通じて大変勉強になった。

<その他>

- ・ 技術の観点について、議論ができました。ただし、「パーソナルデータに関する検討会、技術検討ワーキンググループ」の議論が前提となっていたため、説明が欲しかった。
- ・ 実際の事業者からのケースを対象として議論できたことは有意義だと考える。
- ・ クレジットカード会社に実施したい利用例（モデル）を提案してもらい、それをメンバーで共有し、議論ができた点。これは非常に画期的であった。

⁷ アンケートで得られたコメントは、誤字脱字等を一部修正している。

② 改善すべき点

アドバイザー会議の人員構成や、検討会との連携、会議の運営での改善点が挙げられた。

図表 62 アドバイザー会議運営の改善すべき点

＜アドバイザー会議の構成＞

- ・ 検討会のメンバーとアドバイザーは別の方が良いのではないか。この場合、アドバイザーはオブザーバーとして検討会に参加する立場という位置づけが良いのではないか。

＜アドバイザー会議と検討会との連携＞

- ・ アドバイザー会議からの意見の宛先が、検討会宛なのか、事業者向きなのか分からない時があった。消費者を含むと検討会向きなのだろうけれど、そちらはあまり機能していなかった。
- ・ 新法に明文で記載のある消費者代表委員の理解については限界があるように思われる。

＜会議の運営＞

- ・ 期間が短い。時間帯がよろしくない。
- ・ ケースの意図を汲み取るのに、やや時間がかかった。これは節約出来た時間だと思う。ダミーデータ（加工前後）と、加工後データをどう利用するか、その意図はなにか、がもっと詳しく書いてあれば、良かった。
- ・ ケースのモデルが理解しにくいものであったので、事務局側でリライトしてもらった方が良かった（理解に時間が費やされた）。実はモデルの一般化は本質的に重要であり、今回の成果を公開するのかわからないが、一般化して個別の会社要素を消したうえで、公開しても問題ないようにしておけるとよい。
- ・ ケースが、オールドファッションだったと思う。ダイレクトメール、というのは、本取り組みの趣旨とはちょっとずれていると思った。

＜その他（検討会も含めた全体に対する改善すべき点）＞

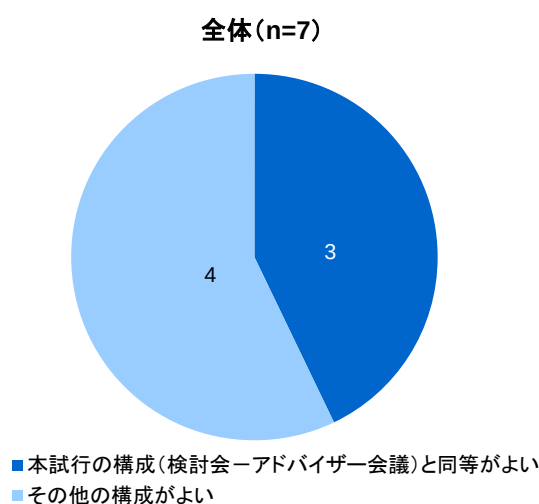
- ・ プロセスの一般化までできなかったように思う。
- ・ 消費者 WG は必要。今回のケースにおいても、（私見では）取り上げたケースで消費者に裨益するものはなかったと考える。
- ・ 目標とマイルストーンが曖昧であった点。議事録にまとめと次回の課題があればよかった。
- ・ 検討会の議論と進行がずれた点。
- ・ 消費者からはあまり意見が出なかった。消費者の意見はとても大事で、プライバシーにもの申したい人間はいくらでもいると思うので、人選を工夫したらよい。IT に詳しくない=消費者とは限らない。IT に詳しい、消費者目線の人が、間に必要。

(2) マルチステークホルダープロセスのあり方

① 検討に係る会議体の構成

会議体については、消費者 WG を含め、柔軟に組成し、その管轄を定めること、また、組成した会議体のミッションをクリアに、周知徹底することを求める声が見られた。

図表 63 検討に係る会議体の構成

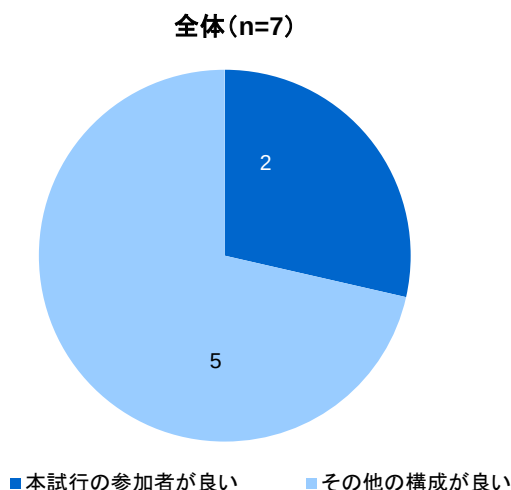


会議体の構成に関する意見
＜会議体の柔軟な設計＞ ・ 今回はこれでよいと思うが、検討によって柔軟に構成を変更すべき点は言うまでもない。場合によっては公聴会や現地調査を組み合わせることも必要。 ・ 消費者 WG は必要。 ・ アドバイザー会議が、その領域別にあるべきか、複数の領域の有識者を混在してひとつの会議にすべきかは、検討の余地がある。 ・ 消費者 WG があるとよい。消費者多数+法律 1+技術 1 くらいの WG があると、よいのかもしれない。 予算と期間に依存するが、理想像はその他の構成だと思う。 ＜会議体のミッションの明確化＞ ・ ガイドラインや行動規範を作成する WG←→技術・法制度面で検討するアドバイザー会議、上記である程度課題を解決したものを検討し結論を得るマルチステークホルダープロセス会議といった、会議体の役割を明確にした方が、それぞれの会議体における議論の発散が抑えられ、課題や方向性を明確にしやすい。

② アドバイザー会議の参加者の構成

アドバイザー会議自体の構成をより多様化させるべきとの意見と、アドバイザー会議と検討会とのより一層の連携のためのスキームを検討すべきとの意見が、主に挙げられた。

図表 64 アドバイザー会議の参加者の構成



アドバイザー会議の参加者の構成に関する意見

<新たな参加者の必要性>

- 統計の専門家は必要かもしれない。カード事業者は議論の当事者であるため、検討会のみで良いのでは。
- 対象とする領域によって変わるが、マーケティング的に意味があるのか、データ分析として意味があるのかといった現場感覚が必要であると感じる。この面ではかなり先端的なだけでなくバランス感覚を持って俯瞰的に見る必要があり、適任者は少ないが。
- 混在すると、それぞれの領域の専門家間の言葉の翻訳が必要だが、今回は期間が短いため、そのような余裕がなかったと考える。もし、時間的な余裕があるならば、混在した参加者で実施することは、意義があると思う。
- どのWGも、同じ人種が集まると、意見が一方によりすぎてしまうので、技術なら技術多数に、法律や消費者を少しまぜる、消費者なら消費者多数に、技術や事業を少しまぜる、といった感じでWGをつくって、親会でまとめあげる、というのがよいのでは。

<会議体の更なる分離>

- 「データサイエンティスト」とセキュリティの人を分けて存在させた方が良い。

<アドバイザー会議ー検討会の、より丁寧な連携スキームの必要性>

- 今回はこれでよいと思うが、親会に参加した際、明らかに消費者代表委員のご理解を得るのは困難だと思われたため、技術専門家、事業者による、技術説明会（デモ）

アドバイザー会議の参加者の構成に関する意見

を、できればアニメーション等を用いて行う必要がある。ちょっと議論だけで理解してもらうのは限界がある。

- 事業者の代表も加わった方がいい場合があった。事務局が代わって回答してくれる場があった。実際には、サービスの実施を計画している当事者がいるはずで、そこからの意見やデータを参照する必要性を感じた。その一方、人数を多くしすぎると、アドバイザーの意見がまとまらない危険性もありうる。
- 今回は、オプトがかなり補ってくれたので、事業者の方はいなくても回りました。アドバイザー会議にも、事業者、というか、個人情報をつかった業務の実務に詳しい人がいるべき。そうでないと、プライバシー保護に厳しい方向に流れがち。

4) 試行検証を踏まえたマルチステークホルダープロセスのあり方

諸外国における先進事例、アンケート結果及び検討会での検討を踏まえ、マルチステークホルダープロセスの主な論点（下表の色塗りした項目）を抽出し、我が国におけるマルチステークホルダープロセス実施に係る示唆として、あり方と留意点をとりまとめた。あわせて、個人情報保護法の改正を見据えたマルチステークホルダープロセス及び匿名加工情報の加工方法に係る具体的提言を取りまとめた。

図表 65 マルチステークホルダープロセスの試行における方針
(色塗りした部分は主な論点)

項目	試行における方針
①準拠法・宣誓等	パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）（第13回パーソナルデータに関する検討会配布資料（平成26年12月19日））
②主催者	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
③財源	経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
④構成	検討会とアドバイザー会議で構成
⑤期間	平成27年1月～3月
⑥回数	3回
⑦事務局機能	野村総合研究所
⑧ファシリテーター	野村総合研究所
⑨進め方	検討会とアドバイザー会議を並行して実施
⑩議題及び提案者	参加者及び事務局は議題等の提案を行うことができる。
⑪検討内容・検討結果の透明性担保	非公開で実施
⑫位置づけ	行動規範を策定すること
⑬結論の決定方法	参加者全員の合意
⑭決定事項の拘束力	拘束力なし
⑮参加者	カード会社（4社）、加盟店事業者、データ分析事業者、消費者代表、法律専門家、技術専門家、政府関係機関
⑯参加者の条件・選定方法	関連主体に事務局より協力をお願い（事務局が参加者を選定（新規参加者は自由な参加は不可））
⑰参加者への拘束力	参加・脱退は自由
⑱専門家	弁護士、学術経験者（技術）、学術経験者（法律）及びアドバイザー会議委員（詳細は3ページ及び4ページを参照）
⑲消費者	一般財団法人日本消費者協会、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
⑳ 政府	経済産業省が事務局として参加。

	内閣官房、特定個人情報保護委員会、消費者庁などが オブザーバー参加
--	--------------------------------------

(1) 主催者

[あり方]

- ・ 認定個人情報保護団体が主催者となることが、運用の観点から実現性が高く、法制度の趣旨とも整合して望ましい。
- ・ 認定個人情報保護団体が存在しない業界や何らかの理由でマルチステークホルダープロセスを主催することができない場合においては、他の民間団体や事業者が主催者となることも必要。
- ・ いずれの場合も、行政機関がオブザーバー参加するなど、その関与を受けながら実施することが望ましい。

[留意点]

- ・ 認定個人情報保護団体が存在しない業界や何らかの理由でマルチステークホルダープロセスを主催することが出来ない場合においては、行動規範策定の主催者が乱立して、同じ業界で全く調整が行われないで各社がそれぞれ行動規範を打ち出したりする可能性がある。行動規範の策定に当たっては、同じ業界内でも事業者には様々な立場があり得ることから、事業者間の事前調整が必要となる場合があることに留意が必要である。

(2) 構成

[あり方]

- ・ 本試行で実施した、アドバイザー会議において専門的な議論をし、その結果を元に検討会でステークホルダー間の検討をするという構成は、特に「匿名加工情報の加工方法」のように専門的な事項を検討会で検討するに当たって非常に有効であった。検討会と有識者によるアドバイザー会議を基本構成としつつ、案件ごとに、事業者が意見調整をするための会合開いたり、消費者向けの法律や技術の勉強会を実施したりして、参加者が互いに理解を深めながら検討を進める構成とすることが望ましい。
- ・ アドバイザー会議を開催する場合、それぞれの検討内容を相互に適切に反映するために、検討会の委員とアドバイザー会議の委員を兼ねる委員がいることが望ましい。また、検討対象のサービスの内容や論点の確認、整理をする検討会などは、検討会とアドバイザー会議の合同会とすることが、アドバイザー会議における円滑で有意義な検討のために望ましい。

- ・ 本試行では、あくまでも試行であったため、事務局が検討対象を選定し、事業者に協力をお願いする形を採ったが、実際のマルチステークホルダープロセスでは事業者によりプロセス開始の提案がなされることが多いものと思われる。このような場合、行動規範の案が何ら存在しないという場合はあまりなく、プロセス開始時に何らかのドラフトが作成されていることが多いことが想定される。そのような場合は、検討の最初から最後まで同じ構成で実施せずに、スポット的に専門家を登用して事業者が専門的な事項をどうすれば消費者に分かりやすく説明できるか相談したり、ある程度事業者間で意見調整ができた段階で消費者代表にプロセスに参加してもらったりするなど柔軟な構成にすることで、迅速かつ適切な検討ができるものと考えられる。

[留意点]

- ・ 消費者代表は、事業者や有識者よりも知識や情報が大きく不足していると想定されるため、消費者のワーキンググループで勉強会を実施するなどして、消費者代表がサービス内容や問題となる状況等を正しく理解した上で検討会に参加できるようにするための配慮が必要。なお、理解に意欲のある人材を選定することも重要である。

(3) 期間・回数

[あり方]

- ・ 諸外国の先進事例をみると、期間をかけて検討することが行動規範の策定につながっているとは必ずしもいえないことから、会議は、月 2 回程度、半年かけて 12 回程度実施することを基本的な期間・回数とし、会議の時間は 1 回当たり 2 時間を目安とすべき。
- ・ 案件によっては、より短期間に集中して実施したり、より長期で取り組んだり、案件の特徴に応じて柔軟に対応することも必要。

[留意点]

- ・ 当初予定のとおり検討が進まない場合も多いことが予想される。そのような場合、期間を延長する、有志によるアドホックな会合を持つ、期間内で合意の得られた範囲に限ってルールを発効するといった対応も必要となる。

(4) 進め方

① 会議の運営

[あり方]

- ・ 検討開始前に最終ゴールの意識あわせが不可欠である。また、会議ごとに、ゴールや検討の到達点を整理することが望ましい。

- ・ 論点・争点の後出しが生じると結論を得るまでに時間を要することとなることから、全体のスケジュールを事前に明確にしておくべきである。
- ・ 事業者、消費者代表、専門家が立場や意見を表明するための機会を提供すべき。
- ・ 会議の場以外に、非公式な会合を通じて意見聴取や調整を実施することも必要である。
- ・ 匿名加工の方法など専門性の高い事項については、技術に関する情報や諸外国・他の業界における議論・取組の状況など、検討の参考となる情報を用意することが重要である。
- ・ 意見が割れたときには、中立的な立場から議論を調整し、結論や合意に導く強い調停者の存在が重要となる。また、その前提として、参加者の意見を十分に整理して争点を明確にするファシリテートが重要である。

[留意点]

- ・ 本試行では、当初、匿名加工情報を活用する場合の「行動規範」の策定をゴールに掲げていたが、議論の過程で、「留意点」としてとりまとめることに変更した。事業者を広く律することになりうる行動規範よりも、留意点としてとりまとめることが、検討の実態及び試行としての位置づけから適切であると判断したことによる。マルチステークホルダープロセスの運営においては、こうした柔軟な対応を求められることに留意が必要である。
- ・ 議論を円滑に進めるため、会議ごとのゴールや検討の到達点の整理、非公式な会合における委員からの意見収集や委員間の意見調整等、事務局には多くの枠割りが求められる。事務局に十分なリソースを充てるとともに、高度な調整力と検討事項に関する知見を十分に有した経験のあるファシリテーターを配置することが不可欠である。

② 消費者等意見の反映

[あり方]

- ・ 消費者アンケートやグループインタビュー、モニタ実証等を通じて、消費者の生の声を取り入れることが望ましい。
- ・ ある程度論点が整理された時点でパブリックコメントを実施することも考えられる。

[留意点]

- ・ 法制度的な観点や技術的な観点からだけでは、「何となく不安」といった消費者のプライバシーに対する意識に対する配慮は困難である。また、消費者代表の意見からだけでは、消費者全体の意向を把握することも限界がある。このため、一般の消費者の意見を吸い上げて、検討にフィードバックすることが重要である。
- ・ 一方で、消費者の「何となく不安」という感情は、消費者と事業者の信頼関係がうまく構築されていないことから生じるものであり、とりわけ、事業者が消費者に対し

て自らのサービスやパーソナルデータの取扱いについて適切に説明できていないことから生じるものである。そして、自らのサービスやパーソナルデータの取扱いを消費者にいかに関適切に説明するかということは、サービス自体のプライバシーへのインパクトとは、本来切り離されたものである。事業者が消費者の理解を得て消費者の生活をより豊かにし、その利益に資するサービスを提供したいと望むのであれば、消費者の「なんとなく不安」といった感情を、別途解消するための取組を講じる必要がある。当該取組を行うに当たっては、経済産業省におけるこれまでの取組⁸が参考になる。

- ・ 消費者アンケートやグループインタビュー、パブリックコメントを実施する場合には、回答者がサービスの内容や事業者の取組の内容等を正しく理解した上で回答することができるよう、十分な説明を分かりやすく行う必要がある。

（５）議題及び提案者

[あり方]

- ・ 参加者及び事務局は、議題等の提案を行うことができることとするのが望ましい。
- ・ 事業者、消費者代表、専門家が、立場や意見を表明するための機会を提供することが望ましい。
- ・ 事業者は、マルチステークホルダープロセスを、消費者の理解を得てサービス提供するためのプロセスと捉え、積極的に情報を開示し、理解を得るための対応を真摯に実施すべきである。また、それに当たっては消費者メリットとプライバシーリスクを十分に説明する必要がある。
- ・ 消費者は、自らの生活をより豊かにするなど消費者の利益に資するサービスをどうすれば許容できるのかという視点から、プロセスへ主体的に関与することが必要である。

[留意点]

- ・ 検討の初期段階で、各ステークホルダーから立場や意見を表明してもらう機会を提供し、互いの立場を尊重しながら、解決に向けて検討を進められるようにすることに留意が必要である。

⁸ 経済産業省における取組として以下を参照。

・ 「パーソナルデータ利活用の基盤となる消費者と事業者の信頼関係の構築に向けて」（平成 25 年 5 月 10 日）

<http://www.meti.go.jp/press/2013/05/20130510002/20130510002.html>

・ 「パーソナルデータ利活用ビジネスの促進に向けた、消費者向け情報提供・説明の充実のための「評価基準」と「事前相談評価」のあり方について」（平成 26 年 3 月 26 日）

<http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140326001/20140326001.html>

・ 「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択に関するガイドライン」（平成 26 年 10 月 17 日）

<http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141017002/20141017002.html>

（６）検討内容 ・ 検討結果の透明性担保

[あり方]

- ・ 円滑な会議運営に支障の無い範囲で、案件に応じて、検討結果を公開していくことが望ましい。
- ・ 検討内容や結果の公開のタイミングは、案件に応じて、随時又は検討終了後を選択すべき。

[留意点]

- ・ 検討の途中で公開の方針を変更する必要がある可能性もあるため、変更する場合の手続について、予め定めておくことが望ましい。

（７）結論の決定方法

[あり方]

- ・ 基本的に、全会一致が望ましい。
- ・ 案件や業界の特性に応じて、意見が分かれた場合などにおいては、多数決や合意者のみでの運用（特に事業者内で意見が分かれた場合）も考えられる。

[留意点]

- ・ 制裁や罰則といった拘束力が無い場合は、自主規制の結論を出しても、実効性の担保が難しい。自主規制は、拘束力をどのように担保するかという議論と一緒に結論を決定しないと機能しなくなることに留意が必要である。
- ・ 業界によっては、自主ルールを厳格に運用する体制が整備されている場合もあり、そうした場合は、既存の運用体制を踏まえて、結論の決定方法を選定することが想定される。

（８）参加者の条件 ・ 選定方法

[あり方]

- ・ 一般から広く募集するよりも、テーマに応じて、適切なステークホルダーを選定することが、円滑な会議運営に不可欠である。
- ・ 会議の場以外で、広く事業者や消費者にアンケート等を実施して、意見やニーズを把握することが望ましい。
- ・ 有識者については、求められる専門性に応じて選定することが重要で、スポット的に会議に参加してもらうことも有効と考えられる。

[留意点]

- マルチステークホルダープロセスでは、委員間での意見調整が困難な場合に直面することが想定される。こうした場合においても、合意に向けた前向きな議論をしていくことが不可欠で、辛抱強く、前向きに議論に参加できるステークホルダーを選定することが必要である。
- マルチステークホルダープロセスの多くは認定個人情報保護団体が主催し、また、事業者によりプロセス開始の提案がなされることが多いものと考えられるため、プロセス全体の適正性に疑義が生じることのないよう、消費者代表の人選とその手続の適切性確保に十分配慮する必要がある。また、消費者向け勉強会を開催する場合に、その人選は消費者代表に任せたり、事務局が人選をする場合でも消費者の意向を反映させたりする、消費者代表が求めた場合は消費者向け勉強会の参加者を検討会にオブザーバー参加させるなどの配慮も必要である。
- 消費者代表の人選は、マルチステークホルダープロセスにおいて、事業者の意見だけでなく消費者の意見が十分表明され、それをもとにした検討ができるように行わなければならない。この観点からすれば、消費者代表には、消費者団体に所属する者のほかに、消費者問題や検討対象に関する知見を有する弁護士や学者等も積極的に活用することが考えられる。

5) 本調査事業における試行で得られたその他の事項等

「4) 試行検証を踏まえたマルチステークホルダープロセスのあり方」に記載した事項のほか、本調査事業の実施を通じて得られた知見を以下にとりまとめる。

(1) マルチステークホルダープロセスに係る事項

- ・ マルチステークホルダープロセスの実施に当たって、はじめにプロセスそのものの設計についての参加者の合意が必要で重要である。このような行動規範そのものの検討とは別の、プロセスを実施するために必要な事項の決定について、従来の審議会等における座長的な役割を果たす者を設置することは、円滑な検討会の運営に資するものと考えられる。
- ・ サービスや業界の性質によっては、あまり期間をかけるとルール的前提となる技術的条件が変わってしまう恐れがある。行動規範の将来の変更を前提とし、現状及び現状で想定できる未来までを想定して迅速にルールを策定しないと、前提条件の変更によっていつまでたってもルールが作れない可能性がある。なお、このような場合には、行動規範に見直しに関する規定を入れたり、前提とした技術的条件を記載して後で外部からも変更の必要性を判断できるようにしたりしておくことが考えられる。
- ・ いろいろな立場の事業者が存在しうるので、事業者を一括りに考えるべきではない。具体的事例における利害関係を詳細に分析し、必要な参加者を参加させることが、行動規範の（少なくとも手続的な）正当性を担保するためには必要になる。このため、必要な参加者が参加しているか確認し、事業者内の利害関係を事前に調整して意見を集約するために、検討会の開始に先立って事業者の意見調整のための会合を開催することが望まれる。
- ・ 高度な専門性が必要とされる場合に限らず、認定個人情報保護団体や事業者が消費者代表に関する情報を適切に得て、ふさわしい消費者代表を参加者とするのが困難な場合もある。このような場合においても適切な参加者を得てマルチステークホルダープロセスを実施し、そこで策定された行動規範に従って事業者がサービス等の提供をできるようにするため、改定案に記述された個人情報保護委員会は、マルチステークホルダープロセスを実施しようとする認定個人情報保護団体や事業者に対して、適切な消費者代表を紹介する等、必要な対応を講じることが望まれる。
- ・ 行動規範を作成した場合でもすぐに効力が生じるということになると、事業者が現時点で確実に対応可能な範囲でしか行動規範を受け入れない恐れがある。ルールを早急に定める必要がある場合や、事業者により踏み込んだ対応を求めるルールを策定すべき場合がそれぞれ存在し得ることから、プロセスの開始時に発効時期（行動規範策定後の一定期間の経過を条件にしたり、プロセス開始から一定期間の経過を条件にしたりすることが考えられる。後者は事業者の積極的な関与が必要な場合には有効になる）について、個々のケースの特質に応じて検討し、具体的に設定する、最長期間を設定

する、開始時には設定せず、行動規範策定後にその内容に応じて検討する、のいずれかを選択しておくべきである。

- ・ 行動規範はその時々社会情勢や技術の状況に応じて変わり得るものである。行動規範を定めるに先立って又は行動規範作成後に、検討会でその見直しについて検討し、参加者間で同意しておくことが望ましい。また、行動規範を策定した後に、一定の頻度で、現状の確認をする目的の情報交換のセッションを行うなどすることは、行動規範の改定が必要か否かの確認、必要になった場合のスムーズな改定に資するものであると考えられる。
- ・ マルチステークホルダープロセスにより消費者代表と事業者が合意した行動規範を策定し、それに従って事業者がサービス等の提供をすることは望ましいものであるものの、全てのサービスについてマルチステークホルダープロセスによって行動規範を策定することは現実的に不可能である。改定案に記述された個人情報保護委員会は、マルチステークホルダープロセスにより策定された行動規範について、事例を集約して分析、応用可能なものは他の分野でも活用できるよう、ベストプラクティスとして公表したり、ガイドラインに積極的に取り入れたりする等の措置を講じることが望まれる。

(2) 匿名加工情報に係る事項

- ・ 匿名加工情報の加工方法のように、一般的に通用しうる画一的なルールを設定することが困難なものについて、法令の定めは基本的な考え方を示すなど必要最小限度にとどめ、マルチステークホルダープロセスによる行動規範の策定に委ねられるべきである。その際、マルチステークホルダープロセスにおいては、以下を前提として、具体的なケースにおいて消費者のリスクとメリットのバランスをいかに図るかという観点から、ステークホルダー間による検討が行われるべきである。
 - 特定の個人が識別されることで生じるリスクを技術的にゼロにすることはできないこと
 - 漠然とした不安感は評価不能であり、建設的な検討には特定の個人が識別されることで生じるリスクを客観的に評価することが不可欠であること
- ・ 機微な情報についても、具体的なケースにおける消費者のリスクとメリットのバランスによりあるべき加工方法が個別に判断されるべきであり、一律に厳しい規律を課すべきではない。
- ・ 機微な情報について匿名加工情報の加工方法をマルチステークホルダープロセス場合など、専門的知見を背景とした非常に高度な判断が求められる場合は、改定案に記述された個人情報保護委員会が積極的に当該プロセスに関わり、主催者に対して高度な知見を有する専門家や消費者代表を紹介するなど、必要な対応を講じることが強く望まれる。

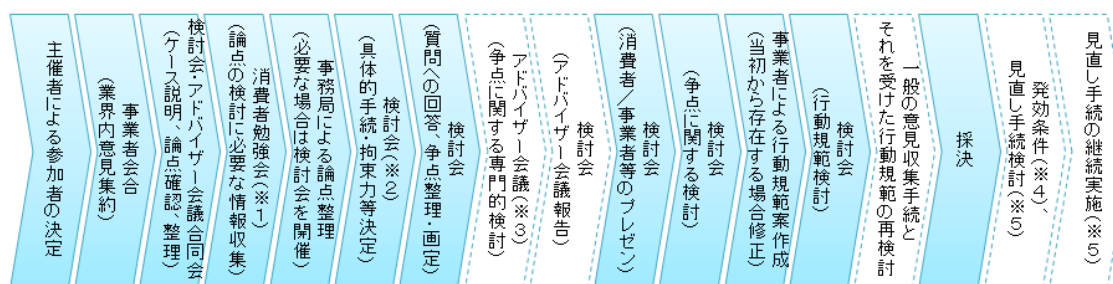
(3) 法改正を見据えたマルチステークホルダープロセス及び匿名加工情報の加工方法に係る具体的提言

- ・ パーソナルデータの利活用に関するマルチステークホルダープロセスにおいては、以下を前提として、具体的なケースにおいて消費者のリスクとメリットのバランスをいかに図るかという観点から、ステークホルダー間による検討が行われるべきである。
 - 特定の個人が識別されることで生じるリスクを技術的にゼロにすることはできないこと
 - 漠然とした不安感は評価不能であり、建設的な検討には特定の個人が識別されることで生じるリスクを客観的に評価することが不可欠であること
- ・ 機微な情報についても、具体的なケースにおける消費者のリスクとメリットのバランスによりあるべき加工方法が個別に判断されるべきであり、一律に厳しい規律を課すべきではない。
- ・ 行動規範の実効性の確保という観点から、改定案に記述された個人情報保護委員会は、マルチステークホルダープロセスに対してオブザーバー参加する、参加者の紹介をする等、積極的に関与することが望まれる。また、マルチステークホルダープロセスにより策定された行動規範について、事例を集約して分析、応用可能なものは他の分野でも活用できるよう、ベストプラクティスとして公表したり、ガイドラインに積極的に取り入れたりする等の措置を積極的に講じることが望まれる。

(4) マルチステークホルダープロセスの実施方法あり方（案）

以上を総合し、マルチステークホルダープロセスの実施方法あり方として以下を提案する。

図表 66 マルチステークホルダープロセスの実施方法あり方(案)



は必要に応じて実施

- ※1 必要に応じて、外部有識者、検討会参加者のうち事業者と有識者から質問回答者が参加。
- ※2 以降の検討会は、消費者勉強会に参加した外部有識者もオブザーバー参加可能とする。
- ※3 アドバイザー会議は、以降適宜開催し、必要に応じて検討会と合同開催とする。
- ※4 発効条件の検討は、事前には「具体的手続」の一部として決定していた場合は検討不要。
- ※5 一定の頻度で現状を確認するためのマルチステークホルダープロセスを実施することを定める、など。

参考資料 1 匿名加工技術に係る用語説明

図表 67 匿名加工技術に係る用語説明

番号	用語	解説
1	パーソナルデータ	人の行動・状態等に関するデータ
2	個人情報	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と用意に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）（個人情報保護法第 2 条第 1 項）
3	匿名加工情報	改定案に記述された個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報から特定の個人を識別することができる記述等の削除（他の記述等に置き換えることを含む。）をするなど、当該個人情報を復元することができないように加工した情報。なお、取得した匿名加工情報を事業の用に供する者は、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除をした記述等及び加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととされている。
4	k-匿名化	単独では個人を識別できないが、複数を組み合わせることで個人を高い確率で識別することが可能な属性（たとえば、性別、年齢、居住地、職業等）について、どの属性値の組み合わせでも、対象とするデータ中に必ず k 件以上存在する状態にすること
5	属性削除	直接個人を特定可能な属性（氏名等）を削除すること
6	仮名化	直接個人を特定可能な属性又はその組み合わせ（氏名・生年月日）を符号や番号等に置き換えること
7	一般化	属性の値を上位の値や概念に置き換えること。例えば、10 歳刻み、キュウリ→野菜
8	あいまい化	数値属性に対して、特に大きい、もしくは小さい属性値をまとめること。例えば、100 歳以上の人を「100 歳以上」とする トップ（ボトム）コーディングとも呼ぶ

番号	用語	解説
9	マイクロアグリゲーション	元データをグループ化した後、同じグループのレコードの各属性値を、グループの代表値に置き換えること
10	ノイズ（誤差）の付加	数値属性に対して、一定の分布に従った乱数的なノイズを加えること
11	データ交換	カテゴリー属性に対して、レコード間で属性値を（確率的に）入れ替えること データスワップとも呼ぶ
12	疑似データ作成	元のデータと統計的に疑似させる人工的な合成データを作成すること
13	レコード（行）削除	特に大きい等、特殊な属性（値）を持つレコードを削除する。例えば、120歳以上のレコードは削除すること
14	セル削除	センシティブな属性値等、分析に用いるべきではない属性値を削除すること
15	サンプリング	元データ全体から一定の割合・個数でランダムに抽出すること
16	属性残存リスク	氏名等、個人を識別しうる属性が残存するリスクのこと。また、センシティブで分析に用いるべきでないとする属性が残存するリスクのこと
17	再識別リスク	他の情報との突き合わせにより再識別されるリスクのこと
18	属性推定リスク	属性種類の単調さにより属性が推定されるリスクのこと

出所）以下を基に作成

1：世界最先端 IT 国家創造宣言（改訂版、平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

2：個人情報保護法第 2 条第 1 項

3：内閣官房「パーソナルデータの利活用に関する制度改正に係る法律案の骨子（案）」（第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料（平成 26 年 12 月 19 日））

4、5、6、7、9、10、12、13、14、15：内閣官房「技術検討ワーキンググループ報告書」（平成 25 年 12 月 10 日）

8、11：内閣官房「技術検討ワーキンググループ報告書」（第 13 回パーソナルデータに関する検討会配布資料（平成 25 年 12 月 10 日））、「匿名化技術の現状について」（パーソナルデータに関する検討会 第 1 回技術検討ワーキンググループ 高橋構成員提出資料（平成 25 年 9 月 27 日））

16、17、18：「匿名化技術の現状について」（パーソナルデータに関する検討会 第 1 回技術検討ワーキンググループ 高橋構成員提出資料（平成 25 年 9 月 27 日））を基に作成

--

(2) 検討に係る会議体の構成

- () ①本試行の構成（検討会－アドバイザー会議）と同等がよい
- () ②その他の構成がよい。（例：事業者 WG、消費者 WG を作る、検討会・アドバイザー会議は一体的に実施すべき、法律・制度のみでなく、他の専門アドバイザー会議も設置すべき、など）

→②を選ばれた場合は、例えばどのような会議体の構成であればより良い議論ができたとお考えになりますか？ご意見をご記載ください（もし可能であれば理由も付記いただけると大変助かります）。

--

(3) 会議の参加者の構成

- () ①本試行の構成（事業者、消費者代表、有識者、オブザーバで官庁）と同様がよい
- () ②その他の構成がよい。（例：官庁が構成員となる、他にも公式に参加いただくべき事業者がいる等）

→②を選ばれた場合は、例えばどのような参加者が含まれていれば（もしくはどのような参加者がどのような立場で参加していれば）より良い議論ができたとお考えになりますか？ご意見をご記載ください（もし可能であれば理由も付記いただけると大変助かります）。

--

(4) 会議への参加の一般開放・意見収集

（※本設問は該当するものに全て○を付けてください。ただし、①や⑤を選択した場合は、他の選択肢は選べません。また、②～④を選択する場合は、①や⑤は選べません。）

- () ①広く一般からも参加者を募るべき（法人・個人等問わず）
- () ②広く一般からも参加者を募るべきではないが、消費者（カード保有者）の意見をアンケート等によって把握し、検討にフィードバックすべき
- () ③広く一般からも参加者を募るべきではないが、加盟店の意見をアンケート等によって把握し、検討にフィードバックすべき
- () ④広く一般からも参加者を募るべきではないが、幅広いカード会社の意見をアンケート等によって把握し、検討にフィードバックすべき
- () ⑤広く一般からの参加者や意見を募るべきではない

(5) 消費者の意見の把握方法

(※本設問は該当するものに全て○を付けてください)

- () ①本試行の方法（消費者代表の検討会への参加）がよい。
- () ②消費者アンケートやグループインタビューを通じて意見を収集するのがよい。
- () ③モニタ実証（実際に想定されるサービスをモニタに対して提供して、感想や意見等を把握すること）を通じて検証するのがよい。
- () ④ある程度論点が整理された時点でパブリックコメントをするのがよい。
- () ⑤その他（具体的に： ）

(6) 会議の公開／非公開

- () ①検討実施過程で随時、全て公表すべき
- () ②検討実施過程で、一部（式次第や議事概要、機密性の高くない資料等）は公表すべき
- () ③検討終了後に全て公表すべき
- () ④検討会終了後に、一部（式次第や議事概要、機密性の高くない資料等）は公表すべき
- () ⑤検討の過程は一切公表すべきではない
- () ⑥その他（具体的に：_____）

(7) 会議の意思決定の方法

- () ①全会一致が望ましい
- () ②多数決が望ましい
- () ③同意するものだけが成果物に署名し、同意するものの間だけで効力を発する形式が望ましい
- () ④その他（具体的に：_____）

(8) 会議の期間・開催頻度・回数

(※最もあなたの理想に近い“組み合わせ”に○を付けてください)

- () ①1 年、月 1 回、12 回程度
- () ②半年、月 1 回、6 回程度
- () ③半年、月 2 回、12 回程度
- () ④3 ヶ月、月 2 回、6 回程度
- () ⑤3 ヶ月、週 1 回、12 回程度
- () ⑥1 ヶ月、週 1 回、4 回程度
- () ⑦その他、()

(9) 各回の会議の時間

- () ①2時間

() ②半日 (4時間)

() ③一日 (8時間)

(10) 検討会・アドバイザー会議の運営

(※本設問は同意されるものに全て○を付けてください)

() ①最終アウトプット (例：行動規範、留意点等) はそれを遵守することになる事業者側が起草すべき

() ②事業者や消費者代表、専門家が自分の立場や意見を鮮明にできるようにプレゼンテーション等の機会を与えられるべき

() ③検討会と検討会の間に、個別に意見聴取や調整を行うような非公式の会議を実施すべき

() ④諸外国の事例 (プロセスの事例、類似の行動規範等) に関する資料をもっと用意すべき。

() ⑤他の分野の行動規範の事例等に関する資料をもっと用意すべき

() ⑥匿名加工の方法に係る技術や事例をもっと用意すべき。

() ⑦その他 (具体的に：)

(11) 全般について (自由回答)

今回のマルチステークホルダープロセスの試行について、検討会そのもの・前後・期間中問わず、ご意見をいただければと思います。(例：検討会外で個別の意見聴取・調整が必要、資料の●日前の提示は必須、毎回明確にゴールの提示が必要、ステークホルダーからの意見表明のプレゼンテーションが必要など...)

以上

お忙しい中、ご協力、本当にありがとうございました

○アドバイザー会議向けアンケート票

問 1. 今回のアドバイザー会議の運営について、よかった点、改善すべき点について、それぞれ自由にご意見を下さい。

(※資料の内容や質、オペレーションや進め方、検討会との関係性など含め、自由に幅広く記載いただければと思います)

1. よかった点

()

2. 改善すべき点

()

問 2. マルチステークホルダープロセスの実施方法に関する以下の設問にお答えください。

※該当する番号を残し、それ以外を消してください。

問 2-1. 検討に係る会議体の構成

(1)本試行の構成（検討会－アドバイザー会議）と同等がよい

(2)その他の構成がよい。

(例:事業者 WG、消費者 WG を作る、検討会・アドバイザー会議は一体的に実施すべき、法律・制度のみでなく、他の専門アドバイザー会議も設置すべき、など)

→(2)を選択された場合は、お考えになられる望ましい構成をお教えてください。

()

問 2-2. “アドバイザー会議”の参加者の構成

(1)本試行の参加者が良い（技術的学識者、法的学識者、実務事業者）

(2)その他の構成が良い（統計の専門家がいるとよい、カード事業者も 1 回くらい参加すべき、消費者代表も参加すべき、など）

→(2)を選択された場合は、お考えになられる望ましい構成をお教えてください。

()

以 上